

平成18年9月14日（木曜日）第1号

○議事日程	11頁
○本日の会議に付した事件	12頁
○出席議員	14頁
○欠席議員	15頁
○説明のため出席した者	15頁
○職務のため出席した事務局職員	16頁
○開会宣告	17頁
○開議宣告	17頁
○日程第 1 会議録署名議員の指名	17頁
○日程第 2 会期の決定	17頁
○諸般の報告	17頁
○日程第 3 議案第 83号から 日程第37 議案第117号まで	17頁
○日程追加の議決	18頁
○日程第 3 議案第 83号から 追加日程 議案第121号まで	18頁
○監査委員の審査意見の報告	21頁
○先議の議決	22頁
○委員会付託省略の議決	23頁
○助役就任あいさつ	24頁
○休会の件	26頁
○散会宣告	26頁

平成18年9月19日（火曜日）第2号

○議事日程	27頁
○本日の会議に付した事件	27頁
○出席議員	27頁
○欠席議員	28頁
○説明のため出席した者	28頁
○職務のため出席した事務局職員	29頁
○開議宣告	30頁

○日程第 1 一般質問	30頁
26番 磯 辺 勇 司 議員	30頁
9番 伊 藤 永 慈 議員	37頁
3番 阿 部 春 市 議員	44頁
28番 平 山 秀 直 議員	56頁
○散会宣告	65頁

平成18年9月20日（水曜日）第3号

○議事日程	67頁
○本日の会議に付した事件	67頁
○出席議員	67頁
○欠席議員	68頁
○説明のため出席した者	68頁
○職務のため出席した事務局職員	69頁
○開議宣告	70頁
○日程第 1 一般質問	70頁
36番 中 谷 秀 八 議員	70頁
40番 工 藤 善 司 議員	80頁
14番 葛 西 ノリエ 議員	84頁
5番 松 野 武 司 議員	97頁
○散会宣告	106頁

平成18年9月21日（木曜日）第4号

○議事日程	107頁
○本日の会議に付した事件	107頁
○出席議員	107頁
○欠席議員	108頁
○説明のため出席した者	108頁
○職務のため出席した事務局職員	109頁
○開議宣告	110頁
○日程第 1 議案第 83号から 議案第121号まで	110頁

○休会の件	110頁
○散会宣告	111頁

平成18年9月28日（木曜日）第5号

○議事日程	113頁
○本日の会議に付した事件	115頁
○出席議員	117頁
○欠席議員	118頁
○説明のため出席した者	118頁
○職務のため出席した事務局職員	119頁
○開議宣告	120頁
○日程第 1 議案第110号から	
日程第 3 議案第117号まで	120頁
○日程第 4 請願第2号及び	
日程第 5 請願第5号	121頁
○日程第 6 議案第 83号から	
日程第12 議案第121号まで	122頁
○日程第13 議案第114号	124頁
○日程第14 議案第 84号から	
日程第38 議案第108号まで	125頁
○日程第39 発議第6号	127頁
○委員会付託省略の議決	127頁
○市長あいさつ	128頁
○閉会宣告	129頁

平成18年五所川原市議会第5回定例会会議録（第1号）

---

◎議事日程

平成18年9月14日（木）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 83号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 4 議案第 84号 平成17年度五所川原市一般会計歳入歳出決算について
- 第 5 議案第 85号 平成17年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算について
- 第 6 議案第 86号 平成17年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計歳入歳出決算について
- 第 7 議案第 87号 平成17年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計歳入歳出決算について
- 第 8 議案第 88号 平成17年度五所川原市老人保健特別会計歳入歳出決算について
- 第 9 議案第 89号 平成17年度五所川原市介護保険特別会計歳入歳出決算について
- 第10 議案第 90号 平成17年度五所川原市立高等看護学院特別会計歳入歳出決算について
- 第11 議案第 91号 平成17年度五所川原市下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 第12 議案第 92号 平成17年度五所川原市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 第13 議案第 93号 平成17年度五所川原市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について
- 第14 議案第 94号 平成17年度五所川原市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について
- 第15 議案第 95号 平成17年度五所川原市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算について
- 第16 議案第 96号 平成17年度五所川原市相内財産区特別会計歳入歳出決算について

- 第17 議案第 97号 平成17年度五所川原市脇元財産区特別会計歳入歳出決算について
- 第18 議案第 98号 平成17年度五所川原市十三財産区特別会計歳入歳出決算について
- 第19 議案第 99号 平成17年度五所川原市嘉瀬財産区特別会計歳入歳出決算について
- 第20 議案第100号 平成17年度五所川原市病院事業会計決算について
- 第21 議案第101号 平成17年度五所川原市水道事業会計決算について
- 第22 議案第102号 平成17年度五所川原市工業用水道事業会計決算について
- 第23 議案第103号 平成18年度五所川原市一般会計補正予算
- 第24 議案第104号 平成18年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 第25 議案第105号 平成18年度五所川原市介護保険特別会計補正予算
- 第26 議案第106号 平成18年度五所川原市下水道事業特別会計補正予算
- 第27 議案第107号 平成18年度五所川原市農業集落排水事業特別会計補正予算
- 第28 議案第108号 平成18年度五所川原市水道事業会計補正予算
- 第29 議案第109号 五所川原市障害者地域生活支援事業条例案
- 第30 議案第110号 五所川原市楠美家住宅設置条例案
- 第31 議案第111号 五所川原市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例案
- 第32 議案第112号 五所川原市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
- 第33 議案第113号 五所川原市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案
- 第34 議案第114号 財産の取得について
- 第35 議案第115号 つがる西北五広域連合規約の変更について
- 第36 議案第116号 青森県消防補償等組合の共同処理する事務の変更及び青森県消防補償等組合同規約の変更について
- 第37 議案第117号 青森県市町村職員退職手当組合同規約の変更について

---

◎本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 83号 専決処分の承認を求めることについて

- 第 4 議案第 84号 平成17年度五所川原市一般会計歳入歳出決算について
- 第 5 議案第 85号 平成17年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算について
- 第 6 議案第 86号 平成17年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計歳入歳出決算について
- 第 7 議案第 87号 平成17年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計歳入歳出決算について
- 第 8 議案第 88号 平成17年度五所川原市老人保健特別会計歳入歳出決算について
- 第 9 議案第 89号 平成17年度五所川原市介護保険特別会計歳入歳出決算について
- 第10 議案第 90号 平成17年度五所川原市立高等看護学院特別会計歳入歳出決算について
- 第11 議案第 91号 平成17年度五所川原市下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 第12 議案第 92号 平成17年度五所川原市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 第13 議案第 93号 平成17年度五所川原市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について
- 第14 議案第 94号 平成17年度五所川原市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について
- 第15 議案第 95号 平成17年度五所川原市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算について
- 第16 議案第 96号 平成17年度五所川原市相内財産区特別会計歳入歳出決算について
- 第17 議案第 97号 平成17年度五所川原市脇元財産区特別会計歳入歳出決算について
- 第18 議案第 98号 平成17年度五所川原市十三財産区特別会計歳入歳出決算について
- 第19 議案第 99号 平成17年度五所川原市嘉瀬財産区特別会計歳入歳出決算について
- 第20 議案第100号 平成17年度五所川原市病院事業会計決算について

- 第21 議案第101号 平成17年度五所川原市水道事業会計決算について
- 第22 議案第102号 平成17年度五所川原市工業用水道事業会計決算について
- 第23 議案第103号 平成18年度五所川原市一般会計補正予算
- 第24 議案第104号 平成18年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正  
予算
- 第25 議案第105号 平成18年度五所川原市介護保険特別会計補正予算
- 第26 議案第106号 平成18年度五所川原市下水道事業特別会計補正予算
- 第27 議案第107号 平成18年度五所川原市農業集落排水事業特別会計補正予算
- 第28 議案第108号 平成18年度五所川原市水道事業会計補正予算
- 第29 議案第109号 五所川原市障害者地域生活支援事業条例案
- 第30 議案第110号 五所川原市楠美家住宅設置条例案
- 第31 議案第111号 五所川原市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例案
- 第32 議案第112号 五所川原市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
- 第33 議案第113号 五所川原市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する  
条例案
- 第34 議案第114号 財産の取得について
- 第35 議案第115号 つがる西北五広域連合規約の変更について
- 第36 議案第116号 青森県消防補償等組合の共同処理する事務の変更及び青森県  
消防補償等組合規約の変更について
- 第37 議案第117号 青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 追加日程 議案第118号 助役の選任について
- 追加日程 議案第119号 人権擁護委員の推薦について
- 追加日程 議案第120号 人権擁護委員の推薦について
- 追加日程 議案第121号 五所川原市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正す  
る条例案

---

◎出席議員（46名）

1番 原 田	寛 議員	3番 阿 部 春 市	議員
4番 齊 藤 一 郎	議員	5番 松 野 武 司	議員
6番 桑 田	茂 議員	7番 木 村 博	議員
8番 外 崎	茂 議員	9番 伊 藤 永 慈	議員
10番 田 中	昇 議員	11番 寺 田 達 也	議員

12番	稲葉好彦	議員	13番	櫛引ユキ子	議員
14番	葛西ノリオ	議員	16番	三和均	議員
17番	工藤誠一郎	議員	18番	寺田武造	議員
19番	野呂國四郎	議員	20番	三和孝治	議員
21番	古川幸治	議員	22番	秋元洋子	議員
23番	高杉利彦	議員	24番	山口孝夫	議員
25番	笠井幸市	議員	26番	磯辺勇司	議員
27番	伊丸岡勇	議員	28番	平山秀直	議員
29番	笹山精喜	議員	30番	相澤治	議員
31番	平山則雄	議員	32番	島津典明	議員
33番	中畑藤雄	議員	34番	田中賢一	議員
35番	川口隆	議員	36番	中谷秀八	議員
37番	福土寛美	議員	38番	川浪茂浩	議員
39番	木村清一	議員	40番	工藤善司	議員
41番	葛西収三	議員	42番	工藤武則	議員
43番	吉岡浩	議員	44番	葛西敬太郎	議員
45番	成田長代	議員	46番	濱田春士	議員
47番	三浦春樹	議員	48番	長谷川清勝	議員

---

欠席議員（1名）

2番 加藤 磐 議員

---

説明のため出席した者（29名）

市 長	平 山 誠 敏
助 役	田 邊 欣二郎
収 入 役	鳴 海 義 男
総務・財政部長	三 上 裕 行
民 生 部 長	木 村 一 善
福 祉 部 長	宮 崎 堅 治
経 済 部 長	笹 森 英 志
建 設 部 長	三 橋 俊 一
金木総合支所長	福 井 定 治



市浦総合支所長	成 田 義 正
西北中央病院	
事務局 長	蒔 田 弘 次
水道事業所長	須 郷 純 彦
教育委員 長	阿 部 育 也
教 育 長	高 松 隆 三
教 育 部 長	葛 西 皓
選挙管理委員会	
委 員 長	平 野 光 雄
選挙管理委員会	
事務局 長	木 村 隆 一
監 査 委 員	大 野 欽 也
監 査 委 員	
事務局 長	高 橋 俊 昭
農業委員会 長	太 田 昭 市
農 業 委 員 会	
事務局 長	鈴 木 正 徳
総 務 課 長	高 橋 勇 公
財 政 課 長	工 藤 勝 子
企 画 課 長	岩 川 静 子
市 民 課 長	春 藤 光 正
保護福祉課 長	須 藤 久 男
農 政 課 長	島 谷 淳
土 木 課 長	白 戸 幸 一
会 計 課 長	関 秀 三

---

職務のため出席した事務局職員

事務局 長	高 橋 満 直
次 長	前 田 晃
議 事 係 長	小 林 耕 正
議 事 係 主 査	飛 鳥 順 一

午前10時18分 開会

◎開会宣告

- 議長（齊藤一郎） ただいまの出席議員46名、定足数に達しております。  
これより平成18年五所川原市議会第5回定例会を開会いたします。
- 

◎開議宣告

- 議長（齊藤一郎） 直ちに本日の会議を開きます。  
本日の会議は、議事日程第1号により会議を進めます。
- 

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（齊藤一郎） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、35番川口隆議員、36番中谷秀八議員、37番福士寛美議員を指名いたします。
- 

◎日程第2 会期の決定

- 議長（齊藤一郎） 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から28日までの15日間といたしたいと思  
います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。  
よって、会期は本日から15日間と決定いたしました。
- 

◎諸般の報告

- 議長（齊藤一郎） この際、諸般の報告をいたします。  
市長より地方自治法の規定に基づき報告がありました。報告第17号及び報告第18号は  
専決処分の報告について、報告第19号は平成17年度五所川原市一般会計継続費精算報告  
書についてであります。以上の報告書は、お手元に配付しておきましたから御了承願  
います。
- 

◎日程第 3 議案第 83号から

日程第37 議案第117号まで

- 議長（齊藤一郎） 日程第3、議案第83号 専決処分の承認を求めることについてから

日程第37、議案第117号 青森県市町村職員退職手当組合理約の変更についてまでの35件を一括議題といたします。

---

◎日程追加の議決

○議長（齊藤一郎） 提案理由の説明を求める前に、本日市長より議案第118号 助役の選任についてから議案第121号 五所川原市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例案までの4件を追加提案されたい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

この際、議案第118号から議案第121号までの4件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、以上の4件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

---

◎日程第3 議案第 83号から

追加日程 議案第121号まで

○議長（齊藤一郎） 市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（平山誠敏） 一登壇一

平成18年五所川原市議会第5回定例会の開会に当たり、去る9月6日、秋篠宮妃紀子殿下が親王を御出産されましたことを心からお祝い申し上げます。

「ゆつたりとした気持ちで、長く久しく人生を歩んでいくことを願って」命名された悠仁親王の御誕生は、国民が待ち望んだ慶事であり、経済的な波及効果のみならず、国を挙げて取り組むべき少子化問題にも直接的な効果が期待されるところでありますが、親王様の健やかな御成長と皇室御一家の弥栄を祈念申し上げる次第であります。

それでは、本定例会に上程されました議案の提案理由を説明いたします。

議案第83号は、専決処分をいたしましたので、これを報告し、その承認を求めるものであります。

その内容といたしましては、障害者自立支援法の施行に伴い、西北五広域福祉事務組合で共同処理する事務及び同組合理約の変更について定めたものであります。

議案第84号から議案第102号までは、平成17年度五所川原市一般会計、特別会計及び企業会計決算について議会の認定を求めるものであります。

議案第84号は、平成17年度五所川原市一般会計歳入歳出決算についてであります。

議案第85号は、平成17年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算についてであります。

議案第86号は、平成17年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計歳入歳出決算についてであります。

議案第87号は、平成17年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計歳入歳出決算についてであります。

議案第88号は、平成17年度五所川原市老人保健特別会計歳入歳出決算についてであります。

議案第89号は、平成17年度五所川原市介護保険特別会計歳入歳出決算についてであります。

議案第90号は、平成17年度五所川原市立高等看護学院特別会計歳入歳出決算についてであります。

議案第91号は、平成17年度五所川原市下水道事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

議案第92号は、平成17年度五所川原市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

議案第93号は、平成17年度五所川原市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

議案第94号は、平成17年度五所川原市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

議案第95号は、平成17年度五所川原市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

議案第96号は、平成17年度五所川原市相内財産区特別会計歳入歳出決算についてであります。

議案第97号は、平成17年度五所川原市脇元財産区特別会計歳入歳出決算についてであります。

議案第98号は、平成17年度五所川原市十三財産区特別会計歳入歳出決算についてであります。

議案第99号は、平成17年度五所川原市嘉瀬財産区特別会計歳入歳出決算についてであります。

議案第100号は、平成17年度五所川原市病院事業会計決算についてであります。

議案第101号は、平成17年度五所川原市水道事業会計決算についてであります。

議案第102号は、平成17年度五所川原市工業用水道事業会計決算についてであります。

議案第103号は、平成18年度五所川原市一般会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額に2億6,510万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ280億5,937万3,000円とするものであります。

議案第104号は、平成18年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額に4億8,740万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ79億1,105万3,000円とするものであります。

議案第105号は、平成18年度五所川原市介護保険特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額から2,629万9,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ46億5,272万4,000円とするものであります。

議案第106号は、平成18年度五所川原市下水道事業特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額に3,451万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ16億2,841万2,000円とするものであります。

議案第107号は、平成18年度五所川原市農業集落排水事業特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額に50万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8,755万6,000円とするものであります。

議案第108号は、平成18年度五所川原市水道事業会計補正予算であります。資本的収入の既決予定額に1,950万円を追加し、その合計額を6億7,120万1,000円とし、資本的支出の既決予定額に1,946万1,000円を追加し、その合計額を11億7,496万6,000円とするものであります。

議案第109号は、五所川原市障害者地域生活支援事業条例案であります。障害者自立支援法第2条第1項の規定に基づく地域生活支援事業について、所要の事項を定めるため提案するものであります。

議案第110号は、五所川原市楠美家住宅設置条例案であります。地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、公の施設として楠美家住宅を設置するため提案するものであります。

議案第111号は、五所川原市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例案であります。国民健康保険法の一部改正に伴い、特定療養費を廃止し、保険外併用療養費を創設するため提案するものであります。

議案第112号は、五所川原市国民健康保険条例の一部を改正する条例案であります。国民健康保険法の一部改正に伴い、前期高齢者の一定以上所得者が療養の給付を受ける

際の一部負担金の割合を3割とし、出産育児一時金の支給額を35万円とするため提案するものであります。

議案第113号は、五所川原市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案であります。診療報酬の算定方法の制定及び障害者自立支援法が施行されたことに伴う知的障害者福祉法の一部改正により所要の事項を改めるため提案するものであります。

議案第114号は、財産の取得についてであります。地方自治法及び五所川原市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第115号は、つがる西北五広域連合規約の変更についてであります。つがる西北五広域連合規約を変更するため議会の議決を求めるものであります。

議案第116号は、青森県消防補償等組合の共同処理する事務の変更及び青森県消防補償等組合規約の変更についてであります。青森県消防補償等組合の共同処理する事務及び同組合規約を変更するため議会の議決を求めるものであります。

議案第117号は、青森県市町村職員退職手当組合格約の変更についてであります。青森県市町村職員退職手当組合格約を変更するため議会の議決を求めるものであります。

続きまして、本日追加いたしました議案の提案理由を申し上げます。

議案第118号は、助役の選任についてであります。助役に田邊欣二郎氏を選任するため議会の同意を求めるものであります。氏は、人格、識見ともにすぐれ、助役の職務を行うにふさわしい人物と認め提案させていただいたものであり、満場をもって御同意を賜りますようお願い申し上げます。

議案第119号及び議案第120号は、いずれも人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。人権擁護委員の候補者として、桑野邦夫氏及び伊丸岡秀昭氏の両氏を推薦するため議会の同意を求めるものであります。両氏とも長きにわたり人権擁護委員を歴任され、十分に経験、資質を備えており、適任と認め提案させていただいたものであります。

議案第121号は、五所川原市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例案であります。国民健康保険法施行令の改正に伴い、基準所得額合算額等所要の事項を改めるため提案するものであります。

以上が本定例会に提案いたしました議案の概要であります。詳細につきましては、議事の過程で本職並びに関係職員が説明いたしますので、全議案とも御賛同賜りますようお願い申し上げます。

---

◎監査委員の審査意見の報告

○議長（齊藤一郎） 次に、決算議案に対する監査委員の審査の意見の報告を求めます。  
監査委員。

○監査委員（大野欽也） 一登壇一

市長より審査に付されました平成17年度五所川原市一般会計、特別会計及び基金運用状況、五所川原市公営企業会計等の決算について、その審査の概要を御報告いたします。

初めに、五所川原市一般会計についてであります。歳入歳出予算額288億84万9,446円に対し、歳入決算額は275億950万6,327円で、歳出決算額は270億2,689万9,738円となり、その差し引き残額は4億8,260万6,589円となっております。

次に、五所川原市特別会計決算についてですが、各特別会計の詳細につきましては省略させていただき、特別会計総括の合計額で御報告いたします。歳入歳出予算総額193億4,816万2,000円に対し、歳入決算額は191億3,817万2,743円で、歳出決算額は190億121万7,724円となり、差し引き残額は1億3,695万5,019円となっております。

次に、五所川原市公営企業会計についてであります。病院事業会計では収益的収入の決算額が65億7,254万5,091円で、収益的支出の決算額が67億1,870万1,912円となり、消費税抜きで計算いたしますと純損失額は1億5,378万4,212円となりました。

次に、水道事業会計では、収益的収入の決算額が16億4,623万2,486円で、収益的支出の決算額が14億8,429万5,674円となり、消費税抜きで計算いたしますと純利益額は1億4,025万9,098円となりました。

次に、工業用水道事業会計決算では、収益的収入の決算額が1億1,988万6,284円で、収益的支出の決算額が1億756万3,069円となり、消費税抜きで計算いたしますと純利益は1,123万6,453円となりました。

以上をもちまして各会計の概要について省略して説明いたしましたが、最後に審査結果について御報告申し上げます。

審査に付されました各会計の決算等は、法令及び会計の原則に従って作成され、また決算諸表の計数はそれぞれの関係書類と符合しており、予算の執行についても議決予算に従って執行されており、適正であると認めました。

なお、詳細につきましては、決算審査意見書のとおりでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

---

◎先議の議決

○議長（齊藤一郎） この際、お諮りいたします。

議案第118号 助役の選任についてから議案第120号 人権擁護委員の候補者の推薦についてまでの3件を先議いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齊藤一郎) 御異議なしと認めます。

よって、以上3件を先議することに決しました。

---

◎委員会付託省略の議決

○議長(齊藤一郎) なお、お諮りいたします。

ただいま議題となっております3件は、会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齊藤一郎) 御異議なしと認めます。

よって、以上3件については委員会付託を省略することに決しました。

---

○議長(齊藤一郎) 議案第118号 助役の選任についてを議題といたします。

質疑を行います。

14番。

○14番(葛西ノリエ議員) 先ほど平山市長から人格、識見にすぐれている方だということで御報告がありました。もっと具体的にお聞きしたいのですけれども、どんなお人柄に市長は引かれて助役をお願いされたのか、その辺のところをもっと具体的にお聞かせいただければと思いますが。

○議長(齊藤一郎) 市長。

○市長(平山誠敏) では、お答えします。

実は、田邊欣二郎氏につきましては、五所川原の支店長も行っておりますし、青森銀行という大きな組織の重役も2期4年務められており、そしてまた数字についても非常に強い人物であると思っておりました。我が市におきましては、選挙前でもかなり財政状況は厳しいのかなと思っておりましたが、実際就任して職員の方々からいろいろお話を聞きますと、私が思っている以上にかなり厳しい状況であるというふうに実感いたしまして、まず行政改革、財政改革を行うのが一番の重要な課題であろうかと認識いたしましたし、それとともに最近の、当市ではございませんが、他の市町村のいろんな不祥事を見聞きするにつけ、最近特にいわゆる公務員の飲酒運転事件とか、そういうことを勘案いたしますと、やはり当市職員の資質の向上と申しますか、モラルの向上と申しま



すか、そういうところがやはりそれ以上に大事な点ではないかということで、いわゆる銀行関係者にしたということは、今、金融機関に一番求められていることが行内の不祥事の撲滅と同時にいわゆる法令遵守、コンプライアンスを徹底するということが非常に金融機関に求められていることでもありますし、そういうことに精通した方に助役になっていただいて、行政組織なり、それ以上に職員の士気の高揚、そしてまたミスの減少、そういうものをひとつ目標にしたいという思いでございました。今、ただいま提案いたしました田邊欣二郎氏、青森銀行に長年勤めておられまして、重役としてそういう経験も十分あるし、数字にも強いということでお願いしたところでもあります。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決しました。

それでは、暫時休憩いたします。

午前10時47分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（齊藤一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎助役就任あいさつ

○議長（齊藤一郎） 本日就任されました田邊欣二郎助役からごあいさつしたい旨の申し出がありましたので、これを許可いたします。

助役。

○助役（田邊欣二郎） 一登壇一

ただいま議長の方からお許しをいただきましたんで、壇上からではございますが、一言ごあいさつをさせていただきます。

本日の議会におきまして市民の負託を受けました議員の皆様から御承認によって、先ほど助役の拝命を受けました。精いっぱい努力するつもりでございます。これからは、

平山市長とともに、そして職員の皆様と一緒に市民のために全力を傾注する、そして職責を全うするつもりでございます。しかし、しょせん浅学非才の身であり、はたまたいたずらに馬齢を重ねただけでございますので、何とぞ議員の皆様方のこれからの御指導、御鞭撻、よろしくお願い申し上げましてあいさつとさせていただきます。

本当にありがとうございました。

(拍手)

---

○議長（齊藤一郎） 議案の審議を続けます。

議案第119号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。  
質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（齊藤一郎） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（齊藤一郎） 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件はこれを推薦することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、本件はこれを推薦することに決しました。

---

○議長（齊藤一郎） 次に、議案第120号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（齊藤一郎） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（齊藤一郎） 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件はこれを推薦することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、本件はこれを推薦することに決しました。

---

◎休会の件

○議長（齊藤一郎） 以上で本日の日程は終了いたしました。

この際、お諮りいたします。明15日は議案調査のため休会いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、明15日は休会とすることに決しました。

なお、16日から18日までは、会議規則第9条第1項の規定により休会とし、次回は来る19日定刻より会議を開きます。

---

◎散会宣告

○議長（齊藤一郎） 本日はこれにて散会いたします。

午前11時10分 散会

平成18年五所川原市議会第5回定例会会議録(第2号)

議事日程

平成18年9月19日(火)午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

第1 一般質問

出席議員(44名)

1番 原 田 寛 議員	3番 阿 部 春 市 議員
4番 齊 藤 一 郎 議員	5番 松 野 武 司 議員
7番 木 村 博 議員	8番 外 崎 茂 議員
9番 伊 藤 永 慈 議員	10番 田 中 昇 議員
11番 寺 田 達 也 議員	12番 稻 葉 好 彦 議員
13番 櫛 引 ユキ子 議員	14番 葛 西 ノリオ 議員
16番 三 和 均 議員	17番 工 藤 誠一郎 議員
18番 寺 田 武 造 議員	19番 野 呂 國四郎 議員
20番 三 和 孝 治 議員	21番 古 川 幸 治 議員
22番 秋 元 洋 子 議員	23番 高 杉 利 彦 議員
24番 山 口 孝 夫 議員	25番 笠 井 幸 市 議員
26番 磯 辺 勇 司 議員	27番 伊丸岡 勇 議員
28番 平 山 秀 直 議員	29番 笹 山 精 喜 議員
30番 相 澤 治 議員	31番 平 山 則 雄 議員
32番 島 津 典 明 議員	33番 中 畑 藤 雄 議員
34番 田 中 賢 一 議員	35番 川 口 隆 議員
36番 中 谷 秀 八 議員	38番 川 浪 茂 浩 議員
39番 木 村 清 一 議員	40番 工 藤 善 司 議員
41番 葛 西 収 三 議員	42番 工 藤 武 則 議員
43番 吉 岡 浩 議員	44番 葛 西 敬太郎 議員
45番 成 田 長 代 議員	46番 濱 田 春 士 議員
47番 三 潟 春 樹 議員	48番 長谷川 清 勝 議員

---

欠席議員（3名）

2番 加藤 磐 議員  
37番 福士 寛美 議員

6番 桑田 茂 議員

---

説明のため出席した者（29名）

市 長	平 山 誠 敏
助 役	田 邊 欣二郎
収 入 役	鳴 海 義 男
総務・財政部長	三 上 裕 行
民 生 部 長	木 村 一 善
福 祉 部 長	宮 崎 堅 治
経 済 部 長	笹 森 英 志
建 設 部 長	三 橋 俊 一
金木総合支所長	福 井 定 治
市浦総合支所長	成 田 義 正
西北中央病院 事 務 局 長	蒔 田 弘 次
水道事業所長	須 郷 純 彦
教育委員長	阿 部 育 也
教 育 長	高 松 隆 三
教 育 部 長	葛 西 皓
選挙管理委員会 委 員 長	平 野 光 雄
選挙管理委員会 事 務 局 長	木 村 隆 一
監 査 委 員	大 野 欽 也
監 査 委 員 事 務 局 長	高 橋 俊 昭
農業委員会会長	太 田 昭 市
農 業 委 員 会 事 務 局 長	鈴 木 正 徳
総 務 課 長	高 橋 勇 公

財 政 課 長	工 藤 勝
企 画 課 長	岩 川 静 子
市 民 課 長	春 藤 光 正
保 護 福 祉 課 長	須 藤 久 男
農 政 課 長	島 谷 淳
都 市 計 画 課 長	横 山 敏 美
会 計 課 長	関 秀 三

---

◎職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	高 橋 満 直
次 長	前 田 晃
議 事 係 長	小 林 耕 正
議 事 係 主 査	飛 鳥 順 一

---

◎開議宣告

○議長（齊藤一郎） ただいまの出席議員41名、定足数に達しております。

休会前に引き続き会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号により会議を進めます。

---

◎日程第1 一般質問

○議長（齊藤一郎） 日程第1、一般質問を許可いたします。

なお、会議規則第63条の規定により、質問は再質問を含め3回までとなっております。

また、質問、答弁とも簡潔明瞭に願います。

それでは、26番磯辺勇司議員。

○26番（磯辺勇司議員） 一登壇一

皆さん、おはようございます。まず最初に、傍聴においでいただきました傍聴席の皆様、市政に関心をいただきありがたく、朝早くから大変御苦勞さまでございます。今は、自由民主党、保守本流、自民クラブの磯辺勇司でございます。平成18年第5回定例会一般質問のトップの登壇のお許しをいただき、心から感謝を申し上げる次第でございます。

それでは、今回登壇した時間をおかりいたしまして新市長誕生について一言述べさせていただきます。去る7月9日の市長選において、圧倒的多数の市民の支持を受け、市長に初当選された平山誠敏市長を市議会の一員として心より歓迎申し上げますとともに、平山市長を選出した市民の賢明な判断に対し、改めて敬意を表する次第であります。平山市長は、当初から施政方針として市民にわかりやすい行政をと強調されておられましたが、それは真の意味で市民の立場に立ち、市民の気持ちを酌んだ政治を行っていきたいとの強い決意のあらわれであり、市長御本人のクリーンで温厚な人柄、まさに人徳のなせることと強く感銘を受けている次第であります。7月10日の就任から2カ月余り、市政の取り組みもこれから本格化していくものと大いに期待するところであります。

さて、平山市長も御承知のとおり、我が五所川原市には現在さまざまな課題が山積しております。自治体病院機能再編成事業などを初めとする広域行政においても、当市は西北五地域の中核都市としてリーダーシップを発揮しなければならない責務がますます高まっている状況にあります。市政を取り巻く環境は厳しさを増し、市長として指導性が強く求められる地域状況となっておりますが、平山市長は長年企業を営むとともに、県議会議員として、さらには県監査委員としても県政をチェックしてきた経験などを踏

まえ、必ずや当市を、さらには西北五地域全体を明るく未来へと導いてくれるものと信じてやみません。市民の間からも平山市長なら有言実行してくれるだろうと期待する声が日に日に高まっているように感じられます。高い見識を持っておられる平山市長は、当初から財政再建や農業振興、雇用の場確保など各種施策を推し進めたいとの情熱を胸に秘めていると伺っております。選挙政策に挙げられたもろもろの公約や施策の実現を目指していただき、魅力あふれる五所川原市をつくることに邁進していただきたいと思っております。

前段が長くなりましたが、それでは通告に従って一般質問に移らせていただきます。今回は、行財政改革と農業の振興の2点に絞り、市長及び担当理事者の御所見を伺いたいと思っております。第1点は、行財政改革であります。現在の五所川原市は、平成17年3月に旧五所川原、金木、市浦の3市町村が合併して発足しました。しかし、その後間もない平成17年度当初の一般会計に約8億2,000万円余りの歳入不足補てん財源、いわゆる空財源を計上いたしました。当時は、合併特例法の期限が迫る中での合併協議であり、まさに慌ただしい動きの中で、予算編成も旧3市町村の予算を合算した形となり、十分に精査し切れない面も確かにあったかと思われまます。しかし、その後歳出面で電算システム統合などの経費圧縮、事務事業の徹底した見直しなどに努めた一方、歳入面では基金の繰り入れ、固定資産税など市税の増収、地方交付税が当初見込みに比べ増額したことから約3億5,000万円の黒字決算と伺っております。しかし、残念ながら今年度当初の一般会計にも約8億8,900万円の空財源が計上されました。国の三位一体改革や地方の景気回復の兆しが見えてこない状況などを背景に、全国のほとんどの地方自治体は厳しい財政運営を強いられていることと思われ、行政にかかわる方々の苦労をお察ししたいところでもありますが、当市の場合、今年度一般会計決算の黒字化は厳しいとの見方もあります。

北海道の夕張市が自治体としての倒産に当たる財政再建団体の指定を申請したことは記憶に新しいところであります。財政再建団体に指定されると、自治体は国の厳しい管理下で再建を進めることとなりますが、破綻のしわ寄せは住民生活にまで及ぶと懸念されます。例えば公営住宅の家賃、保育料、水道料金などが値上げされ、道路の補修さえ簡単にできない状況になると言えます。地方の景気回復のおくれ、三位一体の改革による地方交付税の縮減などを背景に、自治体の倒産は決して人ごととは言えない時代に入っております。当市の明るく豊かな未来を築いていくためにも速急な行財政改革が求められているのではないのでしょうか。市民もそのことを切に望んでいることと思っております。夕張市の例を教訓として心して取り組む必要があると思っております。当市は、既に平成17年



度から5カ年の行政改革大綱と、その実施計画とも言うべき集中改革プランを策定し、行財政の効率化に努めていると伺っておりますが、平山市長はさきの市長選挙当時から中長期的な財政健全化プランの早期策定を第1の公約に挙げられており、一部マスコミ報道によれば公約を掲げても財政がしっかりしなければ実現性に乏しいとの見解を示し、就任直後には財政担当職員に対する庁内での協議に向けた資料作成をいち早く指示し、さらには財政難の原因を調査する健全化プランの骨子は年内に固めたいなどとの考えの一部を明らかにされておりました。

そこで、財政健全化プラン策定までのスケジュール、基本方針などを含め、財政改革に関する市長の御所見を詳しく伺いたいと思います。

また、合併により市役所は広範なエリアをカバーすることとなりました。市長は、このことに関しても選挙公約に全市の均衡ある発展を掲げ、そのために必要とされる行政機構の見直しについてたびたび言及してきました。平成の大合併の動きの中で行われた昨年3月の3市町村合併は、各自治体の財政難を背景にしたもので、市民の多様なニーズに対応しながらも機構の見直しを含め、効果的かつ効率的な行政を進める指針が必要ではないかと思われまます。

そこで、行政機構のあり方について、短、中、長期的な視点でそれぞれ基本的な方針を示していただきたいと思います。

2点目は、当市の基盤産業である農業の振興についてであります。市長は、かねてから当地域の農業生産減少などに懸念を示す一方で、農家所得の向上に向けた農産物の五所川原ブランド確立の必要性を訴えておりました。お隣のつがる市でも、つがるブランド確立を目指し、さまざまな取り組みを進めております。健康志向や本物志向をますます強めている消費者に広くアピールし、高い付加価値をつけて農産物を販売していくためにもブランド化は非常に有効な手段の一つだと私も考えております。幸い当市には、五所川原地区のツクネイモ、金木地区のソバ、市浦地区のトマト、アスパラガスなど市場評価の高い作物があり、ブランド化についてはぜひ具体策を打ち出し、強力で推進していただけるものと期待しております。

そこで、五所川原ブランドの構想について市長のお考えを伺いたいと思います。

また、国策レベルまで目を転じてみますと、国は戦後、農政の大転換とも言われる品目横断的経営安定対策を打ち出してしております。来年の平成19年産の米、大豆、麦などを対象品目としており、秋まき麦を作付する農家については、既に今月1日から加入申請受付が全国一斉に始まっております。しかし、今回の制度は支援対象が個別経営では経営規模が4ヘクタール以上の認定農業者、集落営農では経営規模20ヘクタール以上と限

定しており、当市内でも将来の経営に不安を抱える小規模農家も少なくないと同っております。また、集落営農の場合は支援対象となる要件の中に経理一元化も含まれており、抵抗のある方々もいることでしょう。我が国の農業は、従事者の高齢化や担い手不足など深刻な問題、ただただ抱えており、国はこれらの厳しい情勢の中で、現在40%ほどと言われる食糧自給率を高め、農業そのものの未来を維持することを目指しており、そのために支援を意欲と能力のある農家に集中させる方針なのであります。その大義も十分理解できるところでありますが、現場ではさまざまな問題、農家の不安が発生していることもまた事実であります。当地域の経済の基礎をなす農業を大事にはぐくむため、五所川原の農業のあすを切り開いていくためにも国の農家支援策転換への的確な対応と、さらには明確な農業振興策が求められているところと考えますが、市長は当市の農業活性化に対していかなる基本方針を持っておられるか伺いたいと思います。

以上で壇上からの1回目の質問を終わります。

○議長（齊藤一郎） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（平山誠敏） 磯辺議員には、日ごろから市政各般にわたる御提言を賜っており、厚く御礼申し上げます。

御質問の行財政改革についてであります。さまざまな行政課題、懸案事項が山積している中で、2年連続で歳入不足補てん財源、いわゆる空財源を計上している厳しい財政状況を重く受けとめ、早急に徹底した行財政改革を行い、行財政基盤の強化を図る必要があるものと考えております。そのためには、行政改革大綱及び集中改革プランの実践に加え、財政健全化プランの骨子を年内にも固め、来年度当初予算に反映できるよう取り組んでまいりたいと思っております。

また、低コストで高い行政サービスを提供できる組織体制を構築するために、現在行財政改革について専門的な知識を持つ人材の派遣を県にお願いしているところであります。市民サービスの維持向上と行財政システムの簡素、効率化を軸とし、限られた財源の重点的かつ効率的な運用を図り、活力ある住みよい地域社会の創造に取り組んでまいりますので、磯辺議員を初め議員各位におかれましては、今後とも御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、御質問の五所川原ブランドの構想についてであります。市の基幹産業である農業の振興には、収益性の高い作物のブランド化と産地形成が急務であり、また大きな課題であると認識しております。議員御承知のとおり、国においては平成14年に米政策改革大綱を決定し、水田農業、米改革の大転換を図ったところであります。これを受け、

当市では五所川原地域、金木地域、市浦地域それぞれの水田農業ビジョンを策定したところであります。このビジョンの計画期間は、平成16年度から平成22年度までとなっており、地域に適した特色ある作物の振興により産地形成を図る内容となっております。

現在当市におきましては、3地域の水田農業推進協議会のもと、それぞれ産地形成を目指す特例作物としてツクネイモ、ソバ、アスパラガスを位置づけ、その振興とあわせ、国から産地として指定を受け、生産実績のみならず、産地力評価で県内第1位に位置づけられているトマト、さらには雪華美人というブランドで出荷している輪ギクを含め農作物の生産拡大と定着化を図りながら、五所川原ブランドの形成に向けた取り組みを強化してまいりたいと考えておりますので、磯辺議員におかれましては今後とも農政に関する御指導、御助言をお願いいたします。

次に、御質問の品目横断的経営安定対策につきましては、国における新たな食料・農業・農村基本計画の重要施策として、平成19年度から導入することとされていた品目横断的経営安定対策を盛り込んだ経営所得安定対策大綱が昨年10月に決定されたところであります。議員御承知のとおり、大綱の内容は品目横断的経営安定対策、米改革推進対策の見直し及び新たに導入する資源、環境対策の三つを柱としております。この経営所得安定対策につきましては、今までの全農家を対象にした品目ごとの価格対策を担い手に対象を絞り、経営全体に着目した対策に変えるもので、戦後農政の大転換と言われております。この新対策への対応につきましては、本市では転作営農組織として92組織が確立されていること、金木地域では大豆のブロックローテーションシステムが確立されていることなど独自の背景があることから、国、県、農協等関係機関と一体となり、市内各集落ごとの説明会を実施し、五所川原スタイルの対策、対応について理解と取り組みの推進に努めてきたところであります。

国の支援対策の要件は、一つは4ヘクタール以上の経営規模の認定農業者、二つは一定の条件を備えた集落営農となっているところでありますが、認定農業者数では対策決定時点で約200名でありましたが、現在は約410名となっており、県内第1位の伸び率となっております。また、集落営農につきましては経理の一元化という要件があるものの、転作営農組織や大豆生産組織を基盤とした集落営農の取り組みを目指し、組織の代表の方々と対策への具体的な対応策について検討を図っているところであります。本市の基幹産業である農業の衰退とならないよう精いっぱい努力してまいりたいと考えております。また、磯辺議員におかれましては、今後とも農政に関する御指導、御助言をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 財政部長。

○総務・財政部長（三上裕行） 磯辺議員にお答えいたします。

行政機構の見直しということでございます。まず、短期的には合併いたしまして既に1年半を経過しておりますので、本庁内における業務はもちろんでありますけども、両総合支所を含めまして新年度の機構改革に向けてこれから検討してまいります。

なお、先般旧五所川原地区の6支所廃止につきまして説明に歩いたところでありまして、住民の方々からは支所廃止に関してはおおむね協力的な御意見でございました。ただ、支所が現在入っておりますコミセンそのものが老朽化いたしておりますので、その辺の御心配があると思います。これにつきましては、一気にはできませんけども、順次改修していく計画でございます。

それから、中長期的には市民サービスの維持向上に配慮いたしまして組織のスリム化を図るとともに、持続可能な行政サービス基盤を確立するために積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（齊藤一郎） 26番。

○26番（磯辺勇司議員） 市長からは、細部にわたっての御答弁いただきましてありがとうございました。

それでは、再質問に移らせていただきます。まずは、行財政改革ですが、国が三位一体の改革を推進し、国庫補助金の廃止、縮減、地方交付税の大幅な減額、さらには公債費の増加、高齢化社会の進展などを背景に福祉関係費が増大する中で、当市の財政状況は一層厳しさを増してくるものと思います。このような情勢の中で、市民サービスを低下させず、より充実したものとするため、今後の財源の確保についてはどのように考えているものか、それをお聞きいたしたいと思っております。

次に、農業の振興に関連し、品目横断的経営安定対策についてさらに伺いたしたいと思います。1回目の質問に対して、ただいま市長の答弁では認定農業者が倍増し、県内でも第1位の伸び率を示しているとのことで、農業者の方々が国の対策の趣旨を認識し、理解を示している状況がうかがわれ、その点についてはとりあえず安心したところであります。しかしながら、集落営農については経理の一元化が要件の一つに含まれ、現場の農家の方々にとっては大きなハードルになっているものと認識しているところですが、それに対し農家の方々の御理解を得るために当市は何か具体的な支援策を講じているものか、いま一度詳しくお伺いいたしたいと思っております。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（齊藤一郎） 財政部長。

○総務・財政部長（三上裕行） お答えいたします。

財源の確保ということでございます。磯辺議員おっしゃるとおり、三位一体改革に伴います地方交付税の削減、これは平成12年度あたりから16年度まで非常に落ち込みが激しいものがございます。17年度は、合併による特例算定がえなどがございまして維持してございますけども、それにしても以前に比べますと交付税の落ち込みによる財源の厳しさ、これは否めないところでございます。

まず、そのほかとして、財政悪化の一つの要因として公債費の増加が挙げられます。市債の増発で財政不足を補うのは難しいことございまして、歳出の徹底した削減で対応せざるを得ないと考えてございます。人件費の削減を初めとして、既存の事務事業すべてにつきまして市民サービスが低下しないように配慮しながら、存続の是非に再検討を加え、効果や効率性の観点から所期の目標を達成した事業等の廃止、縮小や類似する事業の統合など事務事業の見直しを行いまして、整理、合理化を進めることにより財源不足額の圧縮を図る必要があります。つい先般、来年度予算の編成に向けまして、昨年度策定した集中改革プランの進捗状況と、そしてさらなる行革推進項目の調査を指示したばかりでもございます。また、市税及び使用料、手数料等の徴収率の向上を図るとともに未利用財産の積極的な売り払いを進めて財源の確保に努めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 経済部長。

○経済部長（笹森英志） お答えいたします。

御質問の集落営農とその要件になっている経理の一元化につきましては、現在まで個別経営をし、また個別経理をしてきた農家の方々には確かなかなかなじみにくいものであろうというふうに感じてございます。しかしながら、対策の対象となるためにはどうしても乗り越えなければならないハードルであることも確かなわけでございます。市といたしましては、これまで各地区を対象に数十回にわたって説明会を開催してきたところではありますが、まず集落営農組織を設立するに当たっての計画書や規約の作成については農協中央会及び地元農協が全面的に支援することになってございます。経理の一元化につきましても各農協が経理事務、例えば伝票整理等を担っていくという体制が整いつつあります。現在数集落が集落営農組織設立に向けて準備中となっております。御理解をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（齊藤一郎） 26番。

○26番（磯辺勇司議員） 両部長には、誠意ある御答弁をいただきましてありがとうございます。

いました。

最後に、市政への要望、提言を申し上げ、終わりたいと思います。行財政改革、農業振興とも最終的な目的は市民生活の維持向上にあると思います。市長は、市民参加、対話型の行政運営を目的にしておられると伺っております。施策をより実効性の高いものにするためにも市民の意見を吸い上げることの大切さは十分御承知のことと思いますが、行財政改革や農業振興策を推し進めるに当たり、例えば学識経験者や各団体の代表者の方々と交えてその課題を話し合う、例えば何々審議会とか協議会とか、そういうのも設ける必要があるのではないかなど、かように思っております。行財政改革には痛みが伴うことであります。将来を考えたシビアな財政運営を行うことにより、今後各方面で不満がわき上がる場面もまたあることと考えられます。当市の運営にかかわるお一人お一人が創造力を働かせ、この難局を乗り切る以外に道はないものと、かように考えております。

川は、上流が濁れば下流もまた濁ります。当市も、まずトップが職務遂行への意気込みと強い意思を示すことにより市全体が触発され、清明な財政運営へとつながっていくのではないのでしょうか。また、下流の状況をよく監視し、清流に流れ込む泥水を取り除くこともまた必要かと思えます。私自身も市長を支える与党議員の一人として、苦勞をいとわず全力で御協力していきたいと思っております。

また、今定例会で就任されました田邊助役におかれましては、長年金融機関で要職を歴任された御経験と立派な御見識を思う存分に発揮し、市長のよき女房役を務められることを信じているとともに、民間企業で培われた積極的かつ柔軟な発想で市政をよりよい方向へ導いてくれるものと期待をいたしております。

台風が接近中ということでございますので、被害がないよう祈りながら私の質問を終わります。

○議長（齊藤一郎） 以上をもって磯辺勇司議員の質問を終了いたします。

次に、9番伊藤永慈議員。

○9番（伊藤永慈議員） 一登壇一

おはようございます。政真会の伊藤でございます。質問に入る前に、さきの五所川原市長選におかれましては、多くの御支持を得て平山市長が誕生したことを心からお喜びを申し上げます。平山市長には、さらなる市発展を望み、協力をしてまいりたいと考えております。それでは、平成18年度第5回定例会の通告の一般質問をいたします。

第1点目、指定管理者に対する行政側の対応と姿勢について。昨年来、当市では多くの施設が指定管理者制度を実施しており、今年度においても幾つかの施設が実施に向け

準備中と聞いております。

さて、早速ですが、総務部長に改めてお聞きいたします。この指定管理者制度に当たり、市の基本的な考え方、また目的などについてお伺いいたします。

この指定管理者制度を実施している施設を大別すると二つに分けられると思います。その一つは、収入が見込めないか、または施設の総経費に対し極端に収入が少ない状態で、経費の多くは市の助成で運営する場合と、もう一つ、何らかの収入で施設の経営が賄えるとして一切の助成がなく運営する場合です。これに該当する施設は、私の記憶では立佞武多の館、金木の観光物産館、それと斜陽館と三味線会館であると認識しております。この助成がない施設のもう一方の考え方に、公的な機関にはできない、民間企業及び団体の自由な発想のもとでの経営ではないかと考えます。そして、これらの経営している指定管理者は、いずれも高い理想と目的意識を持った民間の非営利団体などです。

ここで、経済部長にお伺いいたします。協定書では、毎月の報告は入館料と入館者数になっております。決算報告は年度末となっているが、確かに商工観光課では毎月の経理報告を求めているそうですが、この目的の趣旨などをお聞かせください。確かに施設設置の目的と金の流れを把握することは重要で、管理者の収入については市の収入にかかわることですから監視することは必要です。しかし、支出については、たとえ非営利団体であっても民間団体であり、さきに述べた自由な発想のもとに現在経営を行っていて、その民間団体が毎月の経理全般の提出を求めることについて館員全員疑問に感じていることと、その実務が大変であると聞いております。この内容は些細なこととしても、市の管理者に対する姿勢の問題で、これは重要なことであると考えます。場合によっては信頼関係を見失うことでもあり、管理させてやるということでもあります。また、これらの自活施設の管理協定では、どのような赤字に際しても市は一切の助成はしないところがあるのですが、もし今回の経理報告を市側で精査し、赤字が予想される場合、何らかの助成があるのかお伺いいたします。

2点目といたしまして、五所川原市水道事業に関する事柄について幾つか御質問いたします。聞くところによりますと金木出張所、旧金木町水道事業所のことですが、この金木地区に旧五所川原水道事業所管内の水源の水を引く計画があることと伺っております。また、その実施年度が2035年とかなり具体的になっていると聞いております。まず、この水源についてお聞きいたします。もし、その計画があるのであれば、その概要を簡単に説明してください。また、その水が旧金木町のどこの地域に供給されるのか、また全域なのか説明してください。

旧金木町の人口は、残念ながら年々減少しております。このため、金木地区の給水量

が今後急激に増加することは考えにくく、これから足りなくなる話も聞いたことがあります。なぜ今五所川原地区から水を引くのか、またその財源はどうするのか。仮に水を引いたとして、現在の金木地区の井戸の増設及び改修など事業費を比較した場合どうなのかお答えください。

旧金木町民の自慢の一つにおいしい水があります。この金木地区から旧小泊村までは、県内はおろか全国でも有数の良水地域です。大変申しわけありませんが、五所川原地区のどの水源の水とも比較にならないと思うのは私だけでしょうか。

最後に、合併から1年半たとうとしております。旧金木町民は、いまだにこの合併について議論が残っておりますのが事実です。そして、金木地区の住民は、市に対して伝統ある金木町をどのような位置づけをし、今後地域の経済、文化がどのようになるか大変心配しています。今後も議会を通じて住民の声を代弁し、市の信頼関係を構築していく所存です。

以上で第1回目の質問に対する答弁を求めます。

○議長（齊藤一郎） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（平山誠敏） 伊藤議員におかれましては、日ごろより市政各般にわたりまして格別な御理解と御助言を賜りまして心から感謝申し上げる次第でございます。

五所川原地区の水源は、岩木川と飯詰ダムの自己水源、そして黒石市にある浅瀬石川ダムからの津軽広域水道企業団による水道用水の供給を受けております。

さて、御質問の金木地区の給水計画でございますが、現在金木地区では5カ所の深井戸から取水し、高台にある3カ所の配水池に貯留した後、各家庭に給水しております。金木地区の深井戸は、水質的に非常に恵まれておりますので、可能な限り深井戸からの給水を図る予定でございます。現在津軽広域全域の水需要の見直しが行われております。また、厚生労働省による平成35年度の水需要予測の中で、旧金木町の水道は営業認可が県知事認可のため、水道事業を統合し、厚生労働大臣認可を新たに受けることとされていることから、これを踏まえた基本計画を策定中でございます。

伊藤議員におかれましては、今後とも御指導、御鞭撻をいただきますよう重ねてお願い申し上げます。

○議長（齊藤一郎） 財政部長。

○総務・財政部長（三上裕行） 伊藤議員にお答えいたします。

まず、指定管理者制度につきまして、市の方の基本的な方針ということでございます。公の施設の維持管理につきましては、以前は一部を公共的団体に委託することができる



と、こういう定めでございましたけれども、地方自治法の改正によりまして指定管理者制度が導入されたわけでございます。それに伴いまして、市内に対しては総務の方で制度の仕組み等の説明会を開催いたしまして進めてきた経緯がございます。指定管理者制度の導入によりまして、公の施設、市の抱えている施設でございますけれども、市が直営で維持管理するか、指定管理者を設定するか、この二つとなります。指定管理者制度の設定の場合は、また公募制と任意指定と二つございまして、これをどちらの方を採用するかは各部の判断となっております。任意指定の場合は、総務で担当するコミセンがございますけれども、この施設に関しては設置する段階での目的等から公募にはふさわしくないと。これまで地域の住民の方々がコミュニティーの場として使ってきたものですから、地元の住民協議会の方々に維持管理していただきたいということで任意指定して議会に提案し、議決をいただいたところでございます。この後もいまだ決まっていない施設に関しましても、このような進め方でいきたいと考えております。

○議長（齊藤一郎） 水道事業所長。

○水道事業所長（須郷純彦） 伊藤議員の御質問にお答えをいたしたいと思っております。

現在水道法に基づきまして、厚生労働省に対して変更の認可の申請をしなければならないため、これまで旧五所川原市は厚生労働大臣の認可を得ております。また、旧金木町は県知事の認可を得ております。これを統合することによって厚生労働大臣の認可を受けなければならないということで、両地区の水道を一本化するということで、現在改めて厚生労働大臣の認可が必要とされておりますので、そのため給水区域、給水人口、給水量、工事の回数など厚労省令で定める書類を厚生労働大臣に提出しなければならないということで、現在その作業を進めているところでございます。

それから、負担金の御質問でございますが、これは平成35年の目標年度でございますので、まだ17年ぐらいありますけれども、仮に将来水を供給するとすれば浅瀬石川ダムの水を利用したいというふうに考えてございます。この五所川原と金木の管路を接合してございませぬので、まだ給水はできませんけれども、将来下水道の普及などの関係、あるいはまたもろもろの増になるものがあれば、それらを勘案しながら進めていきたい。ただ、金木の深井戸の給水は安定した水量を持っておりますので、長期にわたって維持管理できるものと思っておりますが、不測の事態が生じた場合に対応したいということで考えてございます。

それから、まだ水量そのものは決定してございませぬが、現在国と県、企業団と協議中でございます。協議が終わり次第、水量がわかるわけですが、金木地区のまず管路台帳の整備を先にやりたいということで考えております。台帳の整備後に接合地点

等を調査して、それから実施に向けて進めてまいりたいというふうに思っております。

それと、浅瀬石川の水を金木にやった場合、負担金はどうなるのかといいますと、浅瀬石川ダムに1万6,740立方メートルの使用権を旧五所川原で持っておりますので、その範囲内で今後執行したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（齊藤一郎） 経済部長。

○経済部長（笹森英志） お答えいたします。

議員御質問の津軽三味線会館観光物産館の毎月の経理報告に関することについてでございますけれども、御存じのとおり三味線会館は平成18年1月25日にNPO法人かなぎ元気倶楽部と、観光物産館については平成18年2月24日に協同組合金木あすなろ商店会と指定管理者として管理運営に関する基本協定を締結してございます。その中の経理報告につきましては、当初の協定書の中でうたってございます。しかしながら、三味線会館におきましては経理ソフトがなく、手書きで報告書を作成するのが困難であるということで、立佞武多の館で使用している経理ソフトを使うように指導したところ、現在数字を入力しており、もうすぐ経理報告書を提出できる、そういう連絡を受けてございます。金木観光物産館につきましては、以前からあすなろ商店会で経理事務処理をされているので、様式にはこだわらず経理報告書を提出していただきたいと考えてございます。ただ、先ほど議員御指摘の経営に対しての関与ではないかということではございませんので、あくまでも経営状況を見させていただきまして、お互いに問題があったら検討すると、そういうことが必要であると、そういうふうに考えてございます。今後とも各施設との連携を密にしながら、問題が生じた場合にはお互いに協議してまいりたいと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（齊藤一郎） 9番。

○9番（伊藤永慈議員） まず、指定管理者から再質問いたします。

協定書を見ますと定期報告、第15条のところなんですけれども、前月の入館者数と利用料金収入の内訳とあるんです。16条には、管理業務報告は事業年度終了後30日以内と、年1回ということに私は理解しているんですけども、ただ私が言いたいのはやっぱりNPO法人を立ち上げて、自分たち、経営努力しているんです。自治法の指定管理者も市の条例も読み上げますと、第17条なんですけれども、地方公共団体の長または委員会は、指定管理者に関する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して該当管理の業務または経理の状況に関し報告を求める。実地について調査し、または必要な提示をすることができるかとあるんです、毎月とはないんです。これ何であるかということ、市

が安易に個人の企業に入らないようにバリアを張っている、そのために第15条があるんです。第15条は、17条を適用し、通常は前15条を適用することになる。また、適正とは何か、自由な支出行為に不適正があるのか、市が損失を受けるような支出の行為における不適正と同じかという、ここであつているんです。NPO法人、今までそういうのがあつたんですか。そこを1点聞きたい。

ただ、みんな、NPO法人も頑張っているんで、中まで監視しなくても、この協定書では経費まで毎年決めているんです。三味線会館も斜陽館もかかる経費、お互い協議して決めていて、その売り上げからその経費を差し引いて市が70、NPO法人が30と収入を分けているわけですけども、そこで決めているのになぜそこまで、経営内容まで見て信頼関係をなくすのかと、そこをちょっとお聞きしたいということです。

もう一つ、水道事業に関しては、将来はそういうことがあるということで理解したんですけども、厚労省の認可と県知事の認可、これ分けて同時に許可を受けられないものかということです。そして、またいきなりもうヒアリングに入っているよと聞いているんですけども、事前に全員協議会とか、そういうところで私たちに報告するというか、そういうのはできないものか、市長にお伺いします。

○議長（齊藤一郎） 経済部長。

○経済部長（笹森英志） お答えいたします。

先ほど議員おっしゃったとおり、三味線会館、斜陽館、立佞武多の館につきましては指定管理料を出してございません。その3者につきましては、もちろん経営努力をして一生懸命頑張っております。私も金木の三味線会館につきましては、担当者の方とお会いしていろいろお話ししてございまして、頑張っておるなということはずごく感じておりました。ただ、経理報告の部分につきましては毎月出していただいておりますけれども、その部分につきましてはまず赤字が出た場合、どう対処していくのかと。もちろんうちの方で指定管理をお願いしているわけでございますので、そのときに赤字になりますと自分たちのお金を出してまで市の建物を管理していくのかということになると非常に辛いことになろうかと思っておりますので、そういう意味で経営に対して口を出すとかということではございませんので、そういう意味の中で事前にそういう場合が生じた場合に事前に対処できるようにということでお話しさせていただいております。もちろん先ほども申しましたとおり、いろんなことがあつた場合協議すると。今の経理報告につきましてもある程度自信がございまして、皆さん方やっていけるといふようになれば毎月とか、その部分につきましては検討していきたいというふうに考えてございますので、確かに三味線会館の皆さん方も本当に努力しております。私、部長に就任してからすぐ

に三味線会館の方に行ってお話しさせていただきましたけれども、本当に努力なさってございました。それは、私も認識しておりますので、以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（齊藤一郎） 水道事業所長。

○水道事業所長（須郷純彦） お答えをいたしたいと思います。

給水計画人口、これ5万人を超えますと厚生労働大臣の認可になるわけです。5万人以下ですと県知事の認可なわけです。たまたま合併したことによって5万人を超えましたので、厚生労働省の方に変更認可を申請しなければならないと。この変更認可もそうですが、浅瀬石川ダムの水が現在協議中でございますけれども、決定されますと、今年度内に決定するものですが、決定されますと関係市町村の議会で全員協議会に県の方から説明に来る予定になってございますので、その辺よろしく願いをいたしたいと思いません。

○議長（齊藤一郎） 市長。

○市長（平山誠敏） 全員協議会の問題でございますが、何しろ私も初めての議会でございますし、やはり五所川原市議会、金木町議会、それぞれの運営方法も習慣、かなり多様な面があるように感じられますし、やはりこれから五所川原市全般にかかわる重要な事項につきましては議長とも協議しながらやってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（齊藤一郎） 9番。

○9番（伊藤永慈議員） 経済部長にもう一回お伺いいたします。

この指定管理者を行う際に、たしか3社ほど公募した、あったという。その際に、経営内容はすごく吟味して今のNPO法人の元気倶楽部ですか、そこになっていると思います。そこで協議したにもかかわらず毎月というのは、何か信用していないんだというふうに私は受けるんですけども。だから、毎月でなくても上期、下期でもそこは把握できるんじゃないかと私は理解するんです。だから、地元の人、何だ、これだけ私に任せただねえ、委託だべなという意識が強いもので、その辺をお互い協議しながらやっていければと思っております。

水道事業所に関しては、人口が満たしていないのでということですけども、やっぱりそこはわかるんですけども、いきなりヒアリングでそれを進めるんじゃなく、さっき市長が協議してやると、全員協議会に報告するとしていますが、その辺を、合併してまだ1年半しかたっていないので、その配慮も大事なんではないかと思っておりますので、その辺を今後考えて、そしてまた事業所は何か機構改革するということも聞いております。

それをまだ私たちは全員全然聞いていないので、その辺も今後説明をして住民に納得できるようなことで進めていきたいと思えます。その辺を要望して私の一般質問を終わります。

- 議長（齊藤一郎） 以上をもって伊藤永慈議員の質問を終了いたします。  
暫時休憩いたします。

午前 11時10分 休憩

午後 1時05分 再開

- 副議長（田中賢一） 休憩前に引き続き会議を開きます。  
一般質問を続けます。  
3番阿部春市議員。

- 3番（阿部春市議員） 一登壇一

平成18年第5回定例会に当たり一般質問をさせていただきます。今定例会は、平山市長が誕生して初めての定例会であります。先日の8月2日の臨時会において施政方針が示され、これに基づいて市政運営を行っていることと存じます。内外にいろいろな課題を背負っての船出であり、そのかじ取りが注目されております。新市長に申し上げておきますが、私は毎回のように市の活性化策を求めてきております。それは、こうすればもっと市はよくなると具体的な提言活動をし、続けております。これからも変わるものではございませんので、御理解を賜りたいと思えます。以上を申し上げ、質問に入ります。

（不規則発言あり）

午前中にも農業振興について質問がございました。市長御案内のように、青森県では攻めの農林水産業の推進を図るとなっています。県農林水産部では、次のように発表しています。本県は、食糧自給率117%で、全国第4位と高く、さらには米、野菜、果物、畜産物、水産物のバランスのとれた食糧供給県です。本県の農林水産業は、蓄積されたすぐれた技術、広大な農地、山、海、夏季冷涼な気象などが活用できることから優位産業となっている。しかも、全国に誇れるすぐれた産品を生産してきたものの、必ずしも商品としての価値や販売額の増加に至っていない。本県のすぐれた産品をすぐれた商品として売り込む力、消費者ニーズに合わせて生産、販売するという消費者視点の発想が求められています。攻めの農林水産業は、生産から流通、そして販売までを結びつけ、収益性のアップを図ることを基本に、消費者が求める必要な安全、安心で良質な県産農林水産物や、その加工品を生産し、売り込んでいくという販売を重視する振興策である

となっています。また、推進体制も既に確立しております。

こうした県の動向の中で、当市の農業はどうかです。かつて旧五所川原市農業は100億円産業であったのです。それが国策の影響等をまともに受けて、今ではその半分ほどになっているものと思います。このような状況下にあつて、私はこれからの農業は付加価値を考えるべきであるといこれまで発言してきました。いろいろとあると思いますが、私が思い当たったのがツクネイモであります。2年ほど前から注目をしていたのです。これまでも質問をしてきました。ツクネイモしょうちゅうに活路を見出せないものか、県の農業試験場に依頼して試作品をつくれぬものかとも考えてきたのであります。近年健康志向も相まってしょうちゅうブームの時代になりました。ことしに入って県内では東北町のヤーコンしょうちゅう、田子町のニンニクしょうちゅう、そして六ヶ所村ではナガイモを原料とした「六趣」の工房が完成しました。特に「六趣」は九州での生産が追いつかないので建設したと言われます。私の勝手な発想ですが、ナガイモがよくてツクネイモがだめということはないと思っているのでございます。市の活性化対策第4弾として、ツクネイモのしょうちゅうづくりについて御提言申し上げたいと思います。

あわせてツクネイモは当市の特例作物に指定されています。この3年間の生産の取り組みはどのようになっているのか、あわせて販売実績についても説明を求めます。市長は、午前中の質疑にもありましたようにツクネイモの活用を考えていくという、こういう答弁がございました。市長が考えていることがあればお聞きしたいと思います。

質問の第2点目は、まちづくり三法の改正について質問させていただきます。近時県内各地を見ても郊外への大型店、公共施設の進出、移転によって中心市街地は空店舗の急増、しにせデパートの閉店などによりにぎわいが失われています。この対策として、平成10年にいわゆるまちづくり三法が制定されました。しかし、その効果はほとんど見るべきものがなく、中心市街地の空洞化には歯どめがかからず、この三法自体の不備も指摘されるようになりました。中心市街地活性化法に基づく活性化策の実効性、都市計画法による大型店等の立地調整機能の弱さなどが特に問題とされてきました。こうした状況を受けて、改正法がさきの通常国会で成立しました。今回の改正は、3法のうち改正都市計画法と中心市街地活性化法の2法となっています。この法律改正で当市の中心市街地がにぎわいを取り戻すことができるのか、前途多難と言わざるを得ません。

そこで質問しますが、現在進められている大町区画整理事業であります。TMOを発展的に改組し、活性化協議会を法制化し、基本計画に民意を反映させることとなっていますが、この対応をどのように考えておられるのか、それはいつごろなのか質問します。大町区画整理事業は、平成25年完成を目指しておりますが、順調に作業が進んでい

るのか、その辺の説明を求めます。現在立佞武多の館がひとり歩きしている状態であり、早期の完成が待望されています。この件については、前市長の政策を引き継ぐと公言している市長に答弁を求めたいと思います。

次に、まちづくりの基本となっている市街地活性化基本計画についてであります。法律改正に伴って見直しが求められていると思うのですが、どのように考えておられるのかでございます。我々地方自治体にとって法改正が少しでも有利になるようにお互いに知恵を出し合い、事業に結びつけていくことが大事であると思っています。一方では、この改正内容でよいのかという疑問があるのも事実でございます。まずは、大枠の部分で質問させていただきたいと思います。

質問の第3点目は、教育行政についてであります。あわせて4点について端的に質問させていただきます。まず、小中学校の統廃合についてであります。少子化に伴い、最近小規模校の父兄から学校は将来どうなるんだろうと聞かれます。将来的には統廃合は仕方ないと認めながらも不安を持っているようであります。このことは、決して当市に限ったことではございません。そこで、現在の複式学級の実情について説明を求めます。そして、統廃合計画はどのようになっているのか質問します。

2点目は、痛ましい埼玉県でのプールでの死亡事故発生に伴う調査結果についてであります。文部科学省の発表によりますと、水泳プールの排環水口の状況に関する調査結果は、青森県では教育委員会所管の公営プールは50カ所、そのうちふたの固定がないプール数4カ所、吸い込み防止金具がないプールが4カ所となっています。公立学校のプールでは291カ所、ふたの固定がないのが7校、金具がないのが29校となっています。当市の調査結果について報告を求めたいと思います。

3点目は、今年度で完成見込みの楠美家の活用についてであります。今定例会に設置条例が提案されていますが、具体的な内容が見えてきません。現在ある平山家と同じようにするのか、多くの人に見てもらおうための対応をどのように考えておられるのかでございます。また、どういう価値があるのか、そのアピールをどうするのか、全体像を明らかにしてほしいと思います。

最後は、子供の読書活動についてであります。私は、この質問をするに当たり、いろいろ聞き取りを行いました。学校関係者によると、学校では以前より読書をする児童がふえてきていると言っていました。また、図書館では利用する学校と、近くでも利用しない学校とはっきりしているようです。総体として、濃淡はあるにしてもよい傾向に進んでいると思っています。青森県では、子ども読書活動推進計画をもとに、読書活動について関心と理解を深めるための普及啓蒙活動を行っているようではありますが、当市の

教育委員会ではどのように指導しておられるのか質問し、1回目の質問とします。

○副議長（田中賢一） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（平山誠敏） 阿部議員におかれましては、日ごろより市政各般にわたる御指導、御助言、さらには市活性化への御提言をいただいております。まことにありがとうございます。心から感謝申し上げます。

議員御質問のツクネイモにつきましては、五所川原地域水田農業ビジョンの中で収益性の高い振興作物として特例作物に位置づけ、その振興と産地形成を目指し、取り組みを推進しているものであります。平成13年度における作付面積は0.1ヘクタールであったものが、野菜産地育成緊急整備事業などの実施により、本年度においては10ヘクタールと作付面積、生産量とも順調な伸びを示しているところであります。今後とも県並びに関係機関との連携を密にしながら産地形成に向け努力してまいりたいと考えております。

また、阿部議員御提言のツクネイモしょうちゅうの取り組みにつきましては、商品価値の低いC、D級規格のツクネイモ有効活用と付加価値をつけた加工品について、出荷から数量管理まで担っているごしょがわら市農協とともにこの検討を進め、最近のしょうちゅう志向の高まり、ブームから、平成18年3月、業界大手の宝酒造にツクネイモしょうちゅうの開発研究を依頼したところであります。同年5月に試作品ができ上がり、品質、味覚とも市場の需要に十分こたえられる高い可能性があるとのことから、今年産の五所川原ツクネイモを原料としたしょうちゅうを本格生産し、早ければ年内、遅くとも年度内に商品化したいという目標のもと、現在取り組みが進められております。今後ともごしょがわら市農協並びに関係機関との連携を密にし、五所川原ブランドの確立を目指しながら当市の活性化に結びつけてまいりたいと考えております。

次に、大町二丁目地区における土地区画整理事業は、中心市街地の基盤整備手法として最も有効な事業と認識しております。中心市街地は都市機能が集積し、長い歴史の中で文化や伝統をはぐくみ、経済活動を展開するまちの顔であります。市街地の整備改善と商業等の発展は活性化のための両輪であり、商業者と行政とが一体となったまちづくりを進めるとともに、商業者の切磋琢磨と創意工夫を生かした意欲的、主体的な取り組み、努力があつてこそ町中の元気が取り戻せるものと考えております。にぎわいと魅力のある中心市街地の活性化を図ることを市の重点施策と位置づけ、早期の事業完了を目指して積極的に取り組んでまいり所存でありますので、阿部議員におかれましては今後とも御指導、御助言をいただきますように心からお願い申し上げます。



○副議長（田中賢一） 経済部長。

○経済部長（笹森英志） お答えいたします。

まちづくり三法の関係でございます。中心市街地活性化法の改正につきましては、阿部議員おっしゃるとおりでございます。より効果的な都市づくりを進めるため、都市機能を市街地の中心に集めようとしているのが特徴でございます。その法改正に基づきまして基本計画を見直ししてまいると先ほど市長が御答弁申し上げましたとおり、大町二丁目土地区画整理事業の実施に伴って、中心市街地の活性化を図る上で新たな国の支援を受けるためには基本計画の見直しが必要であります。そのため、今後新基本計画策定に向けて庁内に検討委員会を設置して取り組んでまいりたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

○副議長（田中賢一） 教育長。

○教育長（高松隆三） お答えします。

まず、第1点目の学校統合の問題でありますけれども、御承知のように児童生徒数の減少、そしてまた複式学級の増、そういうことで小規模校では部活動にも大変支障を来すという状況になってきております。そして、またその学校では昭和35年あるいは37年に建築した学校もあって老朽化も相当進んでいると、さらに少子化で、これからの児童生徒数が減少していく傾向にあるということから学校統合は避けられない問題であります。そういう見地から、教育委員会としては去年の9月の定例教育委員会で管内の学校統合について、その方向性を検討して委員会の承認を得たわけでありまして、学校統合を進めていくためには市長と考え方が一致しないとなかなか地域に入っていくということで、9月の定例の委員会でその方向を決めて、実は10月の8日に当時の成田市長に対して教育委員会の管内の学校統合の方向性を説明して市長の意見を聞いたわけけれども、まだその段階では結論が得れなくて、その後間もなく成田市長は入院せざるを得なかったということで、これまでこの問題は中座しておりました。そして、先般平山新市長が当選をされましたので、平山市長に対しても再度教育委員会の方向性を説明しながら、今平山市長と意見調整をしているさなかであります。

それから、複式学級はどのくらいかということですが、今年度新しく一つふえて管内で5学級、複式が5学級あります。

それから、2点目のプールの調査の件でありますけれども、これは7月31日の埼玉県のふじみ野市の市営プールの事故がありまして、それで我が方としても8月2日に管内のプール、全部調査をしました。県の教育委員会からは、8月3日付で教育委員会に管内を調査しろという文書が来ましたが、我が方は8月2日に全施設の調査をして、

その結果としてはプールの排水口には全く異常がないと、固定された金具で安全を確認されておるといふことがありまして、その結果、直ちに県の教育委員会にも報告したし、それから各プールの施設の出入り口のところにも点検の結果安全が確認されたという旨の表示をしておるわけでありませう。

それから、第3点目の楠美家住宅の活用についてであります。条例案では、楠美家の全体像とか特色というのが余り見えてこないという御指摘のようでありますけれども、これは市としてあの家屋を市の文化財に指定する時点で文化財の要件を満たすという方向で指定をされたし、私どももその後あの移転についてもそういう方向で移転工事を進めてきております。移転の総事業費は約4億3,000万かかっております。そして、平成16年度から18年度までの3カ年計画で実施をして、来年の3月、18年の年度末には完成の予定であります。そして、具体的な活用の方法としては、母屋の部分の一般公開のほかに蔵もありますけれども、その蔵の中には楠美家の関係資料及び須恵器の展示をする予定になっております。そして、またさらにそのすぐ隣に須恵器の登り窯を建設して、これを活用した焼き物体験学習等も進めていきたいと、そう思っております。そして、またこの管理については地域性の施設の内容というものを十分理解できる、そういう形で指定管理者制度を活用しながら運用をしていきたいと、そう思っております。開館の期間というものは、4月の1日から11月30日までで冬場は休みにすると。それから、開館の時間は午前9時から午後4時までという予定で、さらには指定管理者が決まると、そのノウハウを生かした軽食コーナーとか、あるいは農産物の直売所等もそちらの方で運営するように指導していきたいと、そう考えております。

それから、最後は子供の読書活動についてでありますけれども、読書というのは子供の創造性や感性をはぐくむというだけじゃなくて、最近よく言われる学力の一つである読解力あるいは論理的な思考力の育成という立場から読書というものは非常に重要だと、そういう認識に立って、各学校とも、特に小学校18校すべてが朝の読書あるいは業間、授業と授業との間の時間を活用して読書をするように子供たちに指導をしてきております。また、小学校ではボランティアサークルによる読み聞かせ活動とか、あるいは高学年の児童が低学年の児童に逆に言えば読み聞かせをしていくと、あるいは夏休み期間中は保護者の協力も得ながら学校図書館の開放もしているということで、比較的五所川原管内では読書活動は非常に高い評価を受けて、管内の小学校でこれまで2校、全国表彰を受けているところもあります。

それから、子供もですが、私も案外この仕事をする前は、今の子供たちは本を読まないのではないかという懸念で学校へ行ってみると、結構学校の指導もいいのか、子供た

ちの読書というのは非常に盛んです。それで、ある学校の例をとれば、大体1年間を通して児童1人平均、児童1人平均ですよ、70冊から多いのは90冊、1年間に。学校図書館からこのくらいの本を借りて、うちへ帰って本を読んでいるという傾向もありますので、これからさらにこの取り組みは強化をしていきたいと、そう考えております。

以上であります。

○副議長（田中賢一） 3番。

○3番（阿部春市議員） 再質問に入りますが、その前に答弁漏れがありましたので、2回目の答弁のときをお願いします。先ほど言いましたとおり、TMOを活性化協議会に移行することになると思うんですが、それはいつごろなのか、その答弁漏れがありましたので、後ほど答弁をお願いします。

それでは、ツクネイモのしょうちゅうの関係については、今市長の方から前向きな答弁をいただきました。先ほども言いましたとおり、私はこのツクネイモのしょうちゅうも含めてですが、これまで2年ほどいろいろ一般質問、きょうの一般質問をするための準備もしてきました。大体しょうちゅうも形が出そろふなど、このころを見込んで今回の質問になったということをぜひ御理解いただきたいなど、こう思います。

それで、そのことでちょっと気になるのは値段の関係なんです。あの赤いリンゴのワイン、ちょっと高いという、地元産でありながら高いという声もずっと聞かされてきておりますので、値段が余り高くないようにとこれお願いを、市長にお願いしてもどうにもならない部分でしょうけれども、そうあればいいなど、こう思っております。

それと関係して新農業センターの関係でございます。このツクネイモの種というのは、新農業センターでこれ生産されてきたんです。この新農業センター、これまで6人の職員がいたんですけれども、この4月からゼロ、だれも常駐の人がいなくなった、何かあれば役所の農林課から行って対応しているというふうな状況。4月ごろ農家の人から不自由になったといういろいろな声がございました。これツクネイモに限らず、これからの農業振興の観点から、やっぱりゼロでなくて機能を強化すべきじゃないかと、こう思うんですけれども、この辺どう考えるのか質問させていただきます。

それから、まちづくり三法の関係について、さらに3点質問します。まず、都市計画法に基づく用途地域の見直しをすべきじゃないかと、こう思います。現在のものは、平成8年にたしか作成したというふうに聞いております。現在に至っては、経済情勢も大分変化をしてきております。そういう意味では、用途地域の見直しをすべきじゃないかと、こう思うんですが、どのように考えているのかお尋ねします。

それから、2点目は白地という、この関係でございます。いわゆる大規模開発に伴っ

て各地に残っている土地があると思うんです。その実態の説明を求めますし、今後整理、見直しをする考えがあるのかどうか、これを質問します。

それから、3点目はこの3法改正によって補助金を含む支援措置が期待されるわけがあります。どのような補助メニューがあるのか質問したいと思います。仮に西北中央病院をこの地域内に移転すると、仮にです。ということになると、具体的にどういう補助メニューがあるのか、どのぐらいの補助額が期待されるのか、この辺わかっていたら御答弁をお願いします。

それから、教育行政についてでありますけれども、今教育長が答弁されたように学校の統廃合については地域の合意を得なければならない部分もありますし、いろんな難しい状況があると思いますので、先ほどの答弁で結構でございます。どうぞ市長とヒアリングをしながらぜひ進めていただきたいし、できれば計画的に進めていただければなと思います。

それから、2点目は楠美家の活用でございました。私は、前の説明は須恵器や昔の農耕具を展示する、建物を見ながらそれを見に来ていただきたいと、こういう趣旨の説明をかつて受けたことがあるんです。私は、それだけではどうしても人を呼び込めないのではないかと思うんです。地元、七和の人から話を聞きますと、昔話を語る日というのを地域のお年寄りから聞かせる、地域の民話などを聞かせる、こういう企画をしてはどうかという話、私の方に届いております。かつて私、工藤議員と岩手県の遠野市に行ってきました。あそこは、駅前も含めて「語り部」というのがあって、そこに行くと民話とか遠野市のいろいろな歴史を語って聞かせてくれて、その地域の文化、風土というのがよく理解をした、そんな思い出があるわけです。そういうこともあって、こういう昔話を語る日などというものをひとつ検討できないものかどうか、この辺を質問したいと思います。

また、先ほど農産物の販売という話も教育長の答弁の中にありました。このすぐ近くに「わとな」という交流施設がありますけれども、聞くところによると余り思わしくないというふうな声も聞かれます。そういうことで、交流施設が将来どうなるのかは私は定かではありませんけれども、これとの関係なども一緒になって、隣と言えばちょっと離れている隣ですけれども、タイアップした、そんな考え方もやっていくべきじゃないのかなと、こう思いますけれども、いかがでしょうか。

それから、3点目は子供の読書活動についてであります。児童が読みたい本を購入するということが大事であります。先ほど70冊から90冊、1人平均、児童が読んでいるという結構な話でありますけれども、一つは学校図書を購入について質問したいと思います。

ですが、図書費のまず配分基準というのはどのようになっているのか。そして、学校で司書がない場合、本の選定にいろいろ苦勞しているんじゃないかと、こう思うんです。恐らく管内の五所川原市の教育委員会管内の学校で司書がいるのは2校だと思います。それ以外は司書がないと思うんですが、司書のいない学校について図書館ともう少し連携をとって、いわゆる図書館の司書から指導してもらおうとか、購入に当たって。そういうことも必要ではないのかなと、こう思うんですけれども、どのように考えているのかお尋ねします。

それから、図書館の利用状況についてもどういう推移で来ているのか、説明を求めて2回目の質問とします。

○副議長（田中賢一） 建設部長。

○建設部長（三橋俊一） それでは、阿部議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず最初の用途地域の見直しに関してお答えを申し上げます。現在の用途地域は、阿部議員御指摘のとおり平成8年4月1日に指定されておりまして、ほぼ10年を経過してございます。ちょうどそろそろ見直しの時期にあるものというふうに認識はしております。用途地域の変更につきましては、旧五所川原市において二、三年前から県の方と相対的な見直しについて協議を続けてきております。今後、実は平成19年度、このときに都市計画基礎調査が実施される予定となっております。このことから、その結果を踏まえまして用途地域の見直しについて検討し、変更が必要と認められる場合は説明会の実施、それから諸手続を踏まえて検討してまいりたいと、このように考えてございます。

それから、白地に関しての御質問がございました。この白地に関しましては、これも旧五所川原市におきましては、ちょうど平成8年ごろ、このころをピークに市街地郊外において、いわゆる都市計画法上の用途地域の指定もなく、それから農業振興地域の規制がない白地地域を中心に宅地開発が進みまして、近年ではエルムの街の開発以降、周辺を取り巻く形でパチンコ店や大規模小売店舗等が相次いで立地している状況にございます。このような状況が具体的にどのような問題を発生させているかということにつきましては、先ほど申し上げました平成19年に実施される都市計画基礎調査の結果を踏まえて適切に対処してまいりたいと考えてございます。

それから、具体的に西北病院のあの地域に移転させた場合というふうな御質問でございましたけれども、今回の中心市街地活性化法の改正によりますと、その中のメニューの一つとして、支援措置のメニューの一つとして、暮らしにぎわい再生事業というメニューがございます。この中では、病院や文化施設等の町中への立地を支援すると、このようなメニューがございますので、ちょっと想定の域は出ませんが、西北病院がそう

いうところへ移転するというふうなことになりますと、原則土地区画整理事業は現在補助率が4割、40%ということで補助をいただいております、交付金をいただいておりますけども、病院の場合も国の予算にもよりますけども、同程度の交付金は支援されるんではないかなと、このように考えてございます。

以上でございます。

○副議長（田中賢一） 経済部長。

○経済部長（笹森英志） お答えいたします。

まず、御質問の農業センターにつきましては、本年4月からその機能を農政課が引き継ぎまして、現在専任の担当職員が培養技術でのツクネイモ、イチゴ等の増殖、保存業務に当たって、生産者への優良種苗の供給を行ってございます。今後とも生産者からの需要にこたえられるよう、またサービス低下を招かないように機能強化に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

それから、TMO、中心市街地活性化協議会のことでございますが、今回の改正によりまして中心市街地活性化協議会のものにつきましては民間が参画するという事で、法制化というふうな形になってございまして、TMOと協議会を若干比較いたしますれば、認定等につきましては市町村によりTMOは認定というふうな形になりますけども、先ほど申し上げましたとおり協議会につきましては規約を定めて公表すると。それから、対象者でございますが、TMOは商工会議所、それから商工会というふうな形になってございまして、協議会に参加できるという部分の中になりますと、その中心市街地活性化協議会は実施する民間事業者、それから中心市街地活性化事業に密接に係るもの、地権者と、それから市町村というふうな形で、役割としましては基本計画、認定計画、それらのものに対する意見の提出ということになりますと、先ほど申し上げましたとおり今後その新計画策定に向けまして庁内にまず検討委員会を設置して、それから協議会の設置というふうな形で考えてございます。

以上でございます。

○副議長（田中賢一） 教育長。

○教育長（高松隆三） 楠美家の活用については、大変貴重な御提言、本当にありがとうございました。私どもは、本来はあそこは、狼野長根地帯は自然公園としてもう既にある程度整備をされて、それが今回あそこに楠美家が移転をされたわけでありますので、私は基本的には管理は一体であるべきだという考えでいろいろ交渉したけれども、これ縦割りの弊害というのか、楠美家の管理は教育委員会でしろということで、だからあそこの管理は狼野長根の自然公園の分と教育委員会所管の楠美家と二つに分かれて管理を

しなければいけないということになっております。

それから、確かに自動車道ができてからあそこの交通量は相当減っております。したがって、「わたな」のレストランも含めて経営が非常に困難だということで、あるいは将来やめるかもしれないというお話もよく聞かされております。そういう点から、これからいろいろ検討をさらに詰めながら対応していきたいと思うけれども、ただ教育委員会としてはせっかく楠美家という由緒のある家屋があそこへ移転されたわけですから、あの有効な活用を図るということでは先ほどの昔話とか民話とか、そういう語り部の会あたりも一つの活用の方向としては考えていきたいと。私どもは、今あそこを指定管理者制度を入れて管理してもらおうということに進んでいますので、その場合にやはり地元の楠美家という昔からの名家をよく理解して、それをどう地域の活性化に生かすかという立場で指定管理者を選定していきたいと。したがって、我々に今までにないようなノウハウもその指定管理者にお願いをしながら有効活用を図ってきたいと、そう考えております。

それから、2点目の各学校の図書の配分基準はどうなっておるかということでありますけれども、これは今年度は管内の学校の図書の総予算は総額490万です。配分基準としては、小学校は均等割3万円、学級数割1万3,000円、これで小学校全体で273万7,000円の配分をしております。中学校は、均等割8万円で、学級数割が2万4,000円で、中学校全体としては216万8,000円、これ合わせて約490万の図書費を配分しているということであります。ただ、この額というのは基準からいくとまだ相当低いわけです。国の基準でいくと、小学校の場合で17年度末で81.5%、充足率、国の基準に対して。中学校は65.8%、そういう状況になっております。

それから、子供たちの読みたい本を購入するためには専門の司書教諭を配置すべきだという御提言であります。これは法律によって12学級以上の学校については五所川原市としても全部司書教諭を配置しております。これ8校です、管内では。12学級以上の学校、全部。ただ、その他25校のうちたった8校しか司書教諭が配置されていないわけでありましてけれども、これは法律でそうなっておるわけで、だからそれ以下の学級についても司書教諭を配置しなくてもいいかということそうではなくて、実際資格のない学校も随分とあります。したがって、そういう学校でも校長の任命で、その学校の先生の中から、例えば国語の先生だとか、あるいは社会科の先生だとか、そういう適任者を図書の担当として任命をして図書の購入とか、あるいは学校図書館の運営とか、そういうものを主体的に行っていただいております。

それから、図書館の利用状況では、この1年間で図書館においでになった方は約4万

7,000人です。そして、貸し出しをした図書、貸し出しをうちへ持ち帰るということで貸し出しをした図書は約8万3,000冊であります。そして、また図書館としても子供向けのいろんな活動をしております。これは、例えば五所川原おはなし、ぽぽんたの会とか、あるいは子供の森読書会とか、そういう民間の方々の協力を得ながら、例えばぽぽんたの会では毎月第3土曜日は子供向けにそういう読書活動を展開しているし、また五所川原子供の森読書会は夏休み、毎日お宮の境内でそういうお話を聞かせたり、本を読ませたり、紙芝居をやったりという活動もして、民間のそういう活動、協力を得ながら子供たちに対してそういう活動を展開していると。さらに、県立図書館とタイアップしながら各学校へ配本も実施をしていると。それから、さらに妊婦の届けをしたお母さんには、なるべくお母さん方にも本を読んで胎教をきちんとやってほしいという願いで、妊娠届を出した時点で、そのマタニティーに関する図書を読むように呼びかけをしているということを大体やっております。

以上です。

○副議長（田中賢一） 3番。

○3番（阿部春市議員） 建設部長、4割という補助だというふうなことなんですが、それは総事業所の4割ということで理解してよろしいですか。それを後で答弁願います。3回目で終わりですから、それで答弁終わると終わりになりますから。

それから、教育長、私は今話をしたのは司書を学校に置いてくださいという話をしたんじゃないでして、司書のいない学校は司書のいる図書館とお互いに交流を深めながら図書の選定に当たっていただきたいという、このことを話ししているんであって、そのところは勘違いしないでいただきたいと、こう思います。

最後の質問ですけれども、大きく3点について質問させていただきました。細かくはまだ質問あるのですが、取りやめます。最後に市長に質問したいと思います。市長、見知らぬ人、東京の人から「五所川原市というのは一口で言ってどんなまちですか」と尋ねられたら、市長、何て答えますでしょうか。ぜひ私も参考にしたいなと思って質問させていただきますと思うんですが。答弁をもらって終わります。

○副議長（田中賢一） 建設部長。

○建設部長（三橋俊一） 先ほどのまちづくり交付金事業の補助率4割ということにお答えを申し上げます。

これは、現在行っている土地区画整理事業に対しての4割ということでございまして、ただ当該事業に対して必要とされる経費すべてに対して4割ということではございまして、国や県と協議した結果、必要な経費、交付金の対象とされる事業の4割、それは



当然事務費、私どもの人件費も含まれた事務費も入れて4割ということでございます。御理解を願います。

○副議長（田中賢一） 市長。

○市長（平山誠敏） 一口に五所川原市はどういうまちかという御質問かと思いますが、地形学的には母なる川、岩木川のふもとのまち、そしてまた秀峰岩木山の一番すばらしく見えるまちということもございましょうが、昔の旧五所川原ですと、商人のまちとかさまざまな言われ方もしておりますし、昨年金木、市浦とも合併いたしまして、さらに文化的なまちというイメージも備わってきたのではないかという思いでございます。と申しますのも、旧五所川原そのものも演劇とか、そういう文化活動に数は少ないですが、非常に一生懸命やってきたという過去もございまして、このたび斜陽館とか、いわゆる津軽三味線の始祖、仁太坊の生まれ故郷とか、そういう、それとまた十三湊の中世のすばらしい遺跡も五所川原市になったということで、これまでの五所川原市のイメージよりは大きく、よく変わったのではないかという思いでございます。最近でございますと、やはり立佞武多の復活によって全国的に有名になりましたし、やはりもともとは活力のある人たちのまちという認識でございますので、これからもその活力を失わないように未来に向けて皆さんとともに邁進してまいりたいと思っておりますので、阿部議員もよろしくお願いいたします。

○副議長（田中賢一） 以上をもって阿部春市議員の質問を終了いたします。

次に、28番平山秀直議員。

○28番（平山秀直議員） 一登壇一

平成18年第5回定例会に当たり、公明党を代表して一般質問をさせていただきます。

五所川原市の新しい顔となった新五所川原市長の平山誠敏市長におかれましては、初めての定例会となります。新市長には、これまでの事業の継続はもちろん、課題を迅速に解決していく強い指導力、さらには西北五地方のリーダーとしての役割を求められております。また、選挙戦でも強調していたように市民の声に真摯に耳を傾け、徹底した情報公開を実現し、開かれた市政運営を実現してほしいということをお願い申し上げて、通告に従って一般質問をさせていただきます。

通告の第1点目は、中心市街地再生の推進についてであります。当市では、立佞武多の館を起爆剤に市街地再生の推進を図ってきたところでありますが、活性化はまだまだこれからであります。空洞化に歯どめをかけ、中心部のにぎわいを再生するため、これからも継続して取り組んでいかなければならないと考えます。さきの通常国会では、中心市街地活性化法が改正され、8月22日に施行されました。改正のポイントは、まちの

顔とも言うべき中心市街地に商業、居住、病院などの公共サービス施設などを効果的に集約し、高齢者でも歩いて暮らせるまち、コンパクトシティーの形成を促進することにあります。

そこで、第1点は当市の現状の課題をどのように認識しておられるか、まずお伺いいたします。

次に、第2点、基本計画の作成についてお伺いいたします。今回の改正によって大きく変わった点は、市町村の基本計画を内閣総理大臣が認定する制度となった点が挙げられます。そこで、この基本計画を策定するための協議会の設置はいつごろの予定なのか、今後の基本計画策定のスケジュールはどのように考えられているのかお伺いいたします。

次に、第3点、中心市街地活性化支援措置についてお伺いいたします。基本計画が国で認定を受けた場合、予算や税制について国による重点的支援が行われます。そこで、支援措置の内容についてお伺いいたします。当市では、中心市街地再生のための暮らしにぎわい再生事業、またまちづくり交付金の拡充、中心市街地共同住宅供給事業、場合によっては町中居住再生ファンド、都市再生区画整理事業の拡充、国土交通省からの支援措置と、また経済産業省からの支援措置も考えられますが、ほかにも当市で考えられている内容があればお伺いいたします。

第4点、空きビル中三についてお伺いいたします。現在までの空きビル中三に対する対策と経過措置はどのように行われてきたか、また今後の対策の見通しはどうなっているかお伺いいたします。

次に、通告の第2点目、農業振興対策についてお伺いいたします。現在当市の農業は過疎化が進んでおり、高齢化や後継者不足といった構造的な問題を抱えております。さらに、安い輸入農産物の攻勢にさらされ、農業経営が安定していない状況にあります。国では、従来の全農家を対象に農産物の品目ごとに支給してきた価格保証制度を抜本的に改めて対象者を担い手に絞り込み、経営全体に着目した品目横断的な所得保証に転換し、来年4月から施行されることになりました。

そこで、第1点として、この品目横断的経営安定対策が実施されるに伴って、当市では何がどのように変わるのか、まずお伺いいたします。さらに、詳しい内容については再質問でお伺いさせていただきます。

次に、第2点として農地・水・環境保全対策についてお伺いいたします。この制度も来年4月より実施されますが、品目横断的経営安定対策とあわせて車の両輪と言われております。目的は、農地、農業用水などの保全向上を図るための効果の高い共同活動を

支援することや、化学肥料や農薬の使用を原則5割以上低減する先進的な取り組みを支援することが目的となっております。また、その対象者は農家だけではなく、地域住民などが参画する組織も支援の対象となるそうであります。そこで、当市では農業・水・環境保全対策実施に向け、現在どのように取り組んでこられたか、また今後の見通しについてお伺いいたします。

以上、大きく2項目について質問いたしますが、新市長及び関係部長の御誠意ある答弁を求め、第1回目の質問を終わらせていただきます。

○副議長（田中賢一） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（平山誠敏） 平山議員におかれましては、市政各般にわたり格別の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

8月に制定された改正中心市街地活性化法は、内閣に首相を本部長とする中心市街地活性化本部を設置し、広域的な観点から調和のとれたまちづくりを進めるため市町村が策定し、首相が認定した基本計画に対し、重点的に支援策を実施することとしております。これまでの基本計画では、中心市街地における市街地の整備改善と商業等の活性化の一体的推進を目的としておりましたが、改正中心市街地活性化法に基づく基本計画では、少子高齢化、消費生活等の状況変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済の活力の向上を総合的に、かつ一体的に推進していくことを目的としております。従来の中心市街地振興を主とした基本計画に都市機能を適正導入し、コンパクトなまちづくりを実現するための認定基本計画の策定により、商店街を初め各団体がさまざまな支援メニューを活用することができます。当市においても区画整理事業が進展する中、支援メニューの活用を希望している団体も出てきておりますので、庁内に検討委員会を設置し、商工会議所等関係機関と連携をとりながら認定基本計画の策定に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（田中賢一） 経済部長。

○経済部長（笹森英志） お答えいたします。

まず最初に、現在の中心市街地における課題ということでございます。都市における中心市街地の現在の課題につきましては、第1点、まず人にかかわる課題として来客吸引力の低下と町中定住人口の減少が挙げられます。第2点目としましては、まちづくりにかかわる課題として、旧イトーヨーカ堂、鶴又ビル等大型の跡地や空き店舗等低未利用地の集約化や共同化であります。第3点目といたしましては、商業にかかわる課題と

いたしまして、中心市街地の立佞武多の館を核とした統一的な魅力、環境づくりが挙げられます。

次に、空き店舗、中三のビルでございますが、中三五所川原店のこれまでの経過についてでございますが、昨年6月10日に中三より商工会議所に対しまして閉店する説明がありました。それを受けて、市商工会議所、職業安定所、商店街等で中三五所川原店対策委員会を設置し、存続を中三に要請してまいりましたが、9月20日に正式に五所川原店の営業継続は不可能との回答があり、現在に至っております。

次に、経営所得安定対策につきましては、昨年10月、経営所得安定対策大綱が決定され、平成19年度から実施されるものであります。内容といたしましては、今までの全農家を対象にした品目ごとの価格対策を担い手に対象を絞り、経営全体に着目した対策に変えるものであります。市では、この対策内容の周知と理解を図るため、昨年12月の五所川原市転作集団連絡協議会代表者会議への説明会を皮切りに、市内全域の集落を対象に現在まで六十数回にわたる説明会を開催し、その周知徹底を図ってきたところであります。新対策の対象要件は、4ヘクタール以上の経営規模の認定農業者と一定の条件を備えた集落営農となってございますが、認定農業者につきましては対策決定時点から倍増しており、今後とも個人で対策対象となる農業者がさらにふえるものと見込んでございます。また、集落営農に向けての取り組みにつきましては、9月12日に設立した川山集落営農組合を初め6組織がその設立に向け準備を進めている状況でございます。このほか、品目対象である麦、大豆の作業受委託方式で取り組む集落や担い手への農地集積で取り組む集落があり、市といたしましては窓口であるJAと連携を密にし、対策実施までさらに支援体制と取り組みの強化を図ってまいりたいと考えてございます。

次に、環境保全向上対策についてお答えいたします。議員御存じのように、国では若者の農家離れ、農家の高齢化等の進行に伴いまして、農地、農業用水等の資源の保全管理が困難となっている状況に対応するため、平成19年度より農地・水・環境保全向上対策として、地域ぐるみでの農地や水を守る効果の高い共同活動と環境保全に向けた営農活動を5カ年間実施することとなりました。支援を受けるためには、まず地域の農業者だけではなく、地域住民、自治会、関係する団体など農業者以外の者を含め幅広く参加する活動組織をつくるのが要件となります。

次に、支援の内容といたしましては、水路、農道等の維持保全活動を含めた各種活動の共同活動計画を策定し、市と協定を結んで支援を受けることとなる基礎支援、それとこれに特定の要件を満たすことによって受けられる営農活動支援があります。特定要件には、まず基礎支援が行われていること、支援対象区域の8割以上の生産者が取り組み

を実施すること、一定のまとまりを持って化学肥料、農薬等を原則5割以上減らすこと等が挙げられており、それらをクリアすることによって支援を受けられます。今年度は、モデルケースとして全国で600カ所、本県では18カ所割り当てられ、北五管内では当市金木町神原と中泊町、鶴田町の3カ所が指定され、事業名を農地・水・農村環境保全向上支援実験事業として活動組織が事業主体となっております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○副議長（田中賢一） 建設部長。

○建設部長（三橋俊一） それでは、国土交通省関係の支援措置についてお答えを申し上げます。

ただいま平山秀直議員おっしゃったとおり、まず主な支援の一つといたしましてはまちづくり交付金の拡充、これは道路や公園の整備、それから公営住宅の建設など多様な事業に対して交付金が充当できることになってございます。今年度の予算額、昨年度が1,930億円という国の交付金の予算規模でございましたが、これが平成18年度には2,380億円に増額されてございまして、交付金が大幅に拡充されたという内容になってございます。

それから、二つ目は暮らしにぎわい再生事業ということで、先ほど申し上げました、阿部議員にもお答え申し上げましたとおり、病院や文化施設等の町中への立地が支援されるということ、それから空きビルの改修、この事業に対しても国の交付金の支援が受けられるという内容になってございます。

それから、三つ目といたしましては中心市街地共同住宅供給事業、これは中心市街地における優良な共同住宅の供給を国が支援するという内容になってございます。

それから、四つ目は町中居住再生ファンド、これは民間の多様な住宅供給事業を出資により支援すると、主な支援内容はこの四つになってございます。

よろしくお願ひいたします。

○副議長（田中賢一） 28番。

○28番（平山秀直議員） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

通告の第1点目の中心市街地の関係ですけれども、支援措置の内容について、まず今四つほど国土交通省関連、お話を聞かせていただきまして、それでまず第1点の暮らしにぎわいの再生事業について、この中身の中に、今御説明あった中に空きビルの再生支援事業というのが支援の事業として入っていますけれども、この関連、これを使って当市の空きビル、特に中三の支援をしていただけないものなのか、基本計画に盛り込む考えがあるのかどうか、この点をお伺ひします。

それから、まちづくり交付金の拡充のことですけれども、昨年既にまちづくり交付金の活用で使っていたんですけれども、この関係と活性化法によるまちづくり交付金の拡充と、この関係がよく私わからなくて、基本計画に改めてこのまちづくり交付金の拡充の内容についてどういうことを考えているのかということの基本計画に盛り込みしなきゃいけないのかどうか、この点お尋ねしたいなど。今現在大町二丁目の土地区画整理事業については、まちづくり交付金を使って事業が行われているかと思えますけれども、これとはまた新たに違うまちづくり交付金の拡充というのが考えられるのかなと、その辺がよく私きちんとわからないのでお教えしていただければと思います。

それから、第3点の共同住宅の関係ですけれども、中心市街地共同住宅供給事業、これがあるわけですけれども、空洞化されてきている市街地の居住環境をより人口を多くするためにこの中心市街地共同住宅供給事業、これがぜひ必要かと思えますけれども、これをきちんと基本計画に盛り込む考えがあるのかどうかお伺いします。この点がまず国土交通省関連です。

それから、経済産業省関連の支援措置というのがありまして、これがちょっとお話にございませんでした。経済産業省関連では、戦略的中心市街地商業等活性化支援事業というのが一つ考えられます。それから、課題としての少子高齢化のこと、先ほど課題でおっしゃっていましたが、少子高齢化対応中小商業施設整備事業というのもございます。この二つ、考えられるのかどうかお伺いします。

それから、第3点目、空きビル中三について、ちょっとお話しさせていただきます。今現在は手つかずの状態である中三のビルですけれども、8月に私は岩手県の奥州市、合併前の水沢市なんですけれども、こちらの方に視察しに行ってみまして、ショッピングセンターメイプルというショッピングセンターなんですけれども、こちらの方を視察させていただきました。水沢市の駅の本当の駅近くにあるショッピングセンターなんですけれども、5年前にこのビルはジャスコがあったんですけれども、5年前にジャスコが撤退しました。事業者の人たちも大変困った様子ですけれども、ことしの4月に再生しまして新たにショッピングセンターとしてまた復活したと。事業者は全然違う事業者なわけですけれども、これを見まして私、ああ、素晴らしいことが行われたなというふうにして私感心していたわけです。ぜひこれを、これだけではないかと思えますけれども、このメイプルを参考にして中三の再生を考えられないものなのかなというふうにして、このメイプルの中に入っているのがどういうのが入っているのだというふうにして私調べましたら、地下1階には公共施設がいろいろと張りついていました、地下1階に。例えば福祉施設とか、それから親子交流サロン・エンゼルプラザみずさわとか親子ライブ

ラリーとか、それから勤労者福祉サービスセンターとか水沢地域包括支援センターとか、こういうが入っているわけです。それから、フィットネス・ゲルマックス水スポだかって、何かフィットネスの関係が地下に入って、要は親子で人が集まりやすい公共的なものを地下に張りつけされたんです。1階からその上は普通のショッピングセンターで、生鮮食品やいろいろな食品関係が1階にありまして、2階衣料品とか、全部で4階まであるわけなんですけども、これを見まして、よくぞ5年前にジャスコが撤退されて、普通ジャスコが入ってくるわけなんですけど、水沢の場合には撤退したんです。それで、本当に駅前のショッピングセンターがどんと空洞化になったんです、空きビルになっちゃって。それがことしの4月から再生されたと。株式会社水沢クロス開発という管理運営会社が事業主体になって行うが、それまでの改装工事とかは国と県から3億8,000万ぐらいの支援を受けて行われたという実例でございます。これを見まして、これからはこういう再生する上でも、ただ単にショッピングセンターだけでなく、こういう五所川原市でもできる範囲の公共的なもの、地下がいいのか上がいいのかわからないですけども、人が集まりやすいような形で公共的なものも張りつけた上で、その上をショッピングセンターにしていくというふうな考え方で、この活性化法の空きビル対策支援を活用していけばいいのではないかといいふうにして思いまして取り上げさせていただきました。この点、市長どういふふうにお考えか、今、今でちょっと答弁苦しいかもしれませんが、お考えいただければと。

その次に、農業振興対策についてお伺いします。第1点は、品目横断的経営安定対策、私は農家ではないので、全く素人でございますんで、本当に素人っぽい質問になるかもしれませんが、お聞きしていただければと思います。まず、担い手になればどんな支援が受けられるのかという点1点。

それから、麦とか大豆は何か品目に入っているけど、米をつくっている農家はどのようなのかという点が2点目。

それから、担い手になるにはどうすればいいのかと、4ヘクタール以上の何か農地持っていないきゃいけないとかということがあります。

それから、第4点目、集落営農組織の現在何十回も説明会やってきたと聞いていますけれども、集落営農組織の立ち上げ状況。何かさっき6組織と言ってましたっけ、今立ち上がっていると聞いていますけども、もう一度詳しくこの集落営農組織の立ち上げ状況はどうなっているのか、この四つお伺いします。

それから、第2点目、農地・水・環境保全向上対策についてですけども、これから5年かけて共同活動とか営農活動、営農活動は何か共同活動をやっていないと営農活動に

は支援ないとかあるわけですけども、まず地域ぐるみで農地や水を守る効果の共同活動の何か活動計画を立ててやるということになっているようですけども、今現在これがどの程度進んできているのか、この活動の基本計画の立ち上げ状況、これがどういうふうになっているのかお尋ねします。

それから、営農活動の取り組み、これからなされるのか、今最中、農家の方で営農活動として取り組みしようとしているのか、ちょっと私はわからないんですけども、この活動の取り組み状況はどうなっているのか、この点をお尋ねして2回目の質問を終わります。答弁をお願いします。

○副議長（田中賢一） 市長。

○市長（平山誠敏） 先ほども部長が申し上げましたとおり、旧イトーヨーカ堂の空き地、そしてまた鶴又ビルの空き地、これが旧市街地として大変大きな問題でありますのは申し上げるまでもございませんし、さらに中三デパートも空きビルになったということで、この旧商店街にとっては非常に大きな問題でございますが、先ほど議員のおっしゃったように旧水沢市ですか、ジャスコの撤退の後メイプルと、商店街、非常にうまくいっているとお話でございますので、これから十分その辺も検討しながら最善の策を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（田中賢一） 建設部長。

○建設部長（三橋俊一） それでは、交付金の拡充ということについてお答え申し上げます。

大町の二丁目の土地区画整理事業に関しまして、最初はこの土地区画整理事業は都市再生土地区画整理事業ということで、国の補助事業に乗って事業を着手したわけですけども、国の三位一体改革、これに基づきまして国の補助事業は非常に縮減されてきております。このために、68億とか69億とか言われている事業費を評価するためには非常に長い時間がかかると。そういうことから、国の方で交付金、これは国の予算枠が大幅に拡充されたということでございまして、この交付金事業に移行したことによりまして非常に短い期間で区画整理事業は実施できると、こういうメリットがございまして。このため、基本計画、まだ策定はされておりませんが、既に昨年に国による実施計画の承認を得てございますので、土地区画整理事業は交付金事業として今後も実施されていくことになっております。ただ、今後交付金事業として何かの事業を実施するためには、当然国で法律の中に定めております基本計画、これの策定の中に、基本計画の中にメニューとして掲載されていなければ事業として実施し、これの支援は受けられないという、こういうことになります。



それから、共同住宅を基本計画に盛り込むのかと、こういうふうな御質問もございましたが、中心市街地の活性化につきましては庁内の各部署にわたって議論されるべきことであろうと、こう思っております。その計画の中に、個々具体的にどのようなメニューを上げてくるかということについてはまだ確定してございませんし、例えば町中に公営住宅を建設するんだと、こういうふうな話も今この段階ではまだ議論されておられないので、商工観光課の方で基本計画を作成する時点で個々具体的なメニューが掲載されていくべきものでであろうと、このように考えております。

○副議長（田中賢一） 経済部長。

○経済部長（笹森英志） お答えいたします。

まず最初に、農地・水・環境保全対策でございますけれども、農家の現状が大変厳しいということは認識してございまして、水田やため池など従来経営規模にかかわらず農家の方々が共同で維持管理、環境保全を行ってございます。市といたしましても、他の市町村の取り組み状況、財源確保といろいろ検討してまいりましたが、現時点では非常に厳しい状況でございます。他の町村につきましても財源の確保で事業の実施というのは決めかねていると聞いてございます。もし、当市の場合、全農地面積を対象にした場合でございますが、年間概算負担額は約1億円となります。この事業は、5年間の継続となっておりますので非常に厳しい状況でございます。

次に、担い手になるにはどうすればよいかということでございます。個人や法人として農業経営をする場合は認定農業者となりまして、原則として4ヘクタール以上の農地を確保することとございます。次に、仲間と共同で農業経営をする場合には20ヘクタール以上の農地を有する集落営農組織を立ち上げてこれに参加すると、この二つでございます。

次に、担い手になればどんな支援が受けられるかということでございます。麦、大豆の品目に関しましては、最近3年間、平成16年から18年の生産、出荷実績に応じまして、平成19年度以降毎年一定額の支払いを受けることができます。

次に、その年の麦、大豆の品質別の生産量に応じまして、キロ当たり何円といった支払いが受けられるというふうな形になってございます。

もう一つは、その年の麦、大豆、米の販売収入の合計額が最近の平均収入より下がった場合、その差額の9割が補てんされる、ならしという対策、収入減少影響緩和交付金ということが受けられるということでございます。

以上でございます。

○副議長（田中賢一） 農政課長。

○農政課長（島谷 淳） 平山議員の集落営農組織の立ち上げ状況に関してお答え申し上げます。

集落営農に関しましては、まず9月12日に設立総会を行いました川山集落、それから種井集落、高野集落、川代田集落、そのほかに金木地域のブロックローテーション、大豆のブロックローテーションの生産組織、喜良市の生産組織、嘉瀬の生産組織がこれから集落営農に向けての立ち上げの準備を進めている状況にあります。

それから、もう一点、米に関しての支援のお話がありました。担い手以外には、担い手にならないと対策の対象外の人たちは当然米の下落対策の支援措置にも加入できないわけですが、これに関しましては新しい、新産地づくり対策の中で稲作構造改革促進交付金という制度が設けられまして、今のところまだ概算ですが、10アール当たり4,000円というような支援の対策が講じられることになっております。

以上です。

○副議長（田中賢一） 以上をもって平山秀直議員の質問を終了いたします。

---

◎散会宣告

○副議長（田中賢一） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2時31分 散会

平成18年五所川原市議会第5回定例会会議録(第3号)

議事日程

平成18年9月20日(水)午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

第1 一般質問

出席議員(45名)

1番 原 田 寛 議員	3番 阿 部 春 市 議員
4番 齊 藤 一 郎 議員	5番 松 野 武 司 議員
6番 桑 田 茂 議員	7番 木 村 博 議員
8番 外 崎 茂 議員	9番 伊 藤 永 慈 議員
10番 田 中 昇 議員	11番 寺 田 達 也 議員
12番 稲 葉 好 彦 議員	13番 櫛 引 ユキ子 議員
14番 葛 西 ノリ正 議員	16番 三 和 均 議員
17番 工 藤 誠一郎 議員	18番 寺 田 武 造 議員
19番 野 呂 國四郎 議員	20番 三 和 孝 治 議員
21番 古 川 幸 治 議員	22番 秋 元 洋 子 議員
23番 高 杉 利 彦 議員	24番 山 口 孝 夫 議員
25番 笠 井 幸 市 議員	26番 磯 辺 勇 司 議員
27番 伊丸岡 勇 議員	28番 平 山 秀 直 議員
29番 笹 山 精 喜 議員	30番 相 澤 治 議員
31番 平 山 則 雄 議員	32番 島 津 典 明 議員
33番 中 畑 藤 雄 議員	34番 田 中 賢 一 議員
35番 川 口 隆 議員	36番 中 谷 秀 八 議員
38番 川 浪 茂 浩 議員	39番 木 村 清 一 議員
40番 工 藤 善 司 議員	41番 葛 西 収 三 議員
42番 工 藤 武 則 議員	43番 吉 岡 浩 議員
44番 葛 西 敬太郎 議員	45番 成 田 長 代 議員
46番 濱 田 春 士 議員	47番 三 潟 春 樹 議員

48番 長谷川 清 勝 議員

---

欠席議員（2名）

2番 加 藤 磐 議員

37番 福 士 寛 美 議員

---

説明のため出席した者（31名）

市 長	平 山 誠 敏
助 役	田 邊 欣二郎
収 入 役	鳴 海 義 男
総務・財政部長	三 上 裕 行
民 生 部 長	木 村 一 善
福 祉 部 長	宮 崎 堅 治
経 済 部 長	笹 森 英 志
建 設 部 長	三 橋 俊 一
金木総合支所長	福 井 定 治
市浦総合支所長	成 田 義 正
西北中央病院 事 務 局 長	蒔 田 弘 次
水道事業所長	須 郷 純 彦
教 育 委 員 長	阿 部 育 也
教 育 局 長	高 松 隆 三
教 育 部 長	葛 西 皓
選挙管理委員会 委 員 長	平 野 光 雄
選挙管理委員会 事 務 局 長	木 村 隆 一
監 査 委 員	大 野 欽 也
監 査 委 員 事 務 局 長	高 橋 俊 昭
農業委員会会長	太 田 昭 市
農 業 委 員 会 事 務 局 長	鈴 木 正 徳
総 務 課 長	高 橋 勇 公

財 政 課 長	工 藤 勝
企 画 課 長	岩 川 静 子
市 民 課 長	春 藤 光 正
保 護 福 祉 課 長	須 藤 久 男
家 庭 福 祉 課 長	中 野 博 之
農 政 課 長	島 谷 淳
土 木 課 長	白 戸 幸 一
区 画 整 理 課 長	松 橋 洋
会 計 課 長	関 秀 三

---

◎職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	高 橋 満 直
次 長	前 田 晃
議 事 係 長	小 林 耕 正
議 事 係 主 査	飛 鳥 順 一

---

◎開議宣告

○議長（齊藤一郎） ただいまの出席議員42名、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号により会議を進めます。

---

◎日程第1 一般質問

○議長（齊藤一郎） 日程第1、一般質問を許可します。

なお、会議規則第63条の規定により、質問は再質問を含め3回までとなっております。

また、質問、答弁とも簡潔明瞭に願います。

それでは、36番中谷秀八議員。

○36番（中谷秀八議員） 一登壇一

議長のお許しを得ましたので、一般質問を行いたいと思います。

質問の前に先般行われました市長選挙において、多くの市民から大きな期待のもと圧勝され、誕生されました平山市長に対し、当政真会を代表し、心からお喜びとお祝いを申し上げます。今後新市発展のため、平山市政を前面に打ち出し、リーダーシップのもと新市建設計画の基本目標であります活力ある、明るく住みよいまちづくりに積極的に取り組まれますとともに、衆人が最も求める公平と誠実感が感じられる行政運営を推進されますことを御期待申し上げますとともに、当政真会としても今後も平山市政を支援していく所存でありますので、新市発展のため、一層の御尽力、御活躍を御祈念申し上げます。

それでは、通告順に従って一般質問を行います。我が五所川原市の基幹産業は、言うまでもなく農業であることは昔も今も変わりません。しかし、その経営内容は大きく変転しました。中でも米は、我が国民の主食として長きにわたって国の手当て、保護を受け、自給を目指してその生産に農業者が一丸となって取り組んできたところは記憶に新しいところであります。しかしながら、国際的自由経済の中で米もまた例外になく、WTOの洗礼を受けることとなり、ミニマムアクセス米の輸入、さらには市場原理の地域間競争へと変転する中で、米離れや過剰生産で米余りが生じ、生産調整に追い込まれて現在の土地利用型経営安定対策へと変転したわけであります。その間猫の目農業行政とやゆされながら、20年間で何一つ評価すべき点はないという農業者が大半であります。平成19年度から現行の交付金を品目横断的経営安定対策の担い手支援交付金に転換され

ますが、農業者の大半は共同経営の経験もなく、集落営農組織に不安を抱き、その処し方に苦慮しているのが現状であります。

そこで、提言いたしたいと思えます。平成19年度から進められる品目横断的経営安定対策は、極端に言えば今までの交付金を担い手農業者にだけ交付するという制度であります。その担い手というのは、一つは4ヘクタール以上の耕地を有する認定農業者、二つ目はみんなが集まって20ヘクタール以上の耕地を共同経営する団体、つまり集落営農組織と位置づけているわけであります。この集落営農組織にも2通りのパターンがあります。その一つは、認定農業者以外の小規模農業者が寄り集まって20ヘクタール以上の耕地を共同経営する農地分散型、二つ目は大型団地構想の枠内に入った認定農業者も含んだ農業者で共同経営する農地集積型の2通りが考えられます。私は、この二つ目を集落営農組織推進のため、モデル団地を創設して農家の範としたらどうかと、こう提言したいのであります。なぜと申しますと、次のように大きな利点があるからであります。一つ目は、経営上のすべての部門で効率化が図られる。二つ目は、生産調整と転作団地の確立ができる。三つ目は、施設栽培を含む複合農業の大型団地化。四つ目は、組織内の労働力に合った農業形態の確立。五つ目には、管理体制の合理化。六つ目には、徹底したコスト低減地域による所得倍増。七つ目には、市場原理の地域間競争への対応。八つ目には、自然農耕の団地化等々多くのメリットが考えられます。実施に当たっては、今まで何百年も続いてきた個人経営の農家を共同経営に転換させるということは大変なことでありますが、自治体と農業団体が一体となって取り組めば決して不可能ではないかと思えます。活性化とともに新市にも活力が生まれ、新市建設計画の基本目標である活力ある、明るく住みよい豊かなまちに近づいていくものと思えますので、これの実現にぜひ取り組んでいただきたく提言した次第であります。

次に、2番目に、げた対策として3年間の実績がある場合、何年間助成金が受けられるかについてお尋ねいたします。げた対策には、緑げた対策、担い手の生産コストを賄う対策だが、パンフレットでは19年度以降、毎年定額の支払いを受け続けられるとあるが、これは制度が続く限りと理解してよいか。また、19年度から多品目を作付しても半永久的に受けられることができるかお尋ねいたします。

次に、3番目に19年度以降3年間、麦、大豆を新規に作付した後4年目から助成金が受けられるかについてお尋ねいたします。パンフレットでは過去の実績とあるが、4年後の22年以前を過去の実績とみなすか、それとも18年度までの実績を意味するのか。また、黄色いげた交付金は新規参入でも生産量、品質に基づいて支払われるのか。支払われる場合は、その年の生産量に比して単価を乗じた額となるのか、その辺についてお尋

ねいたします。

次に、4番目の実績のない担い手支援策は検討中とあるが、決定はいつごろになるのかについてお尋ねいたします。支援検討中として、パンフでは担い手の経営発展や新規参入等を促進するために需要に応じた生産や経営革新の取り組みを伴いつつ経営規模の拡大や生産調整の強化への対応などを行うものに対し、経営安定が可能となる水準の支援を実施するとある。具体的にどういうことを指しているのか、またいつ決定するのかお尋ねいたしたいと思います。

次に、5番目に米と大豆の1年ローテーションで昨年作付している場合の実績の位置づけについてお尋ねいたします。金木町の嘉瀬地区と喜良市地区では、1年ローテーションで米と大豆を作付し、数年後にまたもとの農業者に回ってくるというサイクルで行われておりますが、実績をどう判断するのかお尋ねいたします。

次に、6番目のならし対策の中で標準的収入及び当該年の収入の算定方法についてお尋ねいたします。これは、収入減少の影響緩和交付金だが、パンフによるとその年ごとの春に県が定めるとあるが、その標準的収入と当該年収入の算定方法をお示し願いたいと思います。また、水害等で皆無の場合、9割補てんが受けられると理解してよいかお尋ねいたします。

次に、当市集中改革プランについて質問いたします。平成16年10月に新市建設計画が作成され、議論の末、3市町村がこれに合意し、平成17年3月28日、新生五所川原市が誕生し、1年と5カ月経過しました。ことしの3月、当市集中改革プランが示され、今後の財政見通しの説明を受けましたが、平成18年度に8億8,900万円の歳入不足が生じ、以降年々増加の一途をたどり、平成21年度では何と52億8,365万6,000円の歳入不足が見通されている。しかも、翌年度予算を先食いする繰り上げ充用金で対応する等の悪循環という予想だにしなかった現実に驚いている次第であります。

そこで質問しますが、財政見通しに合併特例債を見込んでいるかいないかお尋ねいたします。見込んでいる場合は、それにかかわる事業名と予算額の説明を願います。また、見込んでいない場合、なぜ見込まないのか、その理由を説明願いたいと思います。

2番目に、財政見通しでは平成22年度で52億8,300万円の歳入不足の見通しだが、平成18年に入ってから判明したのかお尋ねいたします。

3番目に、歳入の市債が平成17年度の34億7,620万円を平成21年度に18億5,600万円まで下げた理由について御説明願いたいと思います。

次に、新市建設計画について質問いたします。財政計画の基本的な考え方では、健全な財政運営を行うことを基本として歳入歳出の各項目ごとに過去の実績や今後の国、県



の方針及び財政支援措置等を考慮することにより一般会計ベースで策定すると、こうあります。

そこで、質問いたします。平成21年度の新市財政計画の歳出合計額が250億8,700万円、集中改革プランの財政見通しの歳出合計額は306億8,091万3,000円と、その差が45億9,391万3,000円もありますが、その原因は何か、その説明を願いたいと思います。

2番目の新市建設計画の事業を実現するための手法についてお伺いします。昨年3月28日、3市町村が新市建設計画に合意し、活力ある、明るく住みよい豊かなまちづくりを基本目標に合併しました。この基本目標達成のための事業計画が策定され、これによって合併特例債の総額が決定されていると思います。

そこで、お尋ねします。計画された事業を実施するに当たって、事業の選定順位、時期等をだれがどうやって決めるのか全く議論されていないので、今後どういう対応をするのか、具体的に御説明願いたいと思います。

以上、1回目の質問を終わります。回答は、通告順に御答弁願いたいと思います。

○議長（齊藤一郎） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（平山誠敏） 中谷議員におかれましては、日ごろより市政各般にわたる御指導、御助言、さらには専門的な見地からの農政についての御提言をいただきまして、まことにありがとうございます。

現在農業経営を取り巻く状況は、米価の下落に加え、農産物の価格の低迷等、非常に厳しい状況にあるものと認識しております。この状況に打ちかつためには、農地の集積を図り、生産コストの低減や作業効率の向上による収益性の高い農業経営に取り組む必要があるものと認識いたしております。議員御提案の複合大型団地創設による集落営農の推進は、経営所得安定対策の実施に当たり時宜を得た御提言であり、まことにありがとうございます。現在当市におきましては、金木地域のブロックローテーションや各転作営農組合による小麦の団地化が取り組まれているところではありますが、産地間競争に勝ち抜く足腰の強い農業経営形態を築き上げるためには御提言のような、さらなる大型団地化の形成が必要なものと考えております。市といたしましては、関係機関との連携を図りながら、その実現に向け、積極的に取り組みをしてまいる所存でありますので、中谷議員におかれましては今後とも農政に関する御指導、御助言をお願いいたします。

以上です。

○議長（齊藤一郎） 経済部長。

○経済部長（笹森英志） お答えいたします。

げた対策についてお答えいたします。御質問の実績に基づく支払いにつきましては、げた対策の中で緑げたに当たるものでありますが、最近3年間、平成16年から18年の実績払いにつきましては、品目横断経営安定対策が続く限り、平成19年度以降毎年受け続けられることになっております。

また、多品目を作付した場合も受けられるのかということでございましたが、緑げたにつきましては受け続けられることになってございます。

次に、平成19年度以降の麦、大豆の作付実績につきましては、現在国から示されている要綱では、実績となる期間はあくまでも平成16年から18年までの3年間であります。御質問のケースのように、平成19年から21年までの3年間、新規に麦、大豆を作付したといたしましても緑げたの支払い対象にはならないこととなってございます。ただし、平成19年度から新規に麦、大豆を作付した場合には、議員御指摘のとおり当該年度の生産量、品質に基づく支払い、つまり黄げたの支払いは受けることができるようになってございます。

次に、実績のない担い手の支援策につきましては、麦や大豆の新規作付に対する支援策のことと思いますが、この新規作付の助成については、国際ルールとの整合性を考慮して制定された経営安定対策とは切り離し、補完的に別途助成措置を講ずることになってございますが、まだその金額、時期については示されていない状況でございます。具体的な内容が示された時点で農家の皆様への周知を図る予定でございますので、御理解をお願いいたします。

次に、ブロックローテーションの実績の位置づけにつきましては、非常に微妙な位置づけであるところでございますが、基本的には対策の加入者、非加入者を問わず、今年度中にも生産者単位での面積登録がされることとなっております。ブロックローテーションシステムでは、その年によって圃場の位置が変わることから実績の積算に苦慮するところではありますが、現時点では生産組織の一括実績とするか、参加者個人へ案分で実績を位置づけるか検討中であるとの国からの回答を得てございます。これにつきましても、具体的な内容等が示された時点で周知を図る予定でございます。

次に、ならし対策における標準収入の算定方法につきましては、米、麦、大豆といった品目ごとにその標準単価を公表することになってございますが、現時点では単価設定は都道府県ごとの単価設定を行うということだけでありまして、その内容や時期については近い将来ということで、年度内なのかどうかはまだ未定ということで、国からの情報を得るように今努力している状況でございます。

また、災害の場合は、皆無作の場合は補償を受けられるのかということでございます

が、災害の場合は対象品目の共済収入を認定した上で残り減収分の9割まで補てんを受けられることになってございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（齊藤一郎） 財政部長。

○総務・財政部長（三上裕行） 中谷議員にお答えいたします。

まず、集中改革プランの中で今後の財政見通しに合併特例債を見込んでいるか、見込んでいる場合、それにかかる事業名と予算額という御質問でございます。合併特例債は、議員御承知のとおり新市建設計画に基づいて行うまちづくりのための特に必要な事業の経費に充当できることになってございます。合併市町村への特例債につきましては、合併する市町村の数、人口によって公式がございまして、新五所川原市の場合、標準全体事業費が188億8,000万、借入限度額がその95%で、約179億4,000万でございます。その元利償還金の70%が交付税に算入されることとなっております。

平成17年度末の集中改革プラン策定に当たっては、各課より事業実施計画をまとめまして、検討した上で合併特例債の効率的な活用を見込んでございます。18年度においては、雪寒機械購入事業、除雪のロータリー車でございます。これが1,200万円、仮称のスノーステーション建設事業2億9,010万円、大町二丁目地区土地区画整理事業5億160万円、電算システム統合事業330万円を予定しております。19年度以降につきましては、現在のところ21年度までに総額で雪寒機械購入事業2,760万円、これと大町二丁目地区土地区画整理事業26億8,170万円の合併特例債の活用を見込んでございます。集中プラン作成に当たっては、あくまでも職員レベルの財政計画でございますので、この中には新規事業とか、これは含まれておりません。

続きまして、財政見通しでは平成22年度で52億8,300万円の歳入不足の見通しであるが、18年になってから判明したのかという御質問でございます。平成17年度から21年度までの5カ年を取り組み期間として集中改革プランを策定したわけですが、これにつきましては総務省から示されましたプラン項目内容を各担当部署に照会し、取りまとめた結果、最終年度で52億8,300万円の歳入不足が出たものでございます。当初は、このような多額になるとは想定していなかったわけですが、この作成段階におきまして職員の財政危機に対する認識もまだまだ甘かったものと私は考えてございます。そのようなことから、さらに事務事業の見直しを初め整理合理化を図るとともに、いかにして経費の節減を図りながら効率的な事務事業を執行するかを職員が常に意識する必要があると考えております。

次に、歳入における市債が平成17年度34億7,620万円、これを平成21年度に18億5,600万

円まで下げた理由でございます。集中改革プランの財政見通しの中で、21年度の市債発行予定額を18億5,600万円と算出いたしましたのは、17年7月に各課から普通建設事業実施計画、これは年度別でございますけれども、これを提出してもらいまして、それをもとに現在継続中の事業と将来必ず実施が必要となる事業、これは二、三でございます。これを加えまして積算したものでございます。

なお、今後新規の事業が伴いました場合は、市債の発行額は増加することになります。

それから、新市建設計画にかかわるものでございます。21年度の新市財政計画の歳出合計額264億2,200万円と改革プランの財政見通しの歳出合計額306億8,091万3,000円との差が42億5,891万3,000円もあるのはなぜかということでございます。集中改革プランの財政見通しを算出するに当たっては、必要となる歳入見込みについては内閣府の試算の伸び率等が示され、それに基づき過大にならないように推計しております。歳出につきましては、基本的には17年度予算ベースから伸び率等を勘案し、各課からの事業実施計画を取りまとめて推計しております。五所川原地域合併協議会で策定いたしました新市財政計画の額との差は、その当時の国の改革案、三位一体改革の内容が不透明、また流動的であったこと、そして算出時期の違いもございませぬけれども、集中改革プランでは18年度当初で8億8,900万円の歳入不足が発生したことにより翌年度の歳入を繰り上げ充用するため、それが年々増大したことによるものでございます。

それから、最後に新市建設計画の事業を実現するための手法でございます。新市建設計画は、合併後の新市を建設していくための基本方針を定めたものであり、将来にわたり新市が持続的に発展することを可能とする魅力あるまちづくりを推進していく上での指針を示したものでございます。その具体的内容につきましては、この計画を尊重のもとに策定される新市の基本構想及び総合計画にゆだねることとされております。今年度中に策定される予定の総合計画に基づき、事業実施に当たっては財政事情を考慮しつつ、年次計画を立てて積極的に取り組んでいきたいと考えております。

先ほどの合併特例債活用の事業実施、この順位とか時期にかかわる質問でございますけれども、合併協議会において策定されました新市建設計画、これはその当時の3市町村が実施している、あるいはまたこの先実施しようとする事業についてすべて網羅されてございます。これを全部実施すれば、とても百八十何億でできるものではございませんので、この事業の中からどれを実施していくかには、これからの総合計画の実施計画もございませぬけれども、市長の方からも議員の皆さんに御相談しながら一つ一つの事業を選択し、合併特例債を活用していきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（齊藤一郎） 36番。

○36番（中谷秀八議員） 再質問をいたしたいと思います。

1番目の提言であります。単純にこの大団地を形成した場合、どのようなメリットがあるのか。その一部を示せば、仮にこの団地が、200ヘクタールの団地ができたとした場合、平均所有耕地2ヘクタールとすれば、1人当たり2ヘクタールとすれば100の農業者が生まれるわけであり。また、生産調整を27%に行えば54ヘクタールの転作団地が生まれるわけであり。つまり稲作は146ヘクタール、転作団地は54ヘクタールの共同経営体ができるわけで、特に転作団地にはハウス団地や野菜、麦、大豆の団地が形成され、米づくりで余った全部の労働力を利用できるのが大きな利点だと思います。

ちなみに、米づくり10アール当たりの労働時間を31時間とすれば、146ヘクタールを31時間に換算すれば4万5,260時間、1人1日8時間労働で割れば5,657人、これを7カ月の稼働として1カ月20日の労働とすれば、1日40人で米づくりができる計算になるわけであり。大型団地化になれば、なおこれが節約できるものと思います。仮に、支援労働、家族労働を入れなくても100人の農業者ですから60人の労働力が毎日複合農業で働ける計算になり、これだけでも所得倍増が見込められると思いますので、ぜひ実現のために御検討を要望いたします。

次に、げた対策の助成の件であります。この制度が半永久的に受けられるということではあります。これを今までの土地利用型対策ではかなり猫の目行政と批判された。今回の場合も20ヘクタールが寄り集まってこの集落営農集団をつくったとすれば、それはただ単に交付金を目当てにしたものであって、必ずしも今後の農業経営の基本にはなっていないのではなかろうかと。したがって、できれば先ほど提言した集団集積の大団地でできるだけ指導的立場に立って市が率先していただきたいと、こう要望します。

3番目に、19年度以降3年間に大豆を新たに作付した後、4年目からその助成金は受けられるかについては受けられないということであり。しかしながら、この本来の姿は現行の交付金を転換させて担い手支援に向けるんだと。いわば担い手のこれからの経営体をバックアップするんだという意味にとれるわけであり。それがこれから進めようとする新規参入が認められないということは、非常にそこに動脈硬化みたいなものができるんじゃないかと、こう思います。農家の方々からよく聞きますと、4年後には交付金を受けられるんじゃないかと。とすれば、これから積極的に取り組んでいってもいいんじゃないかというような話がよく聞かれます。今後そういうことありますので、これを推進するためにもぜひ会議の場をかりて、これから4年後にも交付金が受けられるよう要望していただきたいと、こう思います。

4番目の実績のない担い手の支援策は検討中とあるが、これはまだ示されていないと、このことをごさいますので、できるだけ早く農家の方に御説明願えるよう働きかけていただきたいと思ひます。

次に、5番目の米と大豆の1年ローテーションで作付している場合の実績の位置づけについて再度お尋ねしますが、これはどういふ位置づけをすればいいかというまだ決定をされていないような御答弁でございましたが、これも組織的という考え方、見地からすれば、実績とみなして該当するように今後働きかけていってもらいたい、この要望いたします。

次に、6番目のならし対策の中の収入の件であります、なかなか年度内に決定するのは難しいというふうな御判断でございすが、これもできるだけ農家に早く示すようにひとつお願いしたいと思ひます。

それから次に、当市集中改革プランの件であります、これは非常に財政事情が苦しいという並々ならない皆さんの御努力、御尽力が必要になってくるわけでありすが、できるだけ、ここには厳しい財政事情が理由で見込まれないとすれば、新市建設計画の見直しも早く行うことになろうかと思ひます。今後プラン案を見直すか、また建設計画を見直すか、この点については今後議論を要することだと思ひますので、できるだけ協議会等を通して議論をしていただきたいと、この思ひます。

あと財政状況分析では、景気の長期的低迷と恒久的減税の影響で市税の横ばい計上と、地方交付税の激減で財源不足が生じ、財政調整基金で補っていると、このことでありすが、しかし新市財政計画では市税を19年度から21年度まで7億から8億の伸びを見込んでいます。景気の低迷と恒久減税のためとあるが、これは今始まったものではないし、何を信じてどう判断すればいいのか私も迷っているところでありすが、また、地方交付税の激減とあるが、平成17年度と21年度の交付税の差は2億3,000万程度だと。むしろ新市財政計画では、19年度から21年度まで、交付税は毎年5億から7億も少なく計上しているわけだ。それでいてどうしてそのような結果が出てきたのか疑問に思ふわけでありすが、今後健全財政のために一層の御努力をされたい、この思ひます。

それから、3番目に歳入の市債が平成17年度の34億7,620万を平成21年度で18億5,600万にまで下げた理由は何だということでありすが、これはいろいろ事業を見込んで、いろいろ話によると事業を見込んでいふことでありすが、見込んでいて市債を18億5,600万円まで下げなければならない、そして逆に歳出合計がそれこそ52億も不足するといふ見方がどうも疑問視するわけでありすが、この点もあわせてさらに御検討を願いたいと、この思ひます。

次に、新市建設計画について再質問しますが、この新市建設計画が年がまだ1歳と5カ月にしかなくなっていません。それでいて誕生した子供の教育方針が要するにそろっと変わったと、そういう点について何となく腑に落ちない点が蔓延するわけでありませう。そういうことでございますので、これからそれを払拭するようにひとつ努力していただきたい。

2番目の新市建設事業を実現するための手法についてであります。今申し上げたとおり、仮にこれから財政事情が苦しくて見直すとすれば、どういう形場でこれを議論してこれを見直していくのか、そういう点をもう少し明確にして、そして新市建設計画が絵にかいたもちでないようにひとつ努力していただきたい。

以上、再度、あら、御答弁までいかないかな……以上再度御答弁願います。

○議長（齊藤一郎） 経済部長。

○経済部長（笹森英志） 御答弁申し上げます。

まず最初に、団地の創設ということでございました。先ほど市長が御答弁申し上げましたとおり関係機関との連絡を図りながら、その実現に向けて積極的な取り組みをしてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、議員要望の件につきましては、現場の農家の方々も不安を解消するためにも一日も早い情報提供に努めてまいりたいと思いますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（齊藤一郎） 財政部長。

○総務・財政部長（三上裕行） お答え申し上げます。

集中改革プラン、それから新市建設計画にかかわってもろもろ御提言をいただき、ありがとうございます。まず、建設計画の見直しあるいは総合計画、これにつきましては、その計画策定につきましては計画審議会を、そしてまた庁内の検討部会をつくりまして、この中でまとめたものを議員の皆様にご相談申し上げ、説明する予定でございます。

それから、市債が17年度34億から21年度18億と、こういう下がっている理由でございますけれども、継続の事業だけを見込み、新規は二、三しか見ていないことから市債の額がこのように少なくなっているものでございます。いろいろ御提言いただきありがとうございます。重く受けとめまして、これからの財政運営に反映できるように努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（齊藤一郎） 36番。

○36番（中谷秀八議員） 最後に、当市の財政について集中改革プランに無理があるのか、また新市建設計画に無理があるのか疑問であります。いずれにしても当市は、市長が

これから財政健全化プランの骨子を年内にまとめるということでもありますので、新市建設計画の事業の見直し等、今後徹底した議論で見直しされるよう強く要望して一般質問を終わりたいと思います。

○議長（齊藤一郎） 以上をもって中谷秀八議員の質問を終了いたします。

次に、40番工藤善司議員。

○40番（工藤善司議員） 一登壇一

それでは、共産党を代表して質問させていただきます。昨年10月31日に障害者自立支援法が可決成立しました。障害者家族の将来を大きく左右する改正であります。障害者支援法は、2006年4月から順次実施に移されています。10月から本格的に実施に取り組むこととなりますが、既に4月から原則利用料1割の応益負担となり、大幅な利用負担増になっております。負担増によって施設から退所や報酬の激減による施設経営の悪化など深刻な問題が出ております。10月からは、市町村で事務事業である障害者程度区分設定と、これに基づく支給決定、地域生活支援事業の開始なども行われ、自治体自身が一層問われることになると思います。障害者支援法は、国が社会保障予算削減を行うためにつくられたもので、障害者の自立を拒み、生存権の侵害とも言うべき深刻な問題です。小泉構造改革の光と影の部分として、マスコミも自立支援法実施で福祉の現場に異変などと負担で施設から退所せざるを得なくなったような実態が積極的に報道されていきました。今日の深刻な事態に照らせば、国は早くから障害者への自立支援法の見直しを行うべきです。同時に障害者のサービス後退を可能な限り食いとめるために、利用者の負担軽減など緊急措置を講じることが不可欠ではないでしょうか。10月から新たに補装具、障害者施設の利用も1割負担となり、さらに負担増となり、応益負担による大幅な負担増と軽減策が必要と考えております。通所施設の場合、これまでに無料だった利用料の負担が月2万円から3万円、給食代を含みます、大幅負担となり、工賃収入をはるかに上回る利用料負担の支払いに働く意欲をなくして施設利用を断念し、うちに閉じこもる状態になります。施設運営の問題では、施設事業に対する報酬が予想を超える規模で減少、施設の危機的状況に直面、報酬単価では4月から支援対策事業で全体で1%から3%引き下げられ、支払い方式が月額から日額制に、通所施設の場合、22日利用、94.5%の利用率で変更されることは極めて深刻です。厚生労働省が実施した自治体調査でも毎月おおむね100万円を超える減収、知的障害者通所、授産など心配している声が上がっています。特に小規模作業所では深刻です。今までにも自分の資産提供をして努力してきたが、法改正で運営がかなり不可能になるのではないかと心配されております。

そこで、質問いたしますけども、このような実情から市としても自立支援を後退させ



ないようしかるべき支援措置をとるべきだと思いますが、お答えをお願いいたします。  
月額から日額になるのですけれども、休む障害者の調査があったらお知らせください。  
以上です。

○議長（齊藤一郎） ただいまの質問に対する答弁を求めます。  
市長。

○市長（平山誠敏） 工藤議員におかれましては、平素より市政各般にわたり御指導、御協力を賜り、この場をおかりしてお礼を申し上げます。

障害者自立支援法がことし4月に一部施行され、障害者の方々が施設を利用したときは原則として利用料の1割を定率負担として求めるとの制度改正がなされました。加えて報酬単価の引き下げ等により施設運営に対する影響もあると思われ、地方自治体の中には自主財源により障害者の負担割合を1割より下げる軽減策を講じているところもある旨伺っております。当市におけるこれらの施設に対する運営補助については、精神障害者を対象とした小規模作業所に対してのみ実施しております。その他の施設については、利用者の自己負担分を控除した費用について支援しております。障害者へのサービス向上が健全な施設運営に結びつくものであり、障害者一人一人の状況に応じた支援が重要であると認識しております。今後とも議会の御理解と御支援をいただきながら、障害者福祉サービスのさらなる充実に努めてまいりたいと思いますので、御理解のほどよろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長（齊藤一郎） 福祉部長。

○福祉部長（宮崎賢治） 施設の利用状況等についてお答えいたします。

障害者自立支援法については、一つとして身体障害、知的障害、精神障害の種別にかかわらず、サービスを利用するための仕組みを一元化し、施設、事業を再編すること。二つ目といたしまして、就労支援を抜本的に強化すること。三つ目といたしまして、支給決定の仕組みを透明化、明確化すること。四つ目といたしまして、障害者の方々に一元的にサービスを提供すること。五つ目といたしまして、国と地方自治体が責任を持って費用負担を行うことなどの各項目をルール化いたしまして財源を確保し、必要なサービスを計画的に充実させるために施行されたものでございます。

利用者負担については、議員御指摘のとおり、所得のみに着目いたしました応能負担からサービス量と所得に着目した応益負担の仕組みに見直されたことによりまして負担がふえた方が見られることも事実でございます。五所川原市におきます障害者約3,000名おられますが、このうち施設利用者は約1割でございます。なおかつ制度改正によりま

して、負担増などによります施設入所から通所へ変更された方が1名、それから施設の通所を取りやめた方が1名おります。施設利用の定率による負担は、財源を確保いたしまして必要なサービスを計画的に充実させるという施策ではございますが、これによりまして障害者の方々の負担が増加している事実を真摯に受けとめまして、関係機関とも連携を図りながら負担軽減対策等について検討してまいりたいと考えております。

また、月額負担から日割り負担へと変わったことについては、これまである施設の例で申し上げますと、月額負担で35万5,000円という施設がございます。この場合1日当たり1万2,000円になりますが、日割り負担ということでございます。実際の施設の利用した日数より施設に対して給付できないということでございますが、さらに約1万2,000円程度であったものが1万円を切る形になったということから、施設に入る介護報酬が引き下げられるということ等が発生しております。支援措置については、国の施策そのものが8月に見直しされまして、今月に入りまして県の説明会が行われております。また、先週末になってまた国からいろいろな要望等に伴う改善策等が示されておりますので、今後ともこれらの情報を的確に把握しながら適切に対応してまいりたいと考えてございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（齊藤一郎） 40番。

○40番（工藤善司議員） 非常に積極的に取り組むというふうなことで、ぜひ取り組んでほしいと思います。

なかなか項目が多くてまとめ切れないんでいるんですが、一般的な話をするので、できれば個別にはあってもいいと思いますけども、内容が強化されていくのかされないのか、ちょっと3番目のところで何か強化されるというふうなことで部長から答弁ありましたけども、月額から日額になるということは……その前に質問した調査していますか。小さい事業でも全体でもいいんですけれども、結構事業所が多いし、市外でもかなりいるんで、なかなか調査大変でしょうけれども、できればわかりやすくするために事業所をピックアップしてやってお知らせくだされば、それやっているんですか、やりましたか。例えば今度月額から日額になるわけです。今までは、10日行っても一定の金額が措置されているわけです。ところが、日額になると1日でも休むとそこの作業所、それから施設といいますか、そういうところは減じられるわけです。そうすると、その作業所では収入が少なくなります。これは当然だと思います。小さい作業所ほどそういうのがこたえるんじゃないかと思いますが、そういうことから私が知っているある会社では、ほとんどそういうふうに来て作業をしている人にやめてもらったという話を聞いているんです。これは当然だと思う。結果どうなるか。収入が少なくなれば、経営をやって続

けていこうとすれば、当然まず職員の人数を減らすとって専門家がいなくなります。食べ物は出前、今まで栄養バランスを何ぼか、何ぼかと言えば失礼だな、考えてこうやってきたのがそれもだめ。そして、大体1カ月22日ですから、今度来なければお金もらえないから日曜も祭日も来るようにしてもらおうと、そういう意見が反映されていけば結果がそうなると思いますよ、経営していかなければやめるということになりますから。それだけ施設の経営が大変になるというような、これはっきりしていると思うんです。

それで、施設に行く人、これはサービスというのはいろいろあるんでどうのこうのとは挙げませんが、サービスを受けてもらう方々は、今までただであったものが今度1万円とか2万円とか、一番多くて3万7,000円ですか、そういうふうに出さなきゃいけないんです。作業所へ行って仕事をしていながらでいて作業所へ払うサービス量というんですか、それが1万5,000円取られて入る収入が1万円と、こんなばかくせえ、やっていられねえというふうなことでこれをやめるというふうな、そういう経過がどんどん出てきているわけで、4月からも実施されて、そういう私の調査は、見ているのは全国調査のあれで、一般的にちょっと失礼なんですけど、こういう状況が出ているんだと思います。だから、もし、市長も大変積極的なお答えをしていただきましたけれども、こういう調査して実際はどうなのかというのはどこに、財源いっぱいあるわけじゃないんですから、ぜひポイントをねらってその人たちを幾らかでも前進させるような、そういう支援法の形に補正してほしいと思うんです。部長、どうですか、少し調査してみて具体的なあれをぜひ上げればもっと理解が深まるんじゃないかと思えますけども、そこ一つだけ聞いておきます。

○議長（齊藤一郎） 福祉部長。

○福祉部長（宮崎賢治） お答えいたします。

各事業所の調査については現在行っていませんが、議員御指摘の障害程度区分の認定に伴って居宅介護を中心に各障害者個々の106項目にわたる調査については実施しております。事業所の調査については、今議会で条例案も提案してございますので、それが済んだ後に障害者、施設等について集まっていたいただいて会議を開催しながら周知を図ってまいりたい。また、その中でいろんな要望も聞き取りしていきたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

○議長（齊藤一郎） 40番。

○40番（工藤善司議員） 去年法律ができて、通達がどんどん入ってきて4月から実施しているということは、応益とか、月額から日額へとか、恐らく通達入っていると思います。もうその時点で調査して、10月1日から本格的に実施するというようになっていて、

これから調査するというのであればどこ、県か国から来た基準をそれに沿って、あなた方から言わせれば法律に沿って間違いなくやっていくということになるんだろうけど、もう遅いんじゃないですか。私そう思うけど、もう既に調査して、そしてやってきょうの議会ではもうぱっぱと答弁していくような形をとってほしかったと思います。

国のことについては、なかなかこれは意見が述べられて大変だと思いますけども、ここで地域生活支援事業というのがあって、市町村などが自主的に柔軟に福祉サービスを行うということがありますので、ぜひこれ先ほども言いましたように財源が大変だということもありますけれども、ぜひこういう方々の救済措置に全力を尽くしてほしいと思います。

以上です。

○議長（齊藤一郎） 以上をもって工藤善司議員の質問を終了いたします。

昼食のため暫時休憩いたします。

午前 11時27分 休憩

---

午後 1時04分 再開

○副議長（田中賢一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

14番葛西ノリエ議員。

○14番（葛西ノリエ議員） 一登壇一

社会民主党を代表いたしまして一般質問をさせていただきます。第1点目は、男女共同参画社会の推進についてお尋ねします。個人の尊厳と両性の平等をうたう憲法24条は、当時22歳であったベアテ・シロタ・ゴードンさんという女性により草案されたものです。明治憲法と民法において、当時の日本女性は無権利な状態に置かれていました。農村の娘の身売りや子供が生まれないと離縁される妻、おめかけさんの存在など悲惨であった女性を救いたいと24条ができた背景をベアテ・シロタ・ゴードンさんは語っています。現行憲法によって、女性はようやく人間として自由と平等の権利を獲得しました。そして、現在、さらに男女平等社会の実現を目指してジェンダーの視点、つまり社会や文化から有形、無形の強制で女らしさ、男らしさがつくられてきた性差をなくして自分らしく生きられる社会を目指そうとする新たな時代に入っています。政府が21世紀の最重要課題に位置づけている男女共同参画社会の推進であります。地方自治体も積極的な取り組みが求められています。ところが、8月の臨時議会で示された平山市長の施政方針の中には男女共同参画社会の文字が残念ながら見つかりませんでした。重要視されて

いないのではと不安を感じています。そこで、男女共同参画社会について、平山市長はどのような考えを持っていらっしゃるのかお伺いいたします。

第2点目は、自治体病院機能再編成についてお尋ねします。6月議会でも質問しましたが、市長が不在で不明な点が多くありましたので再度取り上げました。医師不足や赤字経営が指摘されて自治体病院の統廃合、機能再編成が進められています。西北五圏域では、西北中央病院が新たに救急医療や高度専門医療を担う中核病院として建設され、公立金木病院や鯉ヶ沢病院は縮小になり、つがる市立成人病センターと鶴田町立中央病院はベッドのない診療所で、在宅医療を目指すという案になっています。しかし、縮小されるつがる市立成人病センターは、現状の存続を求める要請をしています。そんな中で、まずは中核病院が先で周辺の課題が先送りされているのではないかという思いもあります。同時進行で検討されていかなければならない課題ではないでしょうか。この点についての御見解を求めます。質問の2点目は、建設費199億円の財源確保についてですが、現時点では国や県の財政支援がないと聞いています。国や県の支援がない場合でも建設が可能なのか。3点目は、2市4町の負担割合はどのようになっているのか。4点目は、医師確保について具体的な施策があるのか。5点目は、用地場所は決定されたのかお伺いします。

第3点目は、国民保護法についてお尋ねします。2004年6月に武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法が国会内だけの論議にとどまり、国民レベルでの議論がほとんどないまま政府与党の強行による制定となりました。政府は、2005年3月に国民保護に関する基本指針を策定し、都道府県に通知しました。このことを受けて、都道府県は2005年度中に国民保護計画を策定、市町村は2006年度中に計画することが求められています。青森県では、ことし3月に143ページから成る計画が策定されています。各自治体には、国民保護協議会の設置、計画策定、避難訓練等が義務づけられ、当市でも6月議会で国民保護協議会条例と国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例が、私は反対しましたが、賛成多数で可決されてしまいました。国民保護法が言う武力攻撃事態とは4点取り上げられ、着上陸侵攻、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃を想定したものです。これらに盛り込まれている避難方法は、着上陸侵攻の場合、具体的避難場所の明示はありません。ゲリラや特殊部隊の場合は、屋内に一時避難と改めて避難する。弾道ミサイル攻撃の場合は、とりあえず屋内に避難する。航空攻撃の場合は、地下道など屋内に避難するというようなもので、だれでも考えそうな極めてお粗末な内容となっています。ですから、国民保護とは名ばかりで、危険をあおり、国民の動員、統制を強め、日常的に自衛隊との共同行動

を進めて戦時のために備えておくという戦争に備える法律であるということになります。この法律が発動されると、土地、病院、物資などが強制的に収用され、医療関係者や運輸業者、自治体職員などが動員され、業務につかされます。理由なく拒否すれば罰則規定が適用されることになります。また、戦時とテロは別問題なのに同じように考えているのは問題です。アメリカの同時多発テロに対する報復戦争でテロがなくなるでしょうか。テロをなくすには、テロの背景にある貧困や民族差別がなくなるようにしなければなりません。大国の資源争奪の思惑や紛争国への武器、資源援助をなくしていくことです。アメリカ追従の危機をあおって軍事態勢を強化するのではなく、日本が攻撃されないように近隣諸国と平和的な外交、国際連帯を初め、政治、経済、文化などの交流を強めることが重要であります。何の問題もない平時に国民を動員して軍事訓練まがいのことを行おうというのは異常ではないでしょうか。全国の市町村の中でも今年度の計画づくりを見送り、地域防災計画の見直し等に力を尽くすという考え方もあるようです。このような考え方に学ぶべきではないでしょうか。

以上述べて質問をいたします。1点目は、国民保護協議会の構成メンバーについてです。自衛隊関係者もリストに挙げられているため、当市の場合どうなるのかと心配しましたが、3月議会の工藤善司議員への答弁では自衛隊員はメンバーに入れないとのことでした。そのことは、今後もぜひ堅持していただきたいと思います。委員は2年の任期と伺っていますが、今回どのような方たちが選任されたのでしょうか。

2点目として、市町村の計画策定に関して県からはどのような指示が来ているのか。

3点目として、当市の計画策定に関する考え方と今後の進めていくスケジュールはどのようになっているのかお伺いします。

以上で1回目の質問にかえさせていただきます。

○副議長（田中賢一） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（平山誠敏） 葛西議員におかれましては、市政各般にわたり格別の御理解、御協力をいただき、特に協働のまちづくりなど市民参加に関しての御提言を賜るなど大変ありがたく、心よりお礼申し上げます。

施政方針において、男女共同参画社会の推進が述べられていないという御指摘でございますが、少子高齢社会において地域活力を維持し、地域の自立を図っていくためには行財政運営の効率化に加え、行政と市民のパートナーシップを推進し、地域みずからが施策を考え、実行できる参画型社会の実践が重要であります。この市民参画型社会を実践していく上では、男女が対等な地域の構成員としてひとしく社会参加の機会を得られ

るとともに、それぞれが責任を担っていける仕組みを構築することが重要な課題の一つであると考えており、施政方針後段の市民主役の参画型社会の実践に努め、自立と活力に満ちた地域社会の構築を目指すという一文は、男女共同参画型社会をも包括し、述べたものでありますことを御理解賜りたくお願い申し上げます。

なお、今年度中には当市における男女共同参画推進方針を示す五所川原市男女共同参画計画が策定される予定となっており、今後は計画に基づき男女共同参画社会づくりを進めてまいりますので、御理解、御協力を重ねてお願い申し上げます。

次に、自治体病院機能再編成について、質問5、建設用地は決定しているのかという質問にお答えします。中核病院用地の決定に当たっては、平成18年3月に圏域構成市町の助役、自治体病院関係者、地元医師会、弘前大学、住民代表などから成る中核病院建設用地検討委員会が発足し、4回の会議を重ね、五所川原市2カ所、つがる市1カ所の3地域を候補地域とする答申を7月24日に行っております。それを受けて正副連合長による会議や現地視察を行い、来月早々改めて会議を開催することとしております。建設場所の決定は、事業を実施する上で基本的な決定事項であることから、できるだけ早期の決定を目指すこととしております。

次に、国民保護計画策定に対する当市の考え方についてお答えいたします。議員御案内のとおり、7月上旬に北朝鮮から飛翔体が発射され、緊張が一時高まったことは報道等により広く国民に知られているところでありますが、こうした国防に関しては第一義的には国の所管事項と考えております。一方で住民の生命、身体及び財産を守ることは、地方公共団体が最も優先すべき事務であるとも考えております。

また、国民保護計画は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法においてすべての市町村に策定が義務づけられている計画であり、同法の規定により市町村が実施することとされている武力攻撃災害における避難住民の誘導、避難住民に関する安否情報の収集及び整理並びに提供などの事務は、地方自治法に規定する第1号法定受託事務となっていることから国民保護計画の策定及びその実施は地方公共団体の責務であると考えております。こうしたことから、国民保護計画の策定及び実施は取り組まざるを得ない事務と考えておりますので、葛西議員におかれましては御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○副議長（田中賢一） 総務部長。

○総務・財政部長（三上裕行） 葛西議員に国民保護協議会の構成につきましてお答えいたします。

国民保護協議会は、市長の諮問に応じまして市域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議すること及び同重要事項に関し、市長に意見を述べることを所掌事務とされております。また、同協議会で審議すべき事項につきましては、現在設置されております五所川原市防災会議、こちらの方は旧3市町村で持っておりました地域防災計画、この統一のために新五所川原市の地域防災計画策定のために現在設けられております。この防災会議が所管する事務とほぼ同一の内容となりますので、国民保護協議会の委員についても五所川原市防災会議委員と同様の方々に委嘱する予定でございます。

なお、定数は30名以内で、現在22名の委員となっております。参考までに構成する委員の機関等を御紹介申し上げます。まず、市の三役、教育長、消防団長、消防長、これに加えまして津軽森林管理署金木支署、青森河川国道事務所、第2管区海上保安本部、これは青森海上保安部でございます。それから、県の機関として西北地方健康福祉こどもセンター、西北地方農林水産事務所、五所川原県土整備事務所、それに五所川原警察署、五所川原郵便局、N T Tの弘前支店、J Rの五所川原駅、津軽鉄道株式会社、弘南バス株式会社五所川原営業所、東北電力株式会社五所川原営業所、五所川原ガス株式会社、社団法人北五医師会、青森県トラック協会西北五支部、津軽広域水道企業団、こちらの方をお願いしてございます。

次に、国民保護計画策定における県の指導、関与につきましてでございます。国民保護計画策定時においては、県が指導的な立場となるということはございませんけれども、法において国民の保護に関する計画及び市町村の国民の保護に関する計画との整合性を図る、これは県の計画でございます。それから、国の出先の機関の計画との整合性の確保を図るように努めなければならないとございますので。また、これに加えまして、市町村はその国民の保護に関する計画を作成するときはあらかじめ都道府県知事に協議しなければならないとされておりますので、県の国民保護計画と整合性を図るとともに県に対して協議していくこととなります。

なお、国民保護計画を策定したときは、市町村は速やかにこれを議会に報告するとともに公表しなければならないと規定されておりますので、計画策定後に議会に報告させていただきます。

次に、国民保護計画の策定スケジュールと策定後の実施スケジュールについてでございます。まず、国民保護計画の策定スケジュールといたしましては本年度中の策定を目指してございまして、2月ごろをその目途として予定してございます。よって、先ほどの御質問にもありました県の関与ともかかわりますけれども、10月中には県担当者との協議を、11月には県との事前協議を行い、12月及び1月で国民保護協議会を開催する予定



であります。一方、策定後の計画実践についてであります。計画の目的が武力攻撃事態及び緊急処理事態への対処であることから日ごろからの実践はないものではありませんけれども、前述の事態に適切に対処すべく、平素からの備えや予防につきまして市役所内部における組織、体制の整備や関係機関等との連絡網の確立、県が実施いたします総合防災訓練への参加など計画策定後に実施していく項目もございますので、この辺葛西議員におかれましては御理解を賜りますようによろしくお願いいたします。

以上です。

○副議長（田中賢一） 西北中央病院事務局長。

○西北中央病院事務局長（蒔田弘次） 葛西議員にお答えいたします。

議員御承知のとおり、御質問の自治体病院の機能再編成につきましては、つがる西北五広域連合が主体的に取り組んでいるということをお了解いただきましてお答えさせていただきます。

質問の1点目は、中核病院と周辺機能のあり方について同時に進行すべきではないかとの御質問でございますが、平成18年2月に広域連合が策定したマスタープランによりますと、まず中核病院の建設を優先するとされておりまして、このことにつきましては正副広域連合長会議で了承されているところでございます。周辺の自治体病院、いわゆるサテライト病院につきましては、基本的には中核病院での急性期医療を終えた患者さんのためのベッドの確保や、あるいは初期医療を中心とした外来がその機能の中心になるということで整理、検討されているところでございますが、今後は中核病院の立地場所や医療制度の動向あるいは医師確保の見通しなどを具体的に勘案しながら、中核病院の整備と並行してサテライト病院についても検討することになるものと考えられております。

次に、建設財源について、国、県の支援が得られなくても建設が可能なのかとの御質問でございますが、総務省では平成17年度から自治体病院再編成等推進要領を定めておりまして、その内容はいわゆる自治体病院の再編などにより医療提供体制の抜本的な見直しを行う地域に対して、不要となった病棟施設などを処分する場合の特別交付税措置や病床を削除した場合の普通交付税措置の支援等の財政措置を講ずることとしております。しかしながら、現時点では建設費についての具体的な財政支援等は示されていない状況にあります。また、県につきましては、これまでも建設財源の支援について市の重点事業要望等の場で行ってまいりましたが、今年度も去る15日に県知事に対し、県最重点要望事項として財政支援を要望してきたところでございます。県においても、まだ具体的な財政支援等については示していない状況ではございますが、県では国に対して具

体的な財政支援措置を講ずるように提案していくとの回答を得ております。このように、現時点では国、県の財政支援のない中ではございますが、建設、運営につきましては構成市町村がそれぞれ負担しながら建設、運営していくものと想定してございます。

質問の第3点目のいわゆる建設費199億円の負担割合について決まっているのかとの御質問でございますが、広域連合では2市4町の負担割合について、昨年5月に組織されました経営管理等検討委員会の中で設置割、均等割、人口割、利用者割等の四つの要素を組み合わせた六つのパターンを昨年度以来検討を進めているところでございますが、いまだに決定に至っていない状況にあります。来年度以降事業を円滑に推進するためには、できるだけ早期に決定する必要があることから、広域連合としては中核病院の建設用地が決まり次第、最終的な調整を早期に進め、負担割合の決定に向けて取り組むとのことでございます。

次に、医師確保の具体的な方法等についての御質問でございますが、県内の自治体病院の医師配置に大きな影響を持つ弘前大学に対しまして、機能再編成の取り組みを節目ごとに説明に伺っております。医療機能の集約化や役割分担の明確化、あるいは少ない医師を効率的に配置できる医療体制の確立の手段として弘前大学からは高く評価されているところであります。このようなことから、平成23年度を目標としている中核病院の開院に向け、医師の配置には特段の御配慮をいただけるものと期待しているところでございます。また、県におきましても奨学制度の充実やU、Iターン医師の受け入れ体制の整備などさまざまな対策を講じていることから、今後大学、県並びに関係団体と連携を図りながら中核病院の開院に向け、計画的かつ戦略的に医師確保に取り組んでいくものと考えております。

以上であります。

○副議長（田中賢一） 14番。

○14番（葛西ノリエ議員） 2回目の質問に入らせていただきます。

施政方針の中で市民主役の参画型社会の実践に努めていく、そのところに男女共同参画社会の思いが込められているような、そんな市長の発言でございました。それだけではやっぱり弱いのではないかなというふうに私は思っています。市民主役であることは、もちろんこれは当然のことですので、それにプラスした男女共同参画というのは政策方針決定の場に男女ができれば均等に参画をし、喜びも責任も分かち合っていくという内容になっていますので、今この時代に男女共同参画社会を目指すということを意識的に市民の向上、そういったものを図っていくためにはそういう言葉を使っていかなくてはいけない、そういう時代になっているかと思えます。ですので、できる限りいろん

な文面においてそういうのを使いながら市民の意識改革といいますか、そういうことを図っていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくまたお願いしたいと思います。

さらに、ジェンダーの視点からいろいろな場での問題点をとらえてみたいと思います。職場では、男女の賃金格差が一向に縮まっていません。6割以上が年給300万円以下ですし、2003年の男性100に対して女性は67.6で、女性の賃金は男性の3分の2にとどまっています。女性雇用者は4割に達していますが、管理職は男性が大多数です。また、育児休業制度があっても男性はほとんど取得していません。家庭では、共働き世帯がふえているのに家事の7割以上は女性に負担がかかっています。夫から妻への暴力が多いです。学校では、隠れたカリキュラムによる差別があります。例えば入学式、卒業式の並び方、それから名前を呼ぶときには常に男性が先という状態にあります。女子は短大程度でいいとか男子は一家の大黒柱だからという進路指導の考え方がないかなどです。政治では、参政権獲得から61年にもなるのに女性議員がなかなかふえていません。政策方針決定の場に女性の視点がまだまだ生かされていない現状ではないかと思えます。当市では、合併による新たな男女共同参画計画を今年度進めていくため、男女共同参画に対する意識調査が行われましたが、調査の結果と現状について御報告をお願いします。

それから、自治体病院機能再編成についてです。先ほどまずは中核病院が先だという、そういうお考えであったように思いますが、いろいろこれは周辺の病院が協力しなければ成り立っていかないのではないかなというふうに私は思います。中核病院は何とか建った、したけども負担がなかなか周辺、思うように進まない、財政が厳しい中で本当に負担をしていけるのかと、そういった心配を持っております。やはり問題の先送りをするのではなくて、早いうちに財政負担については決めていっていただきたいなというふうに思います。

それから、医師の確保についてもなかなか具体的な案というのが浮かんできません。五所川原だけの問題ではなくて各自治体が抱えてきた問題だと思います。ですから、そんな中で医師を確保していくということは並大抵のことではありませんし、当市として本当に具体的な対策を持っていかなければなかなか解消されていかない問題ではないかと思えますので、当市としての具体的な案を持ちつつ弘大、それから弘大ばかりじゃない、全国に募集をしていく、そんなことも必要ではないかなというふうに思っております。

それから、用地場所については来月早々決定をしたいということだと思っておりますが、今の時点で3カ所の中から1カ所を選んでいくわけですけれども、何が用地決定の最大

の要因になっていくのか、そのこのところを市長、お知らせいただければというふうに思います。

さらに、質問させていただきます。建設後の経営の見通しについてですが、初年度から赤字で10年後から回避できるようなことも聞いています。しかし、順調にいけばということでもありますから不確かな内容と思います。そして、また収益的収支の試算根拠として青森市民病院、八戸市立市民病院の実績をもとにしていますが、地域差もあって無理があるのではと感じています。この点についてはどのようにお考えでしょうか、御答弁をお願いします。

それから、もう一点、ぜひ取り組んでいただきたいことは、議会と市民への十分な情報提供と説明を行って話し合う場を設けていただきたいということでございます。広報などでお知らせするだけでは一方的ですし、市民は内容をわからないまま進められていくことになると思います。この点について実行していくお考えはないかどうかお伺いしたいと思います。

国民保護法についてです。この国民保護協議会の構成メンバーについてですが、この考え方として憲法第11条には基本的人権の享有があります。生まれながらに持っている権利であって、国家権力であっても侵すことのできないものです。ですから、国も県も市町村もこのことを無視することはできません。青森県国民保護計画の基本方針の最初に基本的人権を尊重しますと書かれているのもそのためです。国民保護協議会のメンバーには、市民の権利がわかっている人に入ってもらうこと、例えば弁護士さんとか人権擁護委員の方です。そして、地域防災に詳しい人はもちろんです。それから、女性の視点も必要ではないでしょうか。そうした観点から人選をお願いしたいというふうに思いますが、その点についてのお考えを述べていただきたいと思います。

さらに、自治体は住民の命と財産を守るとりであることを先ほど平山市長はおっしゃいましたし、御認識されていることと思います。まず、政府に対して憲法9条を守り、戦争を起こすなという要求をするべきではないでしょうか。自然災害は、備えがあっても災害を誘発することにはなりません。戦争の備えは周辺国との間で軍事緊張を招くこととなります。地域防災計画に力を入れていくことが必要ですし、国民保護計画をつくらなければならないとしたら住民への協力については強制とならないようにすべきと考えますが、いかがでしょうか。

それから、3点目としては自治体病院の業務従事について、職員の命と安全にかかわる重要な労働条件であるとの認識に立ち、あらかじめ労使交渉を行うこと、また安全が確保されない場合の業務従事権否認を認めるよう求めますが、この点についてのお考え

をお伺いします。

以上、2回目の質問にいたします。

○副議長（田中賢一） 市長。

○市長（平山誠敏） 今の自治体病院用地について何がネックになっているのかという御質問だと思いますが、8月9日に正副連合長会議を開催いたしまして、その時点でまだ各首長とも現地を見ていないということで、それぞれ2班に分かれて現地を視察することにいたしまして、その後来月早々にもう一回正副連合長会議を開催するという予定になっておりますので、まだ具体的に何がネックになって問題になっているのかということとは具体的には承知しておりません。できるだけ来月早々の正副連合長会議では用地を決定したいものと思っております。

以上です。

○副議長（田中賢一） 西北中央病院事務局長。

○西北中央病院事務局長（蒔田弘次） 葛西議員にお答えいたします。

再度いわゆるサテライト病院の機能のあり方についての御質問ですが、先ほども答弁をさせていただきましたが、今後は建設用地が決まり次第、それを並行しながら検討していくこととなっております。

また、医師確保の具体的な方法ということで、議員御心配のようでございますが、事務当局者もその点については十分配慮しながら弘前大学と連携を密にしておりますので、その点も御了承のほどお願いいたします。

次に、収益的収支計画についての御質問でございますが、収支計画につきましては平成18年の2月に策定したマスタープランにおきましては、開院10年目までは収益的収支、赤字が見込まれております。しかし、この費用の中には、いわゆる現金の支出を伴わない減価償却費が毎年度相当額計上されることから、それを除いて計算いたしますと黒字になると試算されております。ただ、このマスタープランでの試算は、議員御心配のとおり、その積算の基礎となる診療単価あるいは経費あるいは患者数など、あくまでも仮定によるものでございますので、さらなる精査が必要と考えられ、今後中核病院を建設し、健全運営していくためには一層の経営努力が求められるものと考えております。

それと、市民への話し合いの場を設けてはどうかというような御提言でございますが、当市では3月の広報ごしよがわらに再編成の必要性や中核病院の開院の時期、あるいは機能再編成による高度な医療が受けられることなどを掲載したところでございますが、広域連合では現在のところ市民との話し合いなど特別な場を考えてございませんが、今後とも市民に対しては継続した説明が必要と思われることから、いわゆる広報等で周知

を図ってまいると。また、市民の方々から御意見があれば参考にさせていただくのと  
とでありますので、今後とも葛西議員におかれましては御指導、御助言のほどよろしく  
お願い申し上げます。

○副議長（田中賢一） 総務部長。

○総務・財政部長（三上裕行） それでは、男女共同参画意識調査の結果と現状について  
御報告いたします。

この調査は、市民の男女共同参画に対する意識を調査することで現状を把握し、五所  
川原市男女共同参画計画策定や施策推進の基礎資料とすることを目的として、市内全域  
2万2,800世帯に広報ごしよがわら3月15日号に折り込み配布し、お願いしたものであ  
ります。御回答いただいた件数は、五所川原地区715件、金木地区150件、市浦地区63件  
で、計983件の大変貴重なデータと受けとめております。調査内容といたしましては、  
1、男女平等意識について、2、仕事について、3、家庭生活について、4、子育てに  
ついて、5、介護について、6、ドメスティック・バイオレンスについての6分野で設  
問が構成されてございます。調査の集計結果から、当市では男女共同参画という言葉の  
認知度は80%以上とかなり高いものの、逆に聞いたことはあるが内容は知らない、また  
知らないとの回答も40%を超え、さらに積極的な啓発活動が必要であると感じておりま  
す。また、男女平等感は教育の場、町内会、子供会等の地域社会で高く、社会通念、し  
きたり、慣習や政治の場で低いと感じていることが示されております。

今回の調査で男女間の意識の違いが顕著でありましたのは、夫婦間における将来の介  
護についてであります。夫婦の年齢や平均寿命の違い等要因はありますけれども、男性  
の43.6%が妻からの介護を望んでいるのに対し、夫からの介護を望む女性は13.7%であ  
り、7割の女性は公的介護を求めています。高齢社会が進展している今、さまざまな  
ニーズに対応していけるよう、男女がともに支え合える社会づくりに有効な施策等を検  
討してまいりたいと考えております。その他各項目の回答結果は、市民の意識として位  
置づけ、計画策定作業を進めてまいりたいと考えております。

次に、国民保護協議会の委員の構成についてであります。議員から先ほど紹介した機  
関のほかに、弁護士、人権擁護委員、女性の方と、こういう方も含まれてはどうかとい  
う御提言でございますけれども、会議の開催が1月、2月ころでありますし、定数が30名  
で、先ほど紹介したのは22名でございます。これから委員の構成につきましては、議員  
の御提言を含め、また住民の代表といたしましては自主防の組織等もございまして、  
その辺も踏まえて検討してまいりたいと思っております。

ほかの2点につきましては、総務課長より答弁させていただきます。

○副議長（田中賢一） 総務課長。

○総務課長（高橋勇公） それでは、葛西議員の御質問にお答えをいたします。

国民保護計画において、市民の安全を確保する上から協力は強制すべきでないという考え方の御質問でございます。国民保護計画は、あくまで計画でありまして、法律そのもの、法令に規定される事項によって策定されるものであります。ですから、同計画に規定されるのみでは住民の権利義務をいわゆる制限する、あるいは強制するといったことはできないものと認識しております。また、計画の策定の基本となる市町村国民保護モデル計画においても住民に対しての協力を強制するといった項目はないものと認識しておりますし、市としてもそのような規定を設ける予定は考えてございませんので、この点に御理解賜りたいと思います。

次のもう一点でございます。法そのものが職員の安全と生命にかかわることであると、ですから市と職員はあらかじめ労使交渉をしておくべきではないか、また職務を遂行するに当たって拒否権ですか、否認権を認めてほしいといった内容の御質問でございます。まず、民間の職場同様、地方公務員も給与並びに勤務の条件などについては年に数回労使交渉を行っておりますが、地方公共団体みずからの責任と権限によって施行すべき行政上の管理事項については交渉の対象とすることはできないとされております。さらに、公務員は同法において法令の遵守はもとより上司の職務上の命令に従う義務があるともされております。よって、違法または上司からの職務命令に重大かつ明白な瑕疵が明らかでない限り職務を遂行することが求められるわけです。一方で国民保護法に基づく措置は、同法そのものが武力攻撃事態等を想定した法でありますから、職員が職務を遂行するに際して身体、生命に全く危険がないとも言いきれないのが議員御指摘のとおりであります。まず、あってはならないことではありますが、国民保護法における措置をとる必要が迫った場合には、これまでの自然災害、またはその他の災害での救助活動なども同様、職員の身体、生命、安全確保には十分配慮した職務内容、業務内容になるような国民保護計画を策定していくとともに同計画の運用に際しても心がけてまいりたいと存じておりますので、葛西議員におかれましては御理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○副議長（田中賢一） 14番。

○14番（葛西ノリエ議員） 3回目の質問に入らせていただきます。

○副議長（田中賢一） 時間もないので、少なくなっていますので、簡潔に願います。

○14番（葛西ノリエ議員） 男女共同参画についてです、3回目。これからの男女共同参画計画づくりには幅広く発言を求めて、より豊富な計画づくりにしていただきたいと思

っています。例えば八戸市が労働の場における男女共同参画ということでアドバイスを連合青森から受けるため、話し合いを持ったということを知っています。労働者の組織から学ぶことも必要ではないでしょうか。それから、教育のことは教師や子供たちに学ぶことも必要だと思えます。こうした提案に対して市長のお考えはいかがでしょうか。

それから、自治体病院のことで、市民の話し合いの場を設けていただきたいということに対して広報でやっているからというふうなお話をされましたけれども、広報だけではやっぱりわからないことがたくさんあるわけです。ですから、市民ときちんと向き合った形で自治体病院に向けた再編を進めていただきたい、そういうふうに思っています。再度このことを要請したいと思えますが、検討していただきたいと思えます。いかがでしょうか。

それから、自治体病院の役割は医療を均等に保障する役割があることを忘れてはなりません。病院の集約化が地域間のバランスを崩すことにならないか、多額の負担に耐えられるのか、医師の確保など心配な点が多々あります。課題が多いだけに、行政は住民ときちんと向き合い、住民の声を反映したものであってほしいと思えます。

それから、国民保護法についてですけれども、最初は多分要請という形で自治体の役割が求められてくるかと思えます。それが戦地と言えれば大変なことになりますから、そこまでいかに知恵を出し合っていかなければならないわけですが、強制、半強制、そういったことがされていくだろうというふうに思えます。そうしたときに、やっぱり命にかかわる問題です。命にかかわる問題ですから、個人の意見というものを尊重していかなければならないのではないかと。個人の尊重を、その辺強く訴えたいというふうに思えます。

旧五所川原市議会では、昭和61年9月29日に核兵器廃絶平和都市宣言をしています。市民は、非核三原則、つまり核を持たず、つくらず、持ち込ませぬの完全実施を願い、平和を愛する世界の人々とともに恒久平和を実現することを決意し、核兵器廃絶平和都市をここに宣言するとあります。合併された皆さんともこの思いを一つにし、戦争をしない国であり続けるために平和行政への一層の努力を当市に求めるものであります。

以上、3回目の答弁をお願いして終わります。

○副議長（田中賢一） 西北中央病院事務局長。

○西北中央病院事務局長（蒔田弘次） 市民に対する周知の方法でございしますが、全市民に対する周知を考えれば広報が一番よいとは思われます。いずれにいたしましても、葛西議員、話し合いの場ということの御要望でございしますので、広域連合とも話し合いを試みたいと思えます。



○副議長（田中賢一） 総務部長。

○総務・財政部長（三上裕行） 男女共同参画計画作成に当たって、各方面からの意見、アドバイスを求める予定はないかということでございます。

計画の策定に当たりましては、五所川原市男女共同参画推進委員会を本年3月に設置してございます。推進委員9名は30代から70代までの男性3名、女性6名で、教育、福祉、農業関係者、会社役員、専業主婦等幅広く選任し、既に委員会を2回開催しておりますが、それぞれのお立場での活発な御意見や貴重な御提言をいただき、策定作業も順調に進んでいるところでもあります。

また、庁内においても職員18名をメンバーとする男女共同参画検討会議を開催し、施策等について検討を重ねておりますし、3月に実施いたしました、先ほど紹介いたしました市民アンケート等の結果につきましては、市民の声と位置づけまして計画策定作業を進めてまいりたいと考えておりますので、今のところ特に他の団体や組織から意見やアドバイスをいただくという予定は持ってございません。

いずれにいたしましても、計画の策定を契機に推進体制をより一層充実させ、合併前は計画のなかった金木地区、市浦地区も含めまして本市の男女共同参画社会の形成、促進に努めてまいりたいと思っておりますので、御理解、御協力を賜りますようによろしくお願い申し上げます。

○副議長（田中賢一） 総務課長。

○総務課長（高橋勇公） 国民保護法に関する最後の御質問でございますけれども、先ほど葛西議員のお話にありましたように、質問にありましたように、国民保護法のための措置を実施するに当たっては基本的人権の尊重に関する項目が置かれてございます。その中では、憲法の保障する国民の自由と権利を尊重されるものでなければならないとありますので、これらに十分配慮した計画づくりをしてまいりたいというふうに存じますので、よろしくお願いをいたします。

○副議長（田中賢一） 以上をもって葛西ノリエ議員の質問を終了いたします。

次に、5番松野武司議員。

○5番（松野武司議員） 一登壇一

本議会の一般質問の最後の質問者となりました新市民クラブの松野武司です。平成18年度第5回定例会に当たり、通告の一般質問をいたします。平山市長におかれましては、多くの市民の支持を得ての五所川原市の今後の発展への重大な使命を託されたのですから、健康にも留意しながら最大の努力をし、最大の成果を得るような行政の執行をしていただき、また市民の安心、安全な、そして公平、公正で思いやりある行政を進め

ていただきたいと、壇上から失礼ですが、お願い申し上げたいと思います。これまで市長の不在の定例議会が3度ありました。その中で感じたことは、最高責任を負う理事者が不在という中で議会での議論が交わされましたが、実に不合理な提案がなされ、可決されたことなどがあり、もし市長がいたならと、そんな思いをいたしました。新市長は、実直、公正な人物だと確信しておりますので、私も微力ではありますが、五所川原市の発展のために努力いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、通告の質問をいたします。最初は、市長の政治姿勢についての市の経済活性化についてお伺いいたします。中央では、景気が回復して経済が活発に動いているとの情報が聞こえるわけですが、青森県西北五地域を見れば産業全体的に景気回復は一向に感じられない状況だと受けとめていますが、当市においてはだんだん悪くなっているような気さえもいたします。当市の基幹産業の農業や牧畜業、林業、水産業、工業、商業など、どれをとっても極めて生産向上をしていると感じられません。今三位一体改革の中、自治体の交付金が削減され、市の財政は当市の産業の発展なくして経営が成り立たないのです。今官民一体でこの経済不況を脱却しなければ新五所川原市の発展が実現しないのですから、市長を中心に経済動向を見ながらそれぞれの産業界の御提案をいただき、議論する場を整えていただきたいと思います。これまでいろいろな取り組みをしてきたと思いますが、これからの対策案をお聞きいたします。

次に、行政改革についてですが、きのうの磯辺議員の質問に対する答弁で、行財政改革推進監を、県に行財政のエキスパートの人材を要請しているとの答弁がありました。今回の平山市長の行財政の取り組みで、財務には金融業界のエキスパートである田邊助役を登用、行政は県庁からと聞き、非常に前向きな行財政改革の執行に平山カラーを出し、積極的に取り組む行動を見て、市民の一人として、また市議会議員として協力しなければとの思いを強く感じました。行政改革については、きのうの質問の中での答弁で集中改革プランの実行も進めていますが、まだまだ市民に大きな不便をさせない行政のスリム化ができると思います。それによって財政改革も伴うことです。きのうの答弁では年度内に固めるとのことですが、具体的に述べられるものがあれば答弁をお願いいたします。

次に、大町区画整理事業についてですが、これもきのうの阿部議員が質問されましたが、通告していますので私からも質問いたします。まずは、現在の工事の進捗率はどのように進んでいるのか気になるところです。というのは、多くの地権者を抱える土地区画整理事業です。したがって、さまざまな事情を抱えている地権者に土地区画整理事業の計画実行に対する説明には大変苦慮しながらの業務を遂行していると思われま

当職員の方の御苦勞を思うのです。今後は、区画案された内で地権者の事業に対する素案の聞き取りや計画についての問題に対し、市が関与していかなければならないと考えられますが、今後の支援策の考えを伺います。

以上で1回目の質問といたします。答弁をよろしくお願ひいたします。

○副議長（田中賢一） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（平山誠敏） 松野議員におかれましては、市政各般にわたり格別の御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

現在大都市圏を除き、中心市街地の空洞化、農業後継者不足や過疎化が進み、雇用の場の不足や農産物価格の低迷などが指摘され、どのようにしたら地域経済の活性化が図れるのかが大きな課題となっております。活力ある地域とは、老若男女の市民が生きがいを持って住み、働き、学び、遊べる地域であり、市の経済活性化には地域の持つ特性や資源が十分に活用され、市民が生き生きと暮らすことのできる環境整備が必要であると考えております。このため、基幹産業である農林水産業においては、質の高い農林水産物を安定供給できる体制を整えるとともに、販路を拡大し、五所川原ブランドを確立することで農家所得の向上を図ってまいりたいと考えております。

商工業の振興については、津軽自動車道など交通体系整備が進展し、エルムの街周辺は事業所、就業者数も増加しており、大町二丁目地区土地区画整理事業による立佞武多を活用した中心市街地の再生を行うことで新たな雇用の場を確保するとともに積極的に企業誘致活動を展開し、若年層の域外流出を防いでまいりたいと考えております。

さらには、新幹線新青森駅開業を見据え、新幹線青森駅と当市を連絡するシャトルバスの運行を関係機関に働きかけるほか、立佞武多、斜陽館、十三湊遺跡などを活用した観光ルートの設定や食、土産品等官民一体となった観光客受け入れ体制整備を推進し、観光産業の振興を進めてまいります。

以上述べましたが、各産業分野において基本となる各種施策を推進することで当市における第1次産業から第3次産業までの経済が相互に連携し、循環できる仕組みの構築に努め、当市の活力創造と経済活性化を図ってまいりたいと考えておりますので、松野議員におかれましても御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○副議長（田中賢一） 総務部長。

○総務・財政部長（三上裕行） 私から行政改革につきましてお答えいたします。

松野議員御承知のとおり、市では集中改革プランを公表し、具体的な数値目標を掲げ

て行財政改革に取り組んでいるところであり、旧五所川原市の支所廃止もその一端であります。行政組織のスリム化や職員数の抑制は、財政健全化へ向けて取り組むべき優先事項と考えてございます。部、課等の統合も考えられますが、この後新年度に向けての人員要望のヒアリングがございまして、関係部課長と十分協議を重ねた上で、その可能性を探っていきたいと思っております。また、行政組織のスリム化、それに伴う職員数の抑制につきましても集中改革プランで公表いたしました目標数値に沿うように努力してまいりたいと考えます。

なお、平成18年度末に退職する職員は、西北中央病院の医療職員を除きまして18名を見込んでおりますが、平成19年度の新採用は保健師2名の予定でございまして、これに関しましては、先般発行いたしました広報ごしよがわらにおいて紹介してございます。こういうことを踏まえ、職員数の抑制に努めてまいりたいと考えます。

旧五所川原市の支所廃止、また市職員数を抑制いたしましても市民サービスが低下しないよう、そして市民福祉のさらなる向上に向け取り組んでまいり所存でございまして、松野議員におかれましても今後とも御指導、御提言を賜りますようによろしくお願い申し上げます。

○副議長（田中賢一） 建設部長。

○建設部長（三橋俊一） それでは、大町二丁目地区土地区画整理事業の進捗状況についてお答えを申し上げます。

大町二丁目地区の土地区画整理事業につきましては、現在仮換地指定に向けて作業を進めてございます。また、平成16年度から継続しております建物補償調査などにつきましては、今年度で大部分の調査を完了する予定となっております。さらに、減価補償のための用地取得と建物移転補償を進めている状況にございます。

なお、進捗率ということでございますけれども、これは事業費ベースで言いますと平成18年度末でおよそ16.7%程度になろうと予想してございます。

以上でございます。

○副議長（田中賢一） 経済部長。

○経済部長（笹森英志） お答えいたします。

中心商店街の活性化を図るための支援策ということでございます。これまでTMOごしよがわらを中心に中心市街地活性化に向け土地区画整理事業との一体化を図り、効果的なまちづくりを目指しまして、各街区における活性化のプロジェクトを検討してまいりました。想定された事業の実現のための今後の支援策につきましては、中心市街地の活性化に関する法律の改正に伴いまして、市町村が新たに策定した中心市街地活性化基

本計画が内閣総理大臣の認定を受けることによって支援措置がより拡充したものになるため、基本計画の策定を早め、国、県及び関係機関に積極的に働きかけるとともに、市、地域住民及び関連事業者が連携を図り、にぎわいのあるまちづくりを推進してまいりたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

○副議長（田中賢一） 5番。

○5番（松野武司議員） それでは、再質問をいたします。

市長からは大卒な答弁があったわけですが、経済活性化についての中で農業問題の取り組みについても答弁があったわけですが、農業に関しては国の農業政策の中で今後認定農業者や集団営農組合というのは、きのうも言っていましたが、本気で農業に取り組む姿勢がなければ国からの支援対策などが受けられないと、そういうようなことだと思います。今までの農業を営む人の農業者の生産への意識改革が最も重要なわけです。農産物、それぞれブランド化を目指し、消費者に安心、安全な農産物の生産への取り組みが必要とされ、また販売戦略も検討していかなければ農家のあすはないと言っても過言ではないと思われます。今後は、国の支援策を活用した取り組みを提案し、生産者の意見や要望を受け入れる場を農業行政の体制を強化して実行していただきたいと思えます。

先日の農業に関する認定農業者の数について新聞に報じられていました。担い手育成集中月間の中で認定農業者の方が鶴田町では90、つがる市は75と認定農業者がふえております。当市でもきのうの答弁では、これに対して70回近くの説明会を行っているとの報告もありました。私もこの説明会には2回ほど出席した経緯がありますけれども、また私の地域の転作組合の臨時総会には夜の7時という時間にもかかわらず、島谷農政課長が1人で集団営農や認定農家について説明をしていただきました。転作組合長は大変感謝を申し上げておりました。それは、19年度から始まる品目横断経営安定対策に対する農家の方々の認識情報の誤解から、この日は転作組合の解散の臨時総会であったのです。それで、課長が来て今後の転作、今までの転作のことやらこれからの品目横断の経営に対する取り組みなどが事細かに説明されて転作組合の解散が回避されたわけなんです。ほかの地域でもこういう誤解の認識を持っている人たちがたくさんいると思いますので、今までも何回か、何十回も説明会を開いてきたわけですが、これからはできる限り、やはり農家の方々というのは日中は仕事をしていますし、夜の時間帯を希望していると思いますが、市役所も大変でしょうが、できるだけそういう時間帯に説明に行ってほしいなということで再度要望してもらいます。

それと、工業問題の取り組みについてですけれども、誘致企業への事業拡大の要請に

ついてですが、これまでに誘致企業と情報交換の場を企画し、事業拡大の要望などを要請する会議をとってきたのか、まずはお聞きいたします。3月に我々新市民クラブ、野呂会長の案で会派の視察研修で当市の誘致企業である、岐阜県に本社がある鳥羽工産に津軽の工場の増設、雇用の拡大ということで要望書を持ってお願いに上がりました。視察で感じたことは、中部地方、いわゆる名古屋、岐阜、その辺のところは求人倍率が1.75という、高いわけでありまして、振り返ってこちらを見ると0.4と、そういう経済の動きとか雇用の差がすごく大きいわけなんです。これなどもやはり当市の誘致企業がもっと増築なりして雇用の拡大をしていただければ、この五所川原の経済もまた動いていくわけなんです。その中で、鳥羽工産の専務さんとの懇談の中で、いかに自治体が事業者に対する増設なり雇用なりを受けやすい条件、雇用を示すかなんです。大きいところは、ほとんど海外に目を向けて海外に工場をつくっているようですけども、この津軽にも今建てている工場以外に大きく各企業が空き地を持っているわけなんです。あれは、当時恐らく今後伸びていくという考えのもとから、あんな大きな土地を取得したと思われま。幾ら増築してもまだ余るような団地なんですけども、これなども今までもやってきたのかわかりませんが、誘致企業との懇談を密にして、何があればこちらに誘致企業が目を向けてくれるのか、そんなことも真剣にとらえていかなければ五所川原市の雇用拡大にはつながらないと思いますので、どうかそのこともやってほしいと、そう思っております。

また、五所川原市には町工場などもあります。これなどもそのような町工場の情報もとりながら、誘致企業との整合性を見ながら、町工場の事業の取り組みやすさ、環境づくり、この辺も市の方で考えていただければいいかと私は思いますので、どうかその辺のところをこれから協議して実行してもらいたいと、そう思っております。

それから、商業、観光問題なんですけども、これ私15年の12月議会でした、スロータウン構想を立ち上げて観光客に五所川原市の郷土文化や郷土芸能などを伝えていってとは考えておりますがということで質問した経緯があります。これも行政や地域の理解や協力がなければできないわけで、市の積極的な取り組みを期待してそのときは提案したんであります。スロータウンという、スローということは余りよろしくないと考えられますけども、社会には一つはスピード社会、片一方がスロー社会という、どちらも社会的には前例ありますから、そういう考えを持っていただければと思っております。

観光客に立佞武多の館を中心に郷土の文化や芸能などを伝えていってとは提案したんです。その中で、今はほとんど見る機会のなくなった市が指定している無形文化財の一つである金多豆蔵劇、これを郷土芸能として復活させてやってはいかがなものかという

ことで、スロータウン構想を五所川原市で取り組んでほしいと要望したんです。前成田市長の答弁の中では、首都圏からお客さんをお呼びしてみたところで、さあ、それを見て理解できればよいですが、半分以上の方が理解できないと、大変面倒な問題もありますということで軽く聞き流されてしまったわけですが、その後私自前でこれを実現しようと思ひまして立佞武多の館の近くの空き店舗を確保し、そして金多豆蔵劇、金多豆蔵の資料館、これを計画して動いたんです。それで、金多豆蔵の劇をやった2代目の木村幸八さん、この人に3度お願いに上がったわけです。いろいろ話ししてみましたが、なかなか私個人がやるのであれば信用に欠けている人間ですから、なかなか御理解が得られなくて本当に断念したわけなんです。今思えば、あのときも、その木村幸八さんが言うには、いや、これ市もちゃんと関与してやるのかということをお聞きしたんですけども、いや、実は市はちょっと乗り気でないものですから、私これ立ち上げようとして来ているんですけどということになったんですけども、あのとき市も関与して一緒に進めたら立ち上がったのか立ち上がっていないのかわかりませんが、もしかすれば実現できたのではないかという思いをしております。このように小さなことでも市の経済の活性化の効果の一つになる可能性があるものであれば、どうかこれからも市民の小さな提案にも耳を傾けて支援していただきたいと、そう思っております。

区画整理事業については、これは先月、8月に会派の研修で千歳のアウトレットモールR e r aというショッピングモールを視察してきましたが、当市の大町もあんな街並みができたらという想像をしたのですが、いろいろ地権者の考えや事情がありますので思うようには進まないかもわかりませんが、何にせよ行政の手助けがなければうまくできないと思います。これまではTMOの構想の中でまちづくりが構想されてきましたが、まちづくりの三法の改正により中心市街地活性化協議会を設置しながらこれから取り組んでいかなければならないと思いますけども、三法の見直しにより市街地の事業を展開するに当たりいろいろな助成制度がありますから、地権者に徹底した説明をし、一人でも多く地権者が事業に取り組むよう指導し、区画に空き巣がないようなまちづくりをしていただきたいと思っております。まず、これから完成の平成25年をスケジュールにした想定スケジュールをまずは教えていただきたいと思っております。

2回目の質問を終わります。

○副議長（田中賢一） 建設部長。

○建設部長（三橋俊一） それでは、大町二丁目地区の土地区画整理事業の今後のスケジュールについてお答えを申し上げます。

大町二丁目地区土地区画整理事業につきましては、平成18年度は先ほど申し上げまし

たとおり減価補償のための用地取得、それから建物移転補償、さらには建物の補償調査などを行っております。さらに、現在仮換地指定に向けて作業を進めているという、平成18年度はこのような状況になってございます。平成19年度から22年度までは、建物移転補償及び道路や広場などの整備工事を実施する予定となっております。また、平成22年度から平成24年度までは既設道路等の据えつけなどの雑工事、それから換地処分に向けての準備作業を実施し、平成25年度の換地処分を行い、当該事業は完工する計画となっております。

以上でございます。

○副議長（田中賢一） 経済部長。

○経済部長（笹森英志） お答えいたします。

まず最初に、農業問題のことなのですが、これからもぜひ説明会を開いて皆様の御協力を得たいというふうに考えてございます。

次に、2番目に誘致企業の関係でございますが、企業との懇談会を実施しているのかということでございました。毎年12月に実施してございまして、昨年度は市と金融機関、企業12社が参加してございます。議員からおっしゃられるとおり、企業の求めるものを把握しているのかということでございまして、その場でいろいろな企業の方からのお言葉なり要望なりをいただきまして、それに基づいて我々もこれからの対策を練っていくということで、実際企業の方々とはお話しさせていただいております。

それから、中心市街地活性化協議会のことでございますが、協議会につきましては、その協議会そのもののあり方というのは法律の中で制定してございまして、協議会に参加することができるものというふうな形でございます。まずは、商工会議所、商工会、それから民間事業者、NPO、それから地権者、それから市町村、政令で要件を定めていることができるまちづくり会社とか、それらの方々を中心として協議会を設置していくということでございます。その協議会を設置していくためには、まず庁内の方に、昨日も市長の方で答弁ありましたとおり策定委員会を設けまして、その中で素案なり庁内の部分でいろいろもみまして、それから協議会の方に素案みたいなものとして提出していただいて検討していただくと。協議会の方の意見がなければ計画は策定できないということになってございますので、協議会の方にそれからかけて進めてまいりたいと考えてございます。

よろしくお願いたします。

○副議長（田中賢一） 5番。

○5番（松野武司議員） 再質問します。



○副議長（田中賢一） 端的に、ずばり聞きたいところ。

○5番（松野武司議員） 農業問題については、農家の皆さんがブランド化したものを強く生産向上に進めていくと思いますが、市でもやはり農家が自信を持ってつくった農産物を市長みずからトップセールスみたいな感じで動いていけば、他町村を見ても隣の隣の板柳などは町長みずから出向いて各ところでトップセールスをやっているようです。これも前にも述べたんですけども、いろいろスロータウン構想の中でスロータウン連盟というところがありまして、これも各自治体が60近く連盟に加入しておりまして、これも農産物のやりとりやら産業祭りの農産物の展示のやりとりや、そういうことも行っているわけで、そういうのにも目を向けながら五所川原の特産を販売する企画を考えてほしいということです。

そして、また区画整理事業、今これからのスケジュールを聞いたわけですけども、25年までかかっただけはこの区画が整備され、完成になるわけですけども、その後、じゃ各地権者が自分の事業をやるということで建物が建っていくわけで、まだまだ先は長いですけども、こういう問題にはいろんな時間を要するものですから、前向きにどんどん、どんどん進めていって、すばらしい街並みができ、各方面からいろいろ視察に来て泊まるどころなくなるだけ視察に来るよう、いいまちづくりを進めてほしいと思っております。

以上で3回目の質問を終わります。

○副議長（田中賢一） 市長。

○市長（平山誠敏） 松野議員には、貴重な要望活動から金多豆蔵を含めた御提言を賜り、本当にありがとうございます。

直売等のトップセールスをする気持ちがあるかということの御質問でございますので、お答えいたします。これまで大都市圏などにおける当市の特産品の販売については、仙台市勾当台公園におけるハイウェイコミュニケーション in 東北、札幌ドームにおける日本のまつり、北海道上ノ国町産業まつりにおいて販売を実施してまいりました。特に千葉県船橋市の御協力により開催しております当市主催の津軽観光首都圏フェアは5回を数え、昨年のごしょがわら市農協、市浦漁協等の特産品を販売し、好評を博しております。このことによりスーパー等とリンゴとシジミの販売提携がなされるなど効果が見られております。ことしも船橋市での物産フェアを開催する予定となっており、日程を調整し、出席したいと考えております。今後とも当市農産物の販売促進に向け、積極的に取り組み、PRしてまいりたいと考えております。

よろしく申し上げます。

○副議長（田中賢一） 以上をもって松野武司議員の質問を終了いたします。

これにて一般質問を終結いたします。

---

◎散会宣告

○副議長（田中賢一） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2時38分 散会

平成18年五所川原市議会第5回定例会会議録(第4号)

---

議事日程

平成18年9月21日(木)午前10時開議

- 第1 議案第83号 専決処分の承認を求めることについてから議案第121号 五所川原市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例案まで
- 

本日の会議に付した事件

- 第1 議案第83号 専決処分の承認を求めることについてから議案第121号 五所川原市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例案まで
- 

出席議員(45名)

1番 原 田 寛 議員	2番 加 藤 磐 議員
3番 阿 部 春 市 議員	4番 齊 藤 一 郎 議員
5番 松 野 武 司 議員	6番 桑 田 茂 議員
7番 木 村 博 議員	8番 外 崎 茂 議員
9番 伊 藤 永 慈 議員	10番 田 中 昇 議員
11番 寺 田 達 也 議員	12番 稻 葉 好 彦 議員
13番 櫛 引 ヌキ子 議員	14番 葛 西 ノリエ 議員
16番 三 和 均 議員	17番 工 藤 誠一郎 議員
18番 寺 田 武 造 議員	19番 野 呂 國四郎 議員
20番 三 和 孝 治 議員	21番 古 川 幸 治 議員
22番 秋 元 洋 子 議員	23番 高 杉 利 彦 議員
24番 山 口 孝 夫 議員	25番 笠 井 幸 市 議員
26番 磯 辺 勇 司 議員	27番 伊丸岡 勇 議員
28番 平 山 秀 直 議員	29番 笹 山 精 喜 議員
31番 平 山 則 雄 議員	32番 島 津 典 明 議員
33番 中 畑 藤 雄 議員	34番 田 中 賢 一 議員
35番 川 口 隆 議員	36番 中 谷 秀 八 議員
37番 福 士 寛 美 議員	38番 川 浪 茂 浩 議員
39番 木 村 清 一 議員	40番 工 藤 善 司 議員
41番 葛 西 収 三 議員	42番 工 藤 武 則 議員

43番 吉岡 浩 議員  
46番 濱田 春士 議員  
48番 長谷川 清勝 議員

44番 葛西 敬太郎 議員  
47番 三瀧 春樹 議員

---

欠席議員（2名）

30番 相澤 治 議員

45番 成田 長代 議員

---

説明のため出席した者（29名）

市 長	平 山 誠 敏
助 役	田 邊 欣二郎
収 入 役	鳴 海 義 男
総務・財政部長	三 上 裕 行
民 生 部 長	木 村 一 善
福 祉 部 長	宮 崎 堅 治
経 済 部 長	笹 森 英 志
建 設 部 長	三 橋 俊 一
金木総合支所長	福 井 定 治
市浦総合支所長	成 田 義 正
西北中央病院 事 務 局 長	蒔 田 弘 次
水道事業所長	須 郷 純 彦
教 育 委 員 長	阿 部 育 也
教 育 部 長	高 松 隆 三
教 育 部 長	葛 西 皓
選挙管理委員会 委 員 長	平 野 光 雄
選挙管理委員会 事 務 局 長	木 村 隆 一
監 査 委 員	大 野 欽 也
監 査 委 員 事 務 局 長	高 橋 俊 昭
農業委員会会長	太 田 昭 市

農 業 委 員 会 長	鈴 木 正 徳
事 務 局 長	高 橋 勇 公
総 務 課 長	工 藤 勝 子
財 政 課 長	岩 川 静 光
企 画 課 長	春 藤 光 正
市 民 課 長	須 藤 久 男
保 護 福 祉 課 長	島 谷 淳
農 政 課 長	白 戸 幸 一
土 木 課 長	関 秀 三
会 計 課 長	

---

◎職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	高 橋 満 直
次 長	前 田 晃
議 事 係 長	小 林 耕 正
議 事 係 主 査	飛 鳥 順 一

◎開議宣告

○議長（齊藤一郎） ただいまの出席議員45名、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号により会議を進めます。

---

◎日程第1 議案第 83号から

議案第121号まで

○議長（齊藤一郎） 日程第1、議案第83号 専決処分の承認を求めることについてから議案第121号 五所川原市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例案までの36件を一括議題といたします。

総括質疑の通告はありません。

お諮りいたします。議案第84号 平成17年度五所川原市一般会計歳入歳出決算についてから議案第108号 平成18年度五所川原市水道事業会計補正予算までの25件については、全議員をもって構成する予算・決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、以上の25件については全議員をもって構成する予算・決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算・決算特別委員会は、本日の会議終了後、直ちにこの議場において正副委員長の互選を行うよう口頭をもって通知いたします。

次に、議案第83号 専決処分の承認を求めることについて及び議案第109号 五所川原市障害者地域生活支援事業条例案から議案第117号 青森県市町村職員退職手当組合規約の変更についてまで及び議案第121号 五所川原市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例案までの11件については、お手元に配付しております議案付託区分表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたしましたから御報告いたします。

---

◎休会の件

○議長（齊藤一郎） この際、お諮りいたします。

委員会審査及び議事整理のため、22日及び25日から27日までの4日間は休会といたし

たいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齊藤一郎) 御異議なしと認めます。

よって、以上の4日間は休会とすることに決しました。

なお、23日及び24日の2日間は、会議規則第9条第1項の規定により休会とし、次回は来る28日定刻より会議を開きます。

---

◎散会宣告

○議長(齊藤一郎) 本日はこれにて散会いたします。

午前10時17分 散会

平成18年五所川原市議会第5回定例会会議録（第5号）

---

◎議事日程

平成18年9月28日（木）午前10時開議

- 第 1 議案第110号 五所川原市楠美家住宅設置条例案
- 第 2 議案第115号 つがる西北五広域連合規約の変更について
- 第 3 議案第117号 青森県市町村職員退職手当組合格約の変更について  
(総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第 4 請願第 2号 地域農林水産業活性化を図るための「地産地消自治体宣言」  
を求める請願
- 第 5 請願第 5号 「品目横断的経営安定対策」にかかわる請願  
(経済常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第 6 議案第 83号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 7 議案第109号 五所川原市障害者地域生活支援事業条例案
- 第 8 議案第111号 五所川原市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例案
- 第 9 議案第112号 五所川原市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
- 第10 議案第113号 五所川原市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する  
条例案
- 第11 議案第116号 青森県消防補償等組合の共同処理する事務の変更及び青森県  
消防補償等組合格約の変更について
- 第12 議案第121号 五所川原市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する  
条例案  
(民生常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第13 議案第114号 財産の取得について  
(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第14 議案第 84号 平成17年度五所川原市一般会計歳入歳出決算について
- 第15 議案第 85号 平成17年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計歳入  
歳出決算について
- 第16 議案第 86号 平成17年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別  
会計歳入歳出決算について
- 第17 議案第 87号 平成17年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別  
会計歳入歳出決算について



- 第18 議案第 88号 平成17年度五所川原市老人保健特別会計歳入歳出決算について
- 第19 議案第 89号 平成17年度五所川原市介護保険特別会計歳入歳出決算について
- 第20 議案第 90号 平成17年度五所川原市立高等看護学院特別会計歳入歳出決算について
- 第21 議案第 91号 平成17年度五所川原市下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 第22 議案第 92号 平成17年度五所川原市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 第23 議案第 93号 平成17年度五所川原市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について
- 第24 議案第 94号 平成17年度五所川原市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について
- 第25 議案第 95号 平成17年度五所川原市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算について
- 第26 議案第 96号 平成17年度五所川原市相内財産区特別会計歳入歳出決算について
- 第27 議案第 97号 平成17年度五所川原市脇元財産区特別会計歳入歳出決算について
- 第28 議案第 98号 平成17年度五所川原市十三財産区特別会計歳入歳出決算について
- 第29 議案第 99号 平成17年度五所川原市嘉瀬財産区特別会計歳入歳出決算について
- 第30 議案第100号 平成17年度五所川原市病院事業会計決算について
- 第31 議案第101号 平成17年度五所川原市水道事業会計決算について
- 第32 議案第102号 平成17年度五所川原市工業用水道事業会計決算について
- 第33 議案第103号 平成18年度五所川原市一般会計補正予算
- 第34 議案第104号 平成18年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 第35 議案第105号 平成18年度五所川原市介護保険特別会計補正予算
- 第36 議案第106号 平成18年度五所川原市下水道事業特別会計補正予算

- 第37 議案第107号 平成18年度五所川原市農業集落排水事業特別会計補正予算  
第38 議案第108号 平成18年度五所川原市水道事業会計補正予算  
(予算・決算特別委員長報告・質疑・討論・採決)  
第39 発議第 6号 道路財源の確保に関する意見書案
- 

◎本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第110号 五所川原市楠美家住宅設置条例案  
第 2 議案第115号 つがる西北五広域連合規約の変更について  
第 3 議案第117号 青森県市町村職員退職手当組合理約の変更について  
(総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)  
第 4 請願第 2号 地域農林水産業活性化を図るための「地産地消自治体宣言」  
を求める請願  
第 5 請願第 5号 「品目横断的経営安定対策」にかかわる請願  
(経済常任委員長報告・質疑・討論・採決)  
第 6 議案第 83号 専決処分の承認を求めることについて  
第 7 議案第109号 五所川原市障害者地域生活支援事業条例案  
第 8 議案第111号 五所川原市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例案  
第 9 議案第112号 五所川原市国民健康保険条例の一部を改正する条例案  
第10 議案第113号 五所川原市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する  
条例案  
第11 議案第116号 青森県消防補償等組合の共同処理する事務の変更及び青森県  
消防補償等組合理約の変更について  
第12 議案第121号 五所川原市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する  
条例案  
(民生常任委員長報告・質疑・討論・採決)  
第13 議案第114号 財産の取得について  
(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)  
第14 議案第 84号 平成17年度五所川原市一般会計歳入歳出決算について  
第15 議案第 85号 平成17年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計歳入  
歳出決算について  
第16 議案第 86号 平成17年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別  
会計歳入歳出決算について

- 第17 議案第 87号 平成17年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計歳入歳出決算について
- 第18 議案第 88号 平成17年度五所川原市老人保健特別会計歳入歳出決算について
- 第19 議案第 89号 平成17年度五所川原市介護保険特別会計歳入歳出決算について
- 第20 議案第 90号 平成17年度五所川原市立高等看護学院特別会計歳入歳出決算について
- 第21 議案第 91号 平成17年度五所川原市下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 第22 議案第 92号 平成17年度五所川原市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 第23 議案第 93号 平成17年度五所川原市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について
- 第24 議案第 94号 平成17年度五所川原市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について
- 第25 議案第 95号 平成17年度五所川原市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算について
- 第26 議案第 96号 平成17年度五所川原市相内財産区特別会計歳入歳出決算について
- 第27 議案第 97号 平成17年度五所川原市脇元財産区特別会計歳入歳出決算について
- 第28 議案第 98号 平成17年度五所川原市十三財産区特別会計歳入歳出決算について
- 第29 議案第 99号 平成17年度五所川原市嘉瀬財産区特別会計歳入歳出決算について
- 第30 議案第100号 平成17年度五所川原市病院事業会計決算について
- 第31 議案第101号 平成17年度五所川原市水道事業会計決算について
- 第32 議案第102号 平成17年度五所川原市工業用水道事業会計決算について
- 第33 議案第103号 平成18年度五所川原市一般会計補正予算
- 第34 議案第104号 平成18年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算

- 第35 議案第105号 平成18年度五所川原市介護保険特別会計補正予算  
 第36 議案第106号 平成18年度五所川原市下水道事業特別会計補正予算  
 第37 議案第107号 平成18年度五所川原市農業集落排水事業特別会計補正予算  
 第38 議案第108号 平成18年度五所川原市水道事業会計補正予算  
 ( 予算・決算特別委員長報告・質疑・討論・採決 )  
 第39 発議第 6号 道路財源の確保に関する意見書案

出席議員(47名)

1番 原 田 寛 議員	2番 加 藤 磐 議員
3番 阿 部 春 市 議員	4番 齊 藤 一 郎 議員
5番 松 野 武 司 議員	6番 桑 田 茂 議員
7番 木 村 博 議員	8番 外 崎 茂 議員
9番 伊 藤 永 慈 議員	10番 田 中 昇 議員
11番 寺 田 達 也 議員	12番 稲 葉 好 彦 議員
13番 櫛 引 ユキ子 議員	14番 葛 西 ノリ工 議員
16番 三 和 均 議員	17番 工 藤 誠一郎 議員
18番 寺 田 武 造 議員	19番 野 呂 國四郎 議員
20番 三 和 孝 治 議員	21番 古 川 幸 治 議員
22番 秋 元 洋 子 議員	23番 高 杉 利 彦 議員
24番 山 口 孝 夫 議員	25番 笠 井 幸 市 議員
26番 磯 辺 勇 司 議員	27番 伊丸岡 勇 議員
28番 平 山 秀 直 議員	29番 笹 山 精 喜 議員
30番 相 澤 治 議員	31番 平 山 則 雄 議員
32番 島 津 典 明 議員	33番 中 畑 藤 雄 議員
34番 田 中 賢 一 議員	35番 川 口 隆 議員
36番 中 谷 秀 八 議員	37番 福 士 寛 美 議員
38番 川 浪 茂 浩 議員	39番 木 村 清 一 議員
40番 工 藤 善 司 議員	41番 葛 西 収 三 議員
42番 工 藤 武 則 議員	43番 吉 岡 浩 議員
44番 葛 西 敬太郎 議員	45番 成 田 長 代 議員
46番 濱 田 春 士 議員	47番 三 湊 春 樹 議員
48番 長谷川 清 勝 議員	

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者（28名）

市 長	平 山 誠 敏
助 役	田 邊 欣二郎
収 入 役	鳴 海 義 男
総務・財政部長	三 上 裕 行
民 生 部 長	木 村 一 善
福 祉 部 長	宮 崎 堅 治
経 済 部 長	笹 森 英 志
建 設 部 長	三 橋 俊 一
金木総合支所長	福 井 定 治
市浦総合支所長	成 田 義 正
西北中央病院 事 務 局 長	蒔 田 弘 次
水道事業所長	須 郷 純 彦
教 育 長	高 松 隆 三
教 育 部 長	葛 西 皓
選挙管理委員会 委 員 長	平 野 光 雄
選挙管理委員会 事 務 局 長	木 村 隆 一
監 査 委 員	大 野 欽 也
監 査 委 員 事 務 局 長	高 橋 俊 昭
農業委員会会長	太 田 昭 市
農 業 委 員 会 事 務 局 長	鈴 木 正 徳
総 務 課 長	高 橋 勇 公
財 政 課 長	工 藤 勝 子
企 画 課 長	岩 川 静 子
市 民 課 長	春 藤 光 正

家庭福祉課長	中野博之
農政課長	島谷淳
土木課長	白戸幸一
会計課長	関秀三

---

◎職務のため出席した事務局職員

事務局長	高橋満直
次長	前田晃
議事係長	小林耕正
議事係主査	飛鳥順一

◎開議宣告

○議長（齊藤一郎） ただいまの出席議員47名、定足数に達しております。

休会前に引き続き会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第5号により会議を進めます。

---

◎日程第1 議案第110号から

日程第3 議案第117号まで

○議長（齊藤一郎） 日程第1、議案第110号 五所川原市楠美家住宅設置条例案から日程第3、議案第117号 青森県市町村職員退職手当組合理約の変更についてまでの3件を一括議題といたします。

本件に関し、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員長（櫛引ユキ子） 一登壇一

おはようございます。本定例会において、総務常任委員会に付託されました議案3件について、去る21日、理事者側の出席を求め、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

議案第110号 五所川原市楠美家住宅設置条例案についてであります。本件は今年度移転新築工事が完了することに伴い、地方自治法の規定に基づき、公の施設として楠美家住宅を設置するため提案するものであるとの説明に対し、ふすま絵滅失に伴う損害賠償の詳細について、寄贈内容について、指定管理者制度導入予定について、入館料無料とした根拠についてなど活発な質疑がなされ、それぞれ説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の過程で、ふすま絵の滅失に当たり、工事のさらなる管理の徹底を図るよう、また楠美家住宅及び狼野長根公園の管理を一体化するよう要望があったことを申し添えます。

次に、議案第115号 つがる西北五広域連合規約の変更についてであります。本件はつがる西北五広域連合が中核病院の整備を行う体制を整えるに当たり、広域連合の処理する事務及び広域計画に西北五地域保険医療圏自治体病院機能再編成に係る中核病院の整備に関すること等を追加するため提案するものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第117号 青森県市町村職員退職手当組合規約の変更についてありますが、本件は弘前市、旧中津軽郡岩木町及び相馬村の市町村合併に伴い、組合議員を9名から8名に改めるとともに、旧4区と旧5区を統合して新4区とし、以下それぞれ繰り上げ9区を削るものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上が当委員会における審査の概要と結果であります。本会議におかれましても、当委員会の決定どおり御議決賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

○議長（齊藤一郎） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長の報告は、議案第110号及び議案第115号並びに議案第117号の3件は原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

---

◎日程第4 請願第2号及び

日程第5 請願第5号

○議長（齊藤一郎） 次に、日程第4、請願第2号 地域農林水産業活性化を図るための「地産地消自治体宣言」を求める請願及び日程第5、請願第5号 「品目横断的経営安定対策」にかかわる請願の2件を一括議題といたします。

本件に関し、経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員長。

○経済常任委員長（三和 均） 一登壇一

おはようございます。本定例会で経済常任委員会に付託されました請願2件について、去る21日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。



閉会中継続審査であります請願第2号 地域農林水産業活性化を図るための「地産地消自治体宣言」を求める請願及び同じく閉会中継続審査であります請願第5号 「品目横断的経営安定対策」にかかわる請願は、請願者より請願取り下げ願が提出され、当委員会で検討の結果、全員異議なく取り下げを承認すべきものと決しました。

以上が当委員会における審査経過の概要と結果であります。本会議におかれましても、当委員会の決定どおり御議決賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

○議長（齊藤一郎） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、請願第2号及び請願第5号は取り下げ承認であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

---

◎日程第 6 議案第 83号から

日程第12 議案第121号まで

○議長（齊藤一郎） 次に、日程第6、議案第83号 専決処分の承認を求めることについてから日程第12、議案第121号 五所川原市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例案までの7件を一括議題といたします。

本件に関し、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長。

○民生常任委員長（磯辺勇司） 一登壇一

おはようございます。それでは、本定例会で民生常任委員会に付託されました議案7件について、去る21日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第83号 専決処分の承認を求めることについて、本件は西北五広域福祉事務組合規約の変更についてであり、障害者自立支援法の施行に伴い、西北五広域福祉事

務組合同規約を変更するために平成18年8月22日に専決処分したので、その承認を求めるものであるとの説明があり、これに対し法施行に伴うポイント、周知方法等について質疑があり、説明を了とし、全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議案第109号 五所川原市障害者地域生活支援事業条例案について、本件は障害者自立支援法の規定に基づく地域生活支援事業について所要の事項を定めるために提案するものであるとの説明があり、事業の実施主体について質疑があり、説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第111号 五所川原市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例案について、本件は国民健康保険法の一部改正に伴い、特定療養費を廃止し、保険外併用療養費を創設するために提案するものであるとの説明があり、さしたる質疑もなく、説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第112号 五所川原市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について、本件は国民健康保険法の一部改正に伴い、前期高齢者の一定所得者が療養の給付を受ける際の一部負担金の割合を3割とし、出産育児一時金の支給額を35万円とするために提案するものであるとの説明があり、3割負担となる対象者数とその理由について質疑があり、説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第113号 五所川原市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案について、本件は診療報酬の算定方法の制定及び障害者自立支援法の施行に伴う知的障害者福祉法の一部改正により、所要の事項を改めるために提案するものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第116号 青森県消防補償等組合の共同処理する事務の変更及び青森県消防補償等組合同規約の変更について、本件は消防組織法の改正に伴い、共同処理する事務及び規約を変更するために提案するものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第121号 五所川原市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例案について、本件は国民健康保険法施行令の改正に伴い、基準所得額合計額等の所要の事項を改めるため提案するものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が当委員会における審査の概要と結果であります。本会議におかれましても、当委員会の決定どおり議決賜りますようお願いを申し上げ、御報告といたします。

○議長（齊藤一郎） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、議案第83号は承認、議案第109号及び議案第111号から議案第113号まで並びに議案第116号及び議案第121号の6件は原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

---

◎日程第13 議案第114号

○議長（齊藤一郎） 次に、日程第13、議案第114号 財産の取得についてを議題といたします。

本件に関し、建設常任委員長の報告を求めます。

建設常任委員長。

○建設常任委員長（古川幸治） 一登壇一

おはようございます。本定例会において、建設常任委員会に付託されました議案1件について、去る21日、理事者側の出席を求め、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

議案第114号 財産の取得については、老朽化したロータリ除雪車を更新するものであるとの説明があり、下取り価格について、輸送費について質疑があり、説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が当委員会における審査の概要と結果であります。本会議におかれましても、当委員会の決定どおり御議決賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

○議長（齊藤一郎） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齊藤一郎) 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

---

◎日程第14 議案第 84号から

日程第38 議案第108号まで

○議長(齊藤一郎) 次に、日程第14、議案第84号 平成17年度五所川原市一般会計歳入歳出決算についてから日程第38、議案第108号 平成18年度五所川原市水道事業会計補正予算までの25件を一括議題といたします。

本件に関し、予算・決算特別委員長の報告を求めます。

委員長。

○予算・決算特別委員長(工藤誠一郎) 一登壇一

おはようございます。去る21日の本会議において設置されました予算・決算特別委員会は、同日議場において開催し、委員長に不肖私工藤誠一郎が、副委員長に山口孝夫委員が選任され、翌22日越えて25日の2日間にわたり付託されました議案25件の審査を行いましたので、その経過の概要と結果について報告申し上げます。

当委員会は、議員全員をもって構成されておりますので、議案の内容、その他の詳細については省略させていただき、議案番号順に審査経過に述べられた質疑の主なるものを箇条的に申し上げますので、御了承願います。

最初に、議案第84号 平成17年度五所川原市一般会計歳入歳出決算についてであります。歳入においてまず地方交付税の内容について、集中改革プランの積算根拠及び空財源について質疑があった後、市税の不納欠損額の内容について、太宰治記念館入場料及び立佞武多の館入場料の内容について、中学校校舎新築に伴う工事違約金の内容について及び五所川原市奨学金貸与基金廃止に伴う繰入金の内容について質疑があり、歳出においては職員研修の内容について、講習会負担金の内容について、除排雪について、中心市街地活性化協議会負担金の内容等について質疑があり、それぞれ答弁を了とし、全員異議なく認定すべきものと決しました。

次に、議案第85号 平成17年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算については、財政調整交付金について、出産育児一時金の内容等について質疑があり、

それぞれ答弁を了とし、全員異議なく認定すべきものと決しました。

次に、議案第86号 平成17年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計歳入歳出決算についてから議案第99号 平成17年度五所川原市嘉瀬財産区特別会計歳入歳出決算についてまでの14件については、質疑もなく、全員異議なく認定すべきものと決しました。

次に、議案第100号 平成17年度五所川原市病院事業会計決算については、今後の病院経営健全化の推進について、医師1人当たりの経費について、政府企業債の利率等について質疑があり、答弁を了とし、全員異議なく認定すべきものと決しました。

次に、議案第101号 平成17年度五所川原市水道事業会計決算については、建設改良費について質疑があった後、全員異議なく認定すべきものと決しました。

次に、議案第102号 平成17年度五所川原市工業用水道事業会計決算については、質疑もなく、全員異議なく認定すべきものと決しました。

次に、議案第103号 平成18年度五所川原市一般会計補正予算については、精神障害者地域生活援助費が増額になった理由について、五所川原立佞武多開催費補助金の内容について、消防団のユニフォームについて、学校管理費の修繕料等についての質疑があり、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第104号 平成18年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算についてから議案第108号 平成18年度五所川原市水道事業会計補正予算についてまでの5件については、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が当委員会における審査の経過の概要と結果であります。本会議におかれましても、当委員会の決定どおり御議決賜りますようお願い申し上げ、御報告といたします。

○議長（齊藤一郎） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長の報告は、議案第84号から議案第102号までの19件は認定、議案第103号から議案第108号までの6件は原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

---

◎日程第39 発議第6号

○議長（齊藤一郎） 次に、日程第39、発議第6号 道路財源の確保に関する意見書案を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

21番古川幸治議員。

○21番（古川幸治議員） 一登壇一

発議第6号 道路財源の確保に関する意見書案ではありますが、内容については皆様のお手元に配付しております議案書のとおりでありますので、提案理由の説明を省略させていただきます。

何とぞ満場の御賛同を得、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

---

◎委員会付託省略の議決

○議長（齊藤一郎） この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第6号については、会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決しました。

---

○議長（齊藤一郎） 発議第6号 道路財源の確保に関する意見書案の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもって今定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

---

◎市長あいさつ

○議長（齊藤一郎） 市長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。  
市長。

○市長（平山誠敏） 一登壇一

閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会も齊藤議長を初め工藤予算・決算特別委員長並びに各常任委員長、また議員各位の御協力によりまして全議案とも滞りなく御議決を賜り、厚く御礼申し上げます。

審議の過程において賜りました御意見、御提言などにつきましては、十分これを尊重し、検討いたしまして、今後の市政運営に反映してまいる所存であります。

また、今般の議会においては、助役に田邊欣二郎氏を、人権擁護委員の候補者として桑野邦夫氏及び伊丸岡秀昭氏の3氏をそれぞれ満場一致をもちまして選任、推薦をいただき、重ねてお礼申し上げます。

特に新たに就任された田邊助役には、行財政改革を初めとする市政の諸課題に遺憾なく力量を発揮されるよう激励を申し上げるとともに、新助役に対しましても小職同様、御臨席の議員各位の格別の御支援、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

さて、小職が最初に取り組まなければならない重要な仕事として心得ておりますのは、市の財政を健全で持続可能なものとするところであります。御案内のとおり、当市の財政は非常に厳しい状況にあり、2年連続して財源不足を抱えての予算編成を余儀なくされ、今年度末には赤字決算が避けられないことが見込まれております。

多くを依存財源に頼らざるを得ない地方都市では、昨今の地方交付税の減少は直接財政を逼迫させる要因となっており、財政構造の類似する多くの地方自治体同様、当市も深刻な悩みを抱えているところであります。財政をめぐる国及び地方の環境を冷静に見詰めますと、交付税、国庫補助金など依存財源の代表的なものの増加が見込まれる状況になく、他方自主財源としての市税についても直ちに増収が見込まれるものではないと考えられるところであります。

これらを踏まえて市の財政を健全化するには、事務事業の徹底した見直しによる歳出の削減に取り組むほかはないと言っても過言ではないと存じております。今後は単に事

業規模の縮小にとどまらず、事業そのものの存続自体も吟味し、その役割を終えた、あるいは代替性のあるものについては、当該事業そのものを廃止することが必要になってまいります。

歳出削減には、必然的に部分的なサービスの低下が伴うことを認めた上で、優先的に確保すべきもの、縮小、廃止せざるを得ないものにつき、真に市民に必要とされているかどうかを価値基準として事業の取捨選択を行い、当該選択が妥当であるか否かについては、議会において具体的な予算審議等を通じて御判断いただきたいと存じておりますので、この点について議員各位の特段の御理解と御協力を賜りますようお願いするものであります。

終わりに、稲穂も色づき、出来秋を間近にさわやかな日和が続いておりますが、議員各位におかれましては健康に留意され、市政伸展のためますます御活躍くださいますよう心から祈念いたしまして閉会のごあいさつといたします。どうもありがとうございました。

---

◎閉会宣告

○議長（齊藤一郎） これにて平成18年五所川原市議会第5回定例会を閉会いたします。

午後10時53分 閉会



署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成18年9月28日

五所川原市議会議長 齊 藤 一 郎

五所川原市議会副議長 田 中 賢 一

五所川原市議会議員 川 口 隆

五所川原市議会議員 中 谷 秀 八

五所川原市議会議員 福 士 寛 美